

職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告の概要

令和6年10月18日
 広島県人事委員会

【本年の給与勧告等のポイント】

- ① 月例給について、民間給与との較差11,542円（3.05%）を解消するため、給料月額を引上げ
- ② 特別給の年間支給月数を0.10月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分
- ③ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）に関し、給料及び地域手当等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備（令和7年4月から実施）
- ④ 知事からの検討要請等を踏まえ、情報職給料表を新設（令和7年4月から実施）

1 職員の給与に関する報告及び勧告

(1) 職員給与と民間給与との比較

ア 月例給

職員給与が民間給与を11,542円（3.05%）下回っている。

民間給与	職員給与	較差
389,822円	378,280円	11,542円（3.05%）

イ 特別給

職員の年間支給月数が民間における年間支給割合を0.11月分下回っている。

民間の支給割合	職員の支給月数	民間との差
4.61月分	4.50月	0.11月

(2) 民間給与との較差等に基づく給与改定

ア 月例給

本年の職員給与と民間給与の較差11,542円（3.05%）を解消するため、人材確保の観点から、若年層に特に重点を置き、全ての号給について所要の改定を行うとともに、本県の給料表の構造を踏まえて改定

イ 特別給（期末手当及び勤勉手当）

民間の支給割合に見合うよう年間支給月数を0.10月分引き上げ（4.50月→4.60月）、国の改定状況、民間の配分状況等を参考に、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分

ウ 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について、国の取扱いに準じて改定

エ 実施時期

令和6年4月1日

(3) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

本年、人事院は、時代の要請に即した給与制度に転換するため、社会と公務の変化に応じた給与制度を整備することとし、具体的な措置内容を勧告

本県においても、国家公務員の給与制度を基本としつつ、本県の実情や民間給与との比較結果も勘案し、次のとおり対応することが必要

ア 給料表

国における初任給・若年層の水準引上げや職責重視の体系への見直し等を基準とし、本県の給料表の構造等を踏まえて改定

イ 扶養手当

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を増額

配偶者：6,500円→廃止 子：10,000円→13,000円

ウ 地域手当

国の見直し内容等を踏まえ、支給地域及び支給割合を見直し

広島市：6.2%→8% 安芸郡府中町：6.2%→4% その他の県内市町：3.2%→4%

エ 通勤手当

支給限度額を月15万円へ引き上げるとともに、新幹線等に係る支給要件のうち、通勤時間が片道当たり30分以上短縮されることを求める要件の見直し

オ 単身赴任手当

採用に伴い支給要件を満たした職員に対し、手当の支給を可能とするよう見直し

カ 管理職員特別勤務手当

平日深夜に係る手当について、支給対象時間帯及び支給額を国に準じて見直すとともに、新たに特定任期付研究員及び特定任期付職員に対し支給

対象時間：午前0時～午前5時→午後10時～午前5時

キ 勤勉手当

「特に優秀」の成績区分の成績率の上限及び人員分布率を国に準じて見直し

ク 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に支給する手当

手当の拡大（住居手当、特勤勤務手当等）

ケ 特定任期付職員の特別給

特定任期付職員業績手当を廃止し、新たに勤勉手当を支給

コ 実施時期

令和7年4月1日

※ 初任給・若年層の水準引上げは、令和6年4月1日に先行実施

※ 扶養手当及び地域手当の改定については、職員への影響等を考慮し、段階的に実施

(4) 情報職の職員に適用する新たな人事・給与制度

情報職の職員に適用する人事・給与制度の見直しについて、知事からの検討要請を受け、民間の動向や地方公務員法の趣旨等を踏まえて検討を行った結果、情報職給料表を新設し、所要の措置を講ずることが適当

(5) 給与制度をめぐる諸課題

ア 獣医師に対する初任給調整手当

獣医師について、人材確保の観点から、初任給調整手当の支給月額の上上げなど、所要の見直しが必要

イ 教員給与

本年、中央教育審議会は、公立学校の教員給与等について答申を行い、現在、国において具体的な検討が進められていることから、動向を注視しつつ、所要の準備を進めていくことが必要

2 人事行政における当面の諸課題に関する報告

(1) 人材の確保・育成等

ア 多様で有為な人材の確保

人材確保を取り巻く環境が厳しい中においても、意欲と志を持つ人材を確保していくことができるよう、広報活動や試験制度の見直し等を行うことが必要

また、引き続き社会人経験者や任期付職員の採用等で民間人材を確保するとともに、これらの人材が、その能力や知見を発揮できるようにしていくことも重要

イ 能力・実績に基づく人事管理の推進

定年が今後段階的に引き上げられることや、若年層の離職者が増加していることなどを踏まえれば、職員の士気を高め、組織のパフォーマンスを最大限発揮するため、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を人材育成の観点から活用するとともに、任用形態を問わず、任用、給与等に適切に反映することが必要

加えて、人事院が給与制度のアップデートについて勧告するとともに、職務給の原則や能力・実績主義の徹底に必要となる人事施策等を検討する方針であることなども踏まえ、能力・実績に基づく人事管理を更に推進することが重要

ウ 人材育成

組織全体のパフォーマンスを向上させていくため、県政の推進に資する知識・スキルを習得した職員を適切に評価することなどを通じて、職員のモチベーションを高めていくことが重要

また、職場における心理的安全性を確保しながら、職員一人一人の状況を丁寧に把握し、各職員の思いに向き合った人材育成を行うことが必要

エ 多様な職員が活躍できる職場環境づくり

多様化・複雑化する行政課題に対応していくためには、職員一人一人の属性、背景、価値観や考え方、勤務形態の差異を組織内の多様性として互いに認め合い、活かしていくことで、組織全体のパフォーマンスを向上させ、課題解決に結び付けていくことが重要

(2) Well-beingの実現につながる勤務環境の整備

職員が高い意欲とやりがいをもって働くことができるよう、職員一人一人のWell-being（肉体的にも精神的にも社会的にも全てが満たされた状態）の実現につながる勤務環境の整備を進めていくことが必要

ア 時間外勤務の縮減等

特定の職員が一定期間恒常的に長時間勤務を行うなど負担が偏っている状況が見られ、職員の健康に最大限配慮することが必要

時間外勤務を縮減していくためには、徹底した業務の精選・合理化に加え、デジタル技術の活用による業務の効率化や柔軟な業務配分の見直し等を行い、それでもなお、恒常的に長時間の時間外勤務を命じざるを得ない場合は、業務量に応じた適正な人員の配置を行うなどの取組を推進するとともに、管理監督者が上限規制の趣旨を踏まえたマネジメントを着実に進めていくことが必要

また、教員の長時間労働については、一定の改善は図られてきたものの、依然として多くの教員が長時間労働を行っており、教員の負担をより一層軽減し、子供と向き合う時間を確保するため、令和5年3月に改定した「学校における働き方改革取組方針」に定める取組を着実に進めていくことが必要

さらに、年次有給休暇の取得促進について、今後も、職員の意識向上や取得しやすい環境整備等に、引き続き積極的に取り組むことが必要

イ 仕事と暮らしの両立支援の取組の推進

育児や介護に責任を有する職員が仕事と暮らしを両立しながら勤務できる環境を整備することが重要

男性職員の育児休業については、引き続き制度の周知や意識啓発を図り、取得率が低い職域においても取得しやすい環境の整備を推進していくことが必要

また、国の両立支援制度を強化する取組の内容を踏まえて、仕事と暮らしの両立支援の取組を更に推進していくことが必要

ウ 多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする柔軟な働き方の推進

ワークスタイル・ライフスタイルに対する価値観が多様化している中で、国や他の地方公共団体の動向も注視しながら、現場の実情に配慮しつつ、テレワーク利用の拡大・定着を図るとともに、フレックスタイム制など柔軟な働き方を一層促進する制度の導入について検討することが必要

エ 職員の健康管理

若年層職員の精神疾患による長期病休者及び退職者の増加が顕著であり、若年層職員へのメンタルヘルス対策は喫緊の課題。現在進められている取組の効果を検証し、更なる実効的な対策が必要

また、再発防止のためにも、予防や早期発見・早期対応の観点に立った対策が必要

オ ハラスメントの防止

パワー・ハラスメント防止対策の法制化に伴い実施した対策により相談件数が増加している状況や、いわゆるカスタマー・ハラスメントに対する社会的関心が高まっていることも踏まえて、ハラスメントのない職場環境づくりにより一層努め、ハラスメントの予防・解決に向けて組織的に取り組んでいくことが必要

(3) 不祥事根絶に向けた取組の徹底

多くの職員は、真摯に日々の職務に精励しているところであるが、不適正な事務処理による懲戒処分事案が複数発生しており、教職員によるわいせつ・セクハラ行為の懲戒処分事案も後を絶たない状況は、極めて遺憾

事案ごとに原因分析を行い、その結果に基づき、不祥事根絶に向けた取組を続け、県民の信頼と負託に応えていくことが必要

(参 考)

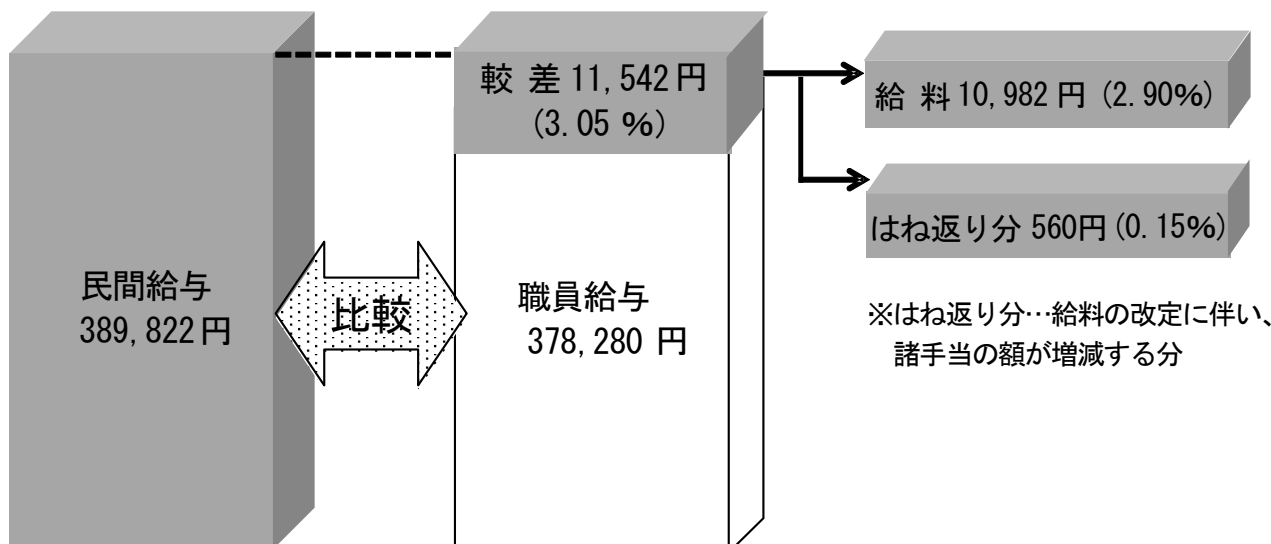
1 民間給与との較差等に基づく給与改定（令和6年4月から実施）

月 例 給

職員給与が民間給与を11,542円(3.05%)下回っていることから、
給料表の水準を引上げ

《職員給与と民間給与の比較》

《改 定 内 容》



特 別 給

職員の年間支給月数(4.50月)が民間の年間支給割合(4.61月分)を下回っていることから、年間支給月数を4.60月に引上げ

2 職員数及び職員構成

- 本年4月現在における人事統計調査によると、職員数は、22,862人で、そのうち行政職給料表適用者は5,830人、公安職給料表適用者は5,128人、教育職給料表適用者は11,389人
- 全職員の平均年齢は40.0歳

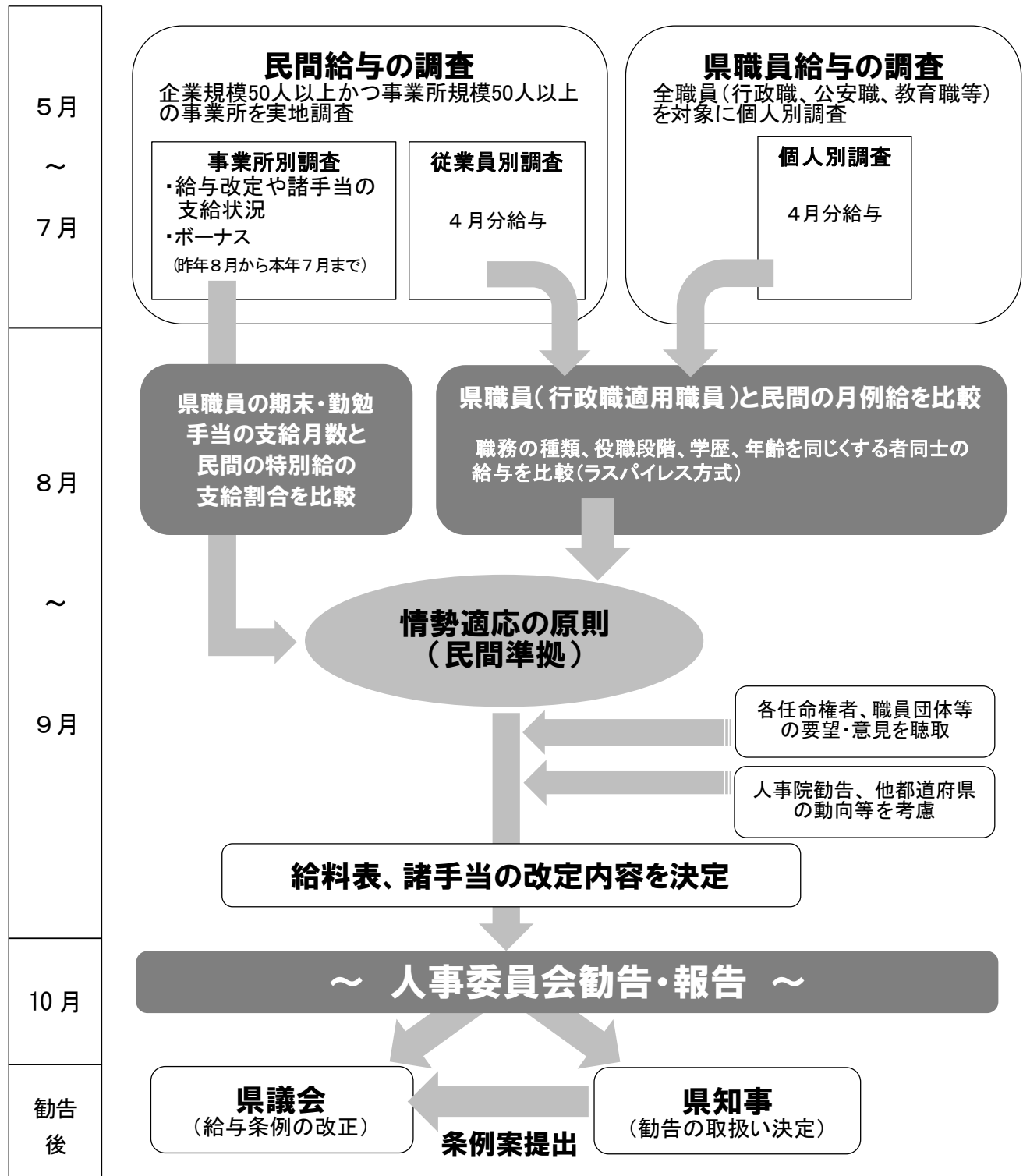
給料表区分	職員数 (単位：人)	職員構成比 (単位：%)
全給料表	22,862	100.0
行政職給料表（一般行政職員）	5,830	25.5
公安職給料表（警察官）	5,128	22.4
教育職給料表(二)(口)（高校教員等）	3,675	49.8
教育職給料表(三)(イ)（小中教員等）	7,714	
研究職給料表（研究員）	254	1.1
医療職給料表(一)（医師等）	43	1.1
医療職給料表(二)（栄養士・獣医師等）	132	
医療職給料表(三)（保健師等）	86	

※ 新規採用者を含んだ数値

3 給与勧告の手順

- 人事委員会では、県職員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、較差が生じた場合は、その較差を解消することを基本に勧告を実施
- 特別給についても、民間の特別給（ボーナス）の過去1年間（昨年8月から本年7月まで）の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に、県職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を実施

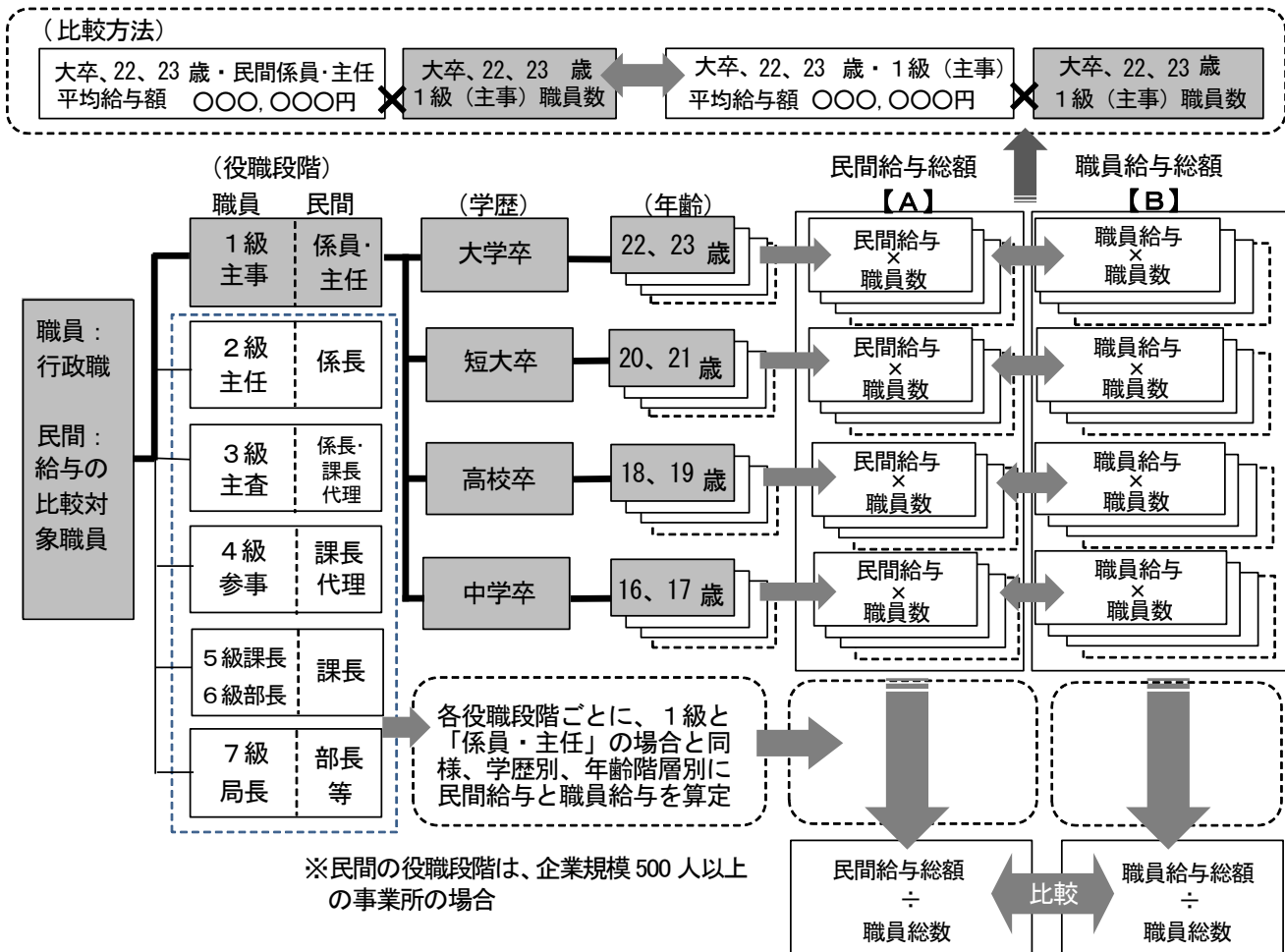
本年の日程



4 民間給与との比較

民間給与との比較方法

- 行政職給料表の適用者と、民間事業所における事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の本年4月の給与額を対比させ、精密に比較
- 具体的には、次のとおり個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額【A】が、現に支払っている支給総額【B】に比べてどの程度の差があるかを算出



- 企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内 1,343 事業所を企業規模や産業等により 32 のグループに区分し、これらのグループから 335 事業所を無作為に抽出して調査を実施し、調査不能等であった 48 事業所を除く 287 事業所について調査を完了

区分	企業規模			
	規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
調査対象事業所	1,343	598	554	191
抽出事業所	335	155	136	44
調査事業所	287	137	113	37

5 給与勧告の実施状況等

最近の給与勧告の実施状況

年	月例給の較差 (民間給与－職員給与)		特別給 (期末・勤勉手当)		平均年間給与 (行政職)	
	年間支給月数	対前年増減	増減額	率	増減額	率
平成26年	1,201円	0.31%	4.10月	0.15月	8.3万円	1.30%
平成27年	3,606円	0.93%	4.20月	0.10月	10.0万円	1.57%
平成28年	619円	0.16%	4.30月	0.10月	5.2万円	0.81%
平成29年	565円	0.14%	4.40月	0.10月	5.1万円	0.79%
平成30年	641円	0.16%	4.45月	0.05月	3.1万円	0.47%
令和元年	312円	0.08%	4.50月	0.05月	2.6万円	0.40%
令和2年	△97円	△0.03%	4.45月	△0.05月	△2.0万円	△0.31%
令和3年	△87円	△0.02%	4.30月	△0.15月	△6.1万円	△0.96%
令和4年	813円	0.21%	4.40月	0.10月	5.4万円	0.86%
令和5年	3,711円	0.98%	4.50月	0.10月	10.1万円	1.61%
令和6年	11,542円	3.05%	4.60月	0.10月	23.4万円	3.70%

※ 「平均年間給与」の「増減額」及び「率」は、勧告による改定前と改定後の増減
(令和6年平均年間給与：改定前632.8万円→改定後656.2万円)

※ 令和6年の数字については、行政職給料表適用職員のうち、新規採用者を除く5,592人(平均年齢42.6歳)の平均

地方公務員の給与決定に関する原則

- 1 **情勢適応の原則** (地方公務員法第14条第1項)
地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。
- 2 **職務給の原則** (地方公務員法第24条第1項)
職員の給与は、その職務と責任に應ずるものでなければならない。
- 3 **均衡の原則** (地方公務員法第24条第2項)
職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- 4 **条例主義** (地方公務員法第24条第5項)
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

人事委員会の勧告制度

- 地方公務員法に基づいて設置された人事行政の専門機関である人事委員会は、職員の人事管理が適正に行われるよう、中立・公平な立場で、人事行政の運営に関する調査等を行い、その成果に基づいて、勧告、報告するなどの役割を担っており、このうち、人事委員会の勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるための制度

職員の給与等に関する報告及び 給与改定に関する勧告

令和 6 年 10 月

広島県人事委員会

はじめに

人事委員会は、公正な人事行政を確立し、行政の民主的で能率的な運営を確保するため、地方公務員法に基づいて設置された人事行政の専門機関であり、任命権者が行う職員の人事管理が適正に行われるよう、中立・公正な立場で、人事行政の運営に関する調査、研究、企画、立案を行い、その成果に基づいて、勧告、報告するなどの地方公務員法に定められた役割を担っている。

このうち、人事委員会の勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるための制度である。

このため、本委員会は、民間事業の従事者の給与や、本県職員の勤務条件、国及び他の地方公共団体の職員の勤務条件、その他社会情勢について調査、研究を行い、その成果を踏まえ、職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告を行うものである。



令和6年10月18日

広島県議会議長 中本隆志様
広島県知事 湯崎英彦様

広島県人事委員会

委員長 船木孝和

職員の給与等について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙1のとおり報告し、あわせて、給与の改定について別紙2のとおり勧告するとともに、人事行政における当面の諸課題について別紙3のとおり報告します。

この勧告に対し、その実現のために所要の措置を講じられるとともに、報告の中で触れた諸課題について、解決に向けた取組を進められることを希望します。

目 次

(別紙1)

職員の給与に関する報告	1
1 職員の給与等	1
(1) 職員数及び職員構成	1
(2) 平均年齢、年齢階層別職員構成及び平均経験年数	2
(3) 平均給与月額	3
2 民間給与の状況	4
(1) 職種別民間給与実態調査	4
(2) 給与改定等の状況	4
(3) 初任給与の状況	5
3 職員給与と民間給与との比較	6
(1) 月例給	6
(2) 特別給	6
4 職員給与と国家公務員給与との比較	7
5 人事院の給与勧告等	7
6 情報職の職員に適用する人事・給与制度の見直しの要請	11
7 結び	11
(1) 令和6年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定	11
(2) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）	12
(3) 情報職の職員に適用される新たな人事・給与制度	18
(4) 給与制度をめぐる諸課題	20
(5) 給与勧告実施の要請	20

(別紙2)

勸告	23
----	----

(別紙3)

人事行政における当面の諸課題に関する報告	117
1 人材の確保・育成等	117
(1) 多様で有為な人材の確保	117
(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進	118
(3) 人材育成	119
(4) 多様な職員が活躍できる職場環境づくり	119
2 Well-beingの実現につながる勤務環境の整備	121
(1) 時間外勤務の縮減等	121
(2) 仕事と暮らしの両立支援の取組の推進	123
(3) 多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする柔軟な働き方の推進	124
(4) 職員の健康管理	124
(5) ハラスメントの防止	125
3 不祥事根絶に向けた取組の徹底	126

(説明資料)

1 職員給与関係資料	1
2 民間給与等関係資料	37

職員の給与に関する報告

本人事委員会は、本県職員の給与の実態及び民間事業所における給与並びに生計費等給与決定に関連のある諸般の事情等について調査、検討を行ったので、その結果を報告する。

1 職員の給与等

本人事委員会が行った本年4月現在における人事統計調査によれば、職員の給与等の状況は次のとおりであり、それぞれその従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の5種8給料表の適用を受けている。

(1) 職員数及び職員構成

第1表のとおり、職員の総数は22,862人で、昨年に比べ226人減少しており、給料表別の職員構成比は、教育職が全体の49.8%を占め、以下、行政職25.5%、公安職22.4%、医療職1.1%、研究職1.1%となっている。

【説明資料 第1表参照】

■第1表 給料表別職員数及び構成比 (単位：人)

給料表	区分	職員数			令和6年 職員構成比
		令和6年4月	令和5年4月	増減	
全給料表		22,862	23,088	△226	100.0%
行政職給料表		5,830	5,888	△58	25.5%
公安職給料表		5,128	5,140	△12	22.4%
教育職給料表(二)(ロ)		3,675	3,719	△44	49.8%
教育職給料表(三)(イ)		7,714	7,813	△99	
研究職給料表		254	261	△7	1.1%
医療職給料表(一)		43	46	△3	1.1%
医療職給料表(二)		132	138	△6	
医療職給料表(三)		86	83	+3	

- (注) 1 各年の4月1日現在の人事統計調査による(市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員を含み、職員の給与に関する条例附則第8項及び市町村立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例附則第5項により給料月額が決定される職員(以下「定年延長者」という。)及び暫定再任用職員等を除く。以下、第5表までについて同じ。)
- 2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある(以下の各表において同じ。)

(2) 平均年齢、年齢階層別職員構成及び平均経験年数

職員の平均年齢は、第2表のとおり、40.0歳である。これを給料表別にみると、平均年齢が最も高いのは研究職給料表の適用者（研究員等）で43.3歳、最も低いのは教育職給料表(三)(イ)の適用者（小中学校教諭等）で38.5歳となっている。

なお、職員数を5歳幅の年齢階層別で見ると、第3表のとおり、25歳から29歳までの年齢階層が最も多く、各年齢階層の構成比を昨年と比べると、18歳から29歳まで、35歳から44歳までの各年齢階層が増加している。

また、職員の平均経験年数は、第4表のとおり、18.2年である。これを給料表別にみると、平均経験年数が最も長いのは研究職給料表の適用者で20.6年、最も短いのは医療職給料表(三)（保健師等）の適用者で15.7年となっている。

【説明資料 第1表参照】

■第2表 給料表別平均年齢

(単位：歳)

区分 給料表	平均年齢		
	令和6年4月	令和5年4月	増減
全給料表	40.0	40.3	△0.3
行政職給料表	41.9	42.1	△0.2
公安職給料表	38.8	38.7	+0.1
教育職給料表(二)(ロ)	41.6	42.1	△0.5
教育職給料表(三)(イ)	38.5	38.9	△0.4
研究職給料表	43.3	43.9	△0.6
医療職給料表(一)	40.0	39.5	+0.5
医療職給料表(二)	42.9	42.3	+0.6
医療職給料表(三)	38.6	38.4	+0.2

■第3表 年齢階層別職員構成比

(単位：%)

年齢階層	18～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55歳 以上
令和6年4月	8.9	14.8	13.7	13.0	11.0	11.3	13.0	14.2
令和5年4月	8.7	14.5	14.0	12.5	10.7	11.8	13.0	14.9
増減	+0.2	+0.3	△0.3	+0.5	+0.3	△0.5	0.0	△0.7
参考 平成26年4月	5.6	11.0	10.1	10.1	12.0	13.9	19.1	18.1

■第4表 給料表別平均経験年数

(単位：年)

区分 給料表	平均経験年数		
	令和6年4月	令和5年4月	増減
全給料表	18.2	18.4	△0.2
行政職給料表	20.1	20.4	△0.3
公安職給料表	18.6	18.5	+0.1
教育職給料表(二)(ロ)	19.1	19.6	△0.5
教育職給料表(三)(イ)	16.1	16.4	△0.3
研究職給料表	20.6	21.2	△0.6
医療職給料表(一)	16.1	15.5	+0.6
医療職給料表(二)	18.3	17.8	+0.5
医療職給料表(三)	15.7	15.4	+0.3

(3) 平均給与月額

職員の本年4月における平均給与月額は、第5表のとおり、388,963円で、これを給料表別にみると、最も高いのは医療職給料表(一)の適用者(医師等)で825,772円、最も低いのは医療職給料表(三)の適用者で343,407円となっている。平均給与月額を昨年と比べると全体では1.0%(3,742円)増加しており、これを給料表別にみると、増加率が最も高いのは医療職給料表(三)の適用者となっている。

【説明資料 第3表参照】

■第5表 職員1人当たりの平均給与月額

(単位：円)

区分 給料表	平均給与月額			
	令和6年4月	令和5年4月	増減額	増減率
全給料表	388,963	385,221	+ 3,742	+1.0%
行政職給料表	372,735	370,155	+ 2,580	+0.7%
公安職給料表	380,439	374,625	+ 5,814	+1.6%
教育職給料表(二)(ロ)	419,770	416,917	+ 2,853	+0.7%
教育職給料表(三)(イ)	389,859	386,045	+ 3,814	+1.0%
研究職給料表	406,440	405,373	+ 1,067	+0.3%
医療職給料表(一)	825,772	811,094	+14,678	+1.8%
医療職給料表(二)	380,500	372,363	+ 8,137	+2.2%
医療職給料表(三)	343,407	334,498	+ 8,909	+2.7%

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本人事業委員会は、本県の民間給与の実態を把握し職員給与と民間給与との比較を行うため、人事院及び広島市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の1,343の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法（調査事業所が特定の業種や企業規模に偏ることがないように、幾つかのグループに区分し、それぞれのグループから無作為に選び出す抽出方法）によって抽出した335事業所について、令和6年職種別民間給与実態調査（以下「民間給与実態調査」という。）を実施した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係の22職種約13,000人及び研究員、医師等の54職種約1,100人について、各民間企業における本年4月分として支払われた給与月額及び給与改定の状況等を詳細に調査した。

本年の調査完了率は、各事業所の協力を得て、87.2%となっており、調査結果は広く民間事業所の状況を反映したものとなっている。

【説明資料 第13表参照】

(2) 給与改定等の状況

民間における給与改定等の状況は、第6表及び第7表のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は65.9%（昨年50.6%）であり、昨年に比べ15.3ポイント増加している。また、定期昇給を実施した事業所の割合は94.6%（同92.5%）であり、昨年に比べ2.1ポイント増加している。

■第6表 民間における給与改定の状況 (単位：%)

区分		区分			
		ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係員	令和6年調査	65.9	1.0	0.7	32.5
	令和5年調査	50.6	2.7	0.7	46.0
課長級	令和6年調査	57.1	1.0	0.4	41.5
	令和5年調査	38.6	6.7	0.7	54.1

(注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計したものである。

■第7表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

区 分 役職段階		定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			昨年と比較して昇給額が					
			増額	減額	変化なし			
係 員	令和6年調査	94.6	94.2	42.6	1.7	49.9	0.5	5.4
	令和5年調査	92.5	92.5	32.9	3.0	56.6	—	7.5
課長級	令和6年調査	81.9	81.5	35.2	1.5	44.8	0.5	18.1
	令和5年調査	82.4	82.4	26.4	2.1	54.0	—	17.6

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計したものである。

(3) 初任給の状況

民間における初任給の改定状況は、第8表のとおりであり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で33.9%（昨年36.1%）、高校卒で16.3%（同14.7%）となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は大学卒で88.5%（同54.4%）、高校卒で93.7%（同76.3%）であり、それぞれ昨年に比べ大学卒は34.1ポイント、高校卒は17.4ポイント増加している。一方、据え置いた事業所の割合は大学卒で11.5%（同45.6%）、高校卒で6.3%（同23.7%）であり、それぞれ昨年に比べ大学卒は34.1ポイント、高校卒は17.4ポイント減少している。

【説明資料 第14表、第15表参照】

■第8表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

区 分 学 歴		採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増 額	据置き	減 額	
			大学卒	令和6年調査	33.9	
	令和5年調査	36.1	(54.4)	(45.6)	—	63.9
高校卒	令和6年調査	16.3	(93.7)	(6.3)	—	83.7
	令和5年調査	14.7	(76.3)	(23.7)	—	85.3

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである（事業所単位による集計）。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

人事統計調査及び民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表の適用者、民間事業所の従業員においては公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の本年4月の給与額を対比させ、精密に比較したところ、第9表のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均11,542円（3.05%）下回っている。

【説明資料 第3表、第16表、第17表参照】

■第9表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差((A)-(B)) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
389,822 円	378,280 円	11,542円 (3.05%)

- (注) 1 民間給与は、職務上の役職段階別、学歴別及び年齢階層別の平均の給与月額を算定し、これに対応する県職員の人員構成を基準として加重平均したものである（ラスパイレス方式）。
- 2 民間・職員給与は、きまって支給する給与から、時間外手当、通勤手当及びこれらに相当する手当を除いたものである。
- 3 職員給与の対象となる職員は、行政職給料表適用者5,830人（定年延長者107人を除く）から、民間事業所の従業員と同様に、本年度の新規採用者を除いた5,592人（平均年齢42.6歳）である。

(2) 特別給

民間給与実態調査の結果によると、第10表のとおり、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は所定内給与月額の4.61月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の平均年間支給月数（4.50月）が民間事業所の特別給を0.11月分下回っている。

【説明資料 第18表参照】

■第10表 民間における特別給の支給状況

区 分	特別給の支給割合
下 半 期	2.23 月分
上 半 期	2.38 月分
年 間 計	4.61 月分

- (注) 下半期とは令和5年8月から令和6年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

4 職員給与と国家公務員給与との比較

総務省の令和5年地方公務員給与実態調査によれば、令和5年4月1日における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本県職員の給料月額を、学歴別・経験年数別にラスパイレス方式により比較すると、国家公務員の俸給水準を100とした場合の本県のラスパイレス指数は100.5（令和4年100.5）であり、前年と同水準である。

なお、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数は99.2（同99.2）である。

5 人事院の給与勧告等

人事院は、本年8月8日、国会と内閣に対し、国家公務員に係る「公務員人事管理に関する報告」及び「職員の給与に関する報告」を行い、給与の改定について勧告するとともに、「国家公務員の育児休業法等に関する法律の改正についての意見の申出」を行った。

この中で、「公務員人事管理に関する報告」については、国家公務員の人材確保の状況を改善させるための抜本的な施策として、多様で有為な人材の確保に資する処遇の改善、職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上及びWell-beingの実現に向けた環境整備について報告された。

給与改定については、本年4月の国家公務員の月例給が民間給与を11,183円下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給を引き上げることとし、人材確保の観点等を踏まえ、若年層に重点を置いて、全ての職員を対象に全俸給表の引上げ改定を行うほか、特別給については、民間の支給状況等を考慮し、支給月数を0.10月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとされた。

さらに、現下の人事管理上の重点課題に対応するため、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」として、様々な側面から包括的な見直しを行い、時代の要請に即した給与制度への抜本的な転換を図ることとされた。

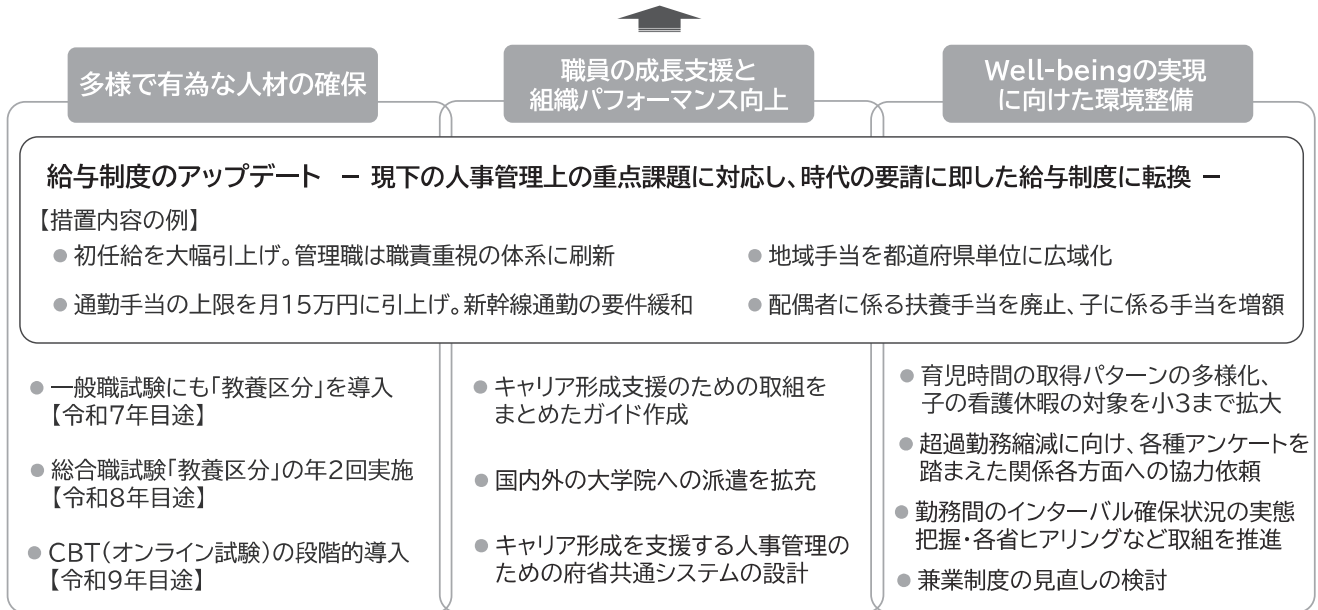
また、「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申

出」では、育児時間について現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき人事院規則で定める時間を超えない範囲内の形態を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択することができるものとする事等について意見の申出がなされた。

これらの概要は、次のとおりである。

人材確保に向けた抜本的施策と更なる改革の全体像

多様な人材が集まり、一人一人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務へ



人事行政諮問会議 中間報告を踏まえた取組

- 職員の判断のよりどころとなり、国民の信頼を得るための行動規範の検討
- 職務給の原則や能力・実績主義の徹底に必要な施策等の検討
(在級期間に係る制度・運用の見直しの検討、官民給与の比較を行う際の企業規模の検討など)

本年の給与改定(勧告)

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

月例給 [本年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和6年4月実施】

- 官民較差: 11,183円(2.76%)
- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ **給与制度のアップデートの先行実施**
【総合職(大卒)】 230,000円(+14.6% [+29,300円]) 【一般職(大卒)】 220,000円(+12.1% [+23,800円])
【一般職(高卒)】 188,000円(+12.8% [+21,400円])
- 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定
 - ※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定
行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%
 - ※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

ボーナス [直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較] 【令和6年4月実施】

- 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

寒冷地手当 【手当額改定:令和6年4月実施、支給地域改定:令和7年4月実施】

- 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

■ 給与制度のアップデート(勧告) 【令和7年4月実施(初任給・若年層の水準上げは、令和6年4月に先行実施)】

- 現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

俸給	初任給・若年層の水準を大幅引上げ 係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し
地域手当	都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映(激変緩和を措置) 異動保障を3年間に延長
通勤手当等	支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和
扶養手当	配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額
ボーナス	成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約3倍まで可能に) 任期付専門人材のボーナス拡充
その他手当	管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大 再任用職員の手当拡大(住居手当、特勤手当、寒冷地手当等)

■ 国家公務員の育児休業法の改正(意見の申出) 【民間労働法制の施行から遅れることなく実施】

- 民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充
 - ・1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
 - ・非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大

6 情報職の職員に適用する人事・給与制度の見直しの要請

知事においては、行政課題の解決にあたり、デジタル技術活用の重要性が増大していることから、「情報システム人材育成プラン」に基づいた人事運用・人材育成を行うとともに、情報職の職員については、職務内容や人材要件を明確にした上で、各職員のデジタルスキルレベルや実績などに基づいて職務を決定することとしている。

この取組を推進するに当たり、デジタル人材の継続的な確保、中長期的な育成を可能とするため、採用市場における情勢等を踏まえた給与制度を実現する必要があることから、知事から本人事委員会に対し、在級年数等に基づかない昇格・昇給制度の導入、職務給水準の引上げなど、国や他の地方公共団体に先駆けた人事・給与制度の見直しについて検討するよう要請があったところである。

7 結び

(1) 令和6年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定

職員の給与の決定に関係のある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりであり、職員給与と民間給与との比較結果及び人事院の勧告の内容等を総合的に勘案すると、本年の職員の給与について、次のとおり措置すべきものとする。

ア 月例給

本年の職員給与が民間給与を11,542円下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、給料表を改定することとし、行政職給料表について、職員給与と民間給与との較差の程度や人事院の改定の考え方等を踏まえ、若年層に重点を置いて、全ての号給について所要の改定を行うとともに、本県の給料表の構造を踏まえた改定を行う必要がある。

なお、初任給については、本県においても国と同様に、後記(2)の社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）に係る措置も前倒しで講じることが適当である。

その他の給料表については、行政職給料表等との均衡を基本に改定を行

う必要がある。

イ 初任給調整手当

人事院は、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、医師に対する初任給調整手当について、所要の改定を行うこととしている。

本県においても、国の取扱いに準じた改定を行う必要がある。

ウ 特別給

期末手当及び勤勉手当については、現行の職員の年間支給月数(4.50月)が民間事業所における賞与等の特別給(4.61月分)を下回っていることから、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.60月とする必要がある。

支給月数の引上げ分は、国の改定状況、民間事業所における特別給の配分状況等を参考にして、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、6月分と12月分の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げる必要がある。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、国の取扱いに準じた改定を行う必要がある。

エ 改定の実施時期

本年の民間給与との較差等に基づく給与改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

(2) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

ア 基本的考え方

人事院は、本年の「職員の給与に関する報告」において、①多様で有為な人材の確保、②職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上、③Well-beingの実現に向けた環境整備という人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換するため、社会と公務の変化に応じた給与制度を整備することとし、具体的な措置内容を示した。この給与制度の

整備は、「若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定」、「職務や職責をより重視した俸給体系等の整備」、「能力・実績をより適切に反映した昇給・ボーナスの決定」、「地域における民間給与水準の反映」、「採用や異動をめぐる様々なニーズへの適応」、「その他環境の変化への対応」の6点を主眼として整理されている。

この給与制度の整備に係る具体的な措置は、原則として令和7年4月1日から実施することとされている。本県においても、国家公務員の給与制度を基本としつつ、本県の実情や民間給与との比較結果も勘案しながら給与制度のアップデートを図っていく必要がある。

イ 具体的措置内容

(7) 給料表

a 行政職給料表

人事院は、俸給表及び俸給制度について、初任給の大幅な引上げ、係長級から本府省課長補佐級の初号近辺の号俸カット、本府省課室長級における職責重視の俸給体系への見直し等の措置を実施するとしている。

本県の行政職給料表は、国の行政職俸給表(一)を基準としつつ、級の統合や本県独自の級の設定等を行っているため、見直しに当たっては、本県の給料表の構造を踏まえて検討を行う必要がある。

まず、初任給の引上げについては、本県においても人材確保が喫緊の課題であることから、国に準じた改定を行い、本年4月に遡及して先行して実施することが適当である。

次に、係長級から本府省課長補佐級の初号近辺の号俸カットについては、本県の実態として、国がカットした号俸に相当する号給に在職する職員は極めて少数であるものの、当該号給をカットすることで、一定以上の経験年数を有する民間人材等を採用した際の給与額の引上げを図ることができるため、本県の給料表の構造に留意しつつ、国に準じた見直しを実施することが適当である。

本府省課室長級における職責重視の俸給体系への見直しについて

は、国は、隣接する職務の級間での俸給月額の重なるの解消、昇格メリットの拡大、号俸の大きくくり化等の措置を実施することとしている。本県の行政職給料表5級以上においては、今回、国が実施する内容に類似した措置をすでに実施しているため、給料表の構造について、国に準じた見直しを行う必要性は乏しいものと考えられる。一方、給料月額については、国の大きくくり化等に伴う水準の上昇を考慮し、これに相当する引上げを行うことが適当である。

なお、本県においては、行政職給料表5級から7級までを特定管理職員として同一の昇給制度を適用しているため、5級についても、6級以上の給料月額の上昇との均衡を考慮した引上げを行うことが適当である。

b 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表以外の給料表については、国に準じた見直しを行うことが適当である。なお、教育職給料表については、全国人事委員会連合会が策定した「参考モデル給料表」を参考にして見直しを行い、医療職給料表(二)、医療職給料表(三)については、本県の給料表の構造を踏まえた見直しを行う必要がある。

(イ) 扶養手当

人事院は、社会情勢等の変化への対応が求められていること、民間企業や国家公務員の配偶者に係る手当支給が減少傾向にあること等を踏まえ、配偶者に係る扶養手当を廃止するとともに、子に係る扶養手当を10,000円から13,000円に引き上げることとしている。

本県の民間企業における家族手当及び本県職員における扶養手当の支給状況についても、概ね国と同様の状況にあることから、本県においても、国における税制及び社会保障制度の見直しや、子に要する経費の実情、少子化対策が推進されていることを踏まえ、国の取扱いに準じて改定を行う必要がある。

この改定に当たっては、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から第11表のとおり段階的に実施する。

■第11表 各年度における扶養手当の手当額

扶養親族		年度		
		現 行	令和7年度	令和8年度以降
配偶者	行政職以外の 本庁部長級職員	3,500円	(支給しない)	(支給しない)
	その他の職員	6,500円	3,000円	(支給しない)
子		10,000円	11,500円	13,000円

(注) 本庁部長級職員とは、管理職手当区分が二種の職を占める職員のうち、公安職給料表9級及び医療職給料表(一)4級である者をいう。

(ウ) 地域手当

人事院は、最新のデータを用いて地域の民間賃金の状況を公務員給与に反映させるよう、支給地域等を見直すこととしている。級地区分を設定する地域の単位については、現在の市町村単位から都道府県単位に広域化し、同一都道府県内であっても都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市で、都道府県の級地区分よりも高い区分となる場合には、別の級地区分を個別に設定するとともに、級地区分の段階数については、現行の7区分から5区分に再編成することにより大きくくり化を図っている。これにより、広島県における級地区分及び支給割合は、広島市が4級地の8%、広島市を除く広島県全域が5級地の4%とされた。

また、支給割合が引き下がる地域について、令和7年度から9年度までの間における地域手当の支給割合は、見直し後の支給割合に達するまでの間、現行の支給割合から1年ごとに1ポイントを減じた支給割合とし、支給割合の引上げについては、改正に要する原資の状況等を踏まえ、段階的に行うこととしている。

国における見直しを踏まえ、本県においても、民間賃金の地域間格差に応じて給与を調整する手当の趣旨に鑑み、県内の民間給与の水準を職員給与へ適切に反映させるため、地域手当の見直しを行う必要がある。

この見直しに当たり、県内に勤務する職員の地域手当については、広島市と広島市以外の県内地域で民間賃金の水準差がみられること、国の見直し内容や他の都道府県における検討状況等を総合的に勘案し、支給地域及び支給割合については、広島市を8%、広島市を除く広島県

全域を4%とすることが適当である。

改定に当たっては、国の地域手当に係る経過措置の終了時期に合わせ、令和10年4月までに完成させることとし、完成までの間は、特に、支給割合が引下げとなる地域に在勤する職員の生活への影響等も考慮し、第12表のとおり段階的に実施する。

なお、令和2年4月1日から実施している職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第36号）附則第3条の規定に基づく給料月額への措置については、この地域手当の支給割合の見直しと合わせて、令和8年4月までに、段階的に解消する必要がある。

■第12表 地域手当の支給地域及び各年度における支給割合

支給地域	支給割合				
	現行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以後
東京都特別区	18.7%	19.5%	20%	同左	同左
大阪府大阪市	14.7%	15.5%	16%	同左	同左
広島市	6.2%	7%	8%	同左	同左
安芸郡府中町	6.2%	6%	5.5%	4.8%	4%
上記以外の 広島県内の市町	3.2%	3.7%	4%	同左	同左

(I) 通勤手当

人事院は、長距離・長時間通勤をする職員の負担軽減や、異動の円滑化等に資するため、通勤手当の支給限度額を引き上げるとともに、新幹線等を通勤に利用しやすくするよう、新幹線等に係る通勤手当の支給要件を見直すこととしている。

本県においては、地理的特性・交通事情から、長距離・長時間通勤を行っている職員が一定数おり、職員の健康管理や効率的な公務運営の観点から、各任命権者において長距離・長時間通勤の解消に向けた様々な取組が行われてきたところである。

こうした国の動向や本県の実情を踏まえ、職員が健康で意欲的に職務に取り組むことができるよう、国の取扱いに準じて見直しを行うとともに、引き続き長距離・長時間通勤の負担軽減に向けた取組を進める

必要がある。

(オ) 単身赴任手当

人事院は、近年、人材確保の困難性が高まり、民間人材等の採用促進等の取組が進む中で、採用志望者の年齢の幅が広がり、採用時から単身赴任を余儀なくされる職員が生じている状況に対応するため、採用に伴い単身赴任手当の支給要件を満たした職員に対しても手当を支給することとしている。

本県においても、このような採用環境の変化に対応し、人材確保にも資するよう、国の取扱いに準じて改定を行う必要がある。

(カ) 管理職員特別勤務手当

人事院は、管理職員特別勤務手当について、管理監督職員が、災害への対処など他律的な事由により深夜に及ぶ勤務を相当程度行う実態が見られ、時間外労働に対する社会全体の意識が変容している中で、対応に当たる管理職員の負担感は今まで以上に大きくなっているとして、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大するとともに、指定職俸給表適用職員、専門スタッフ職俸給表適用職員（2級以上）等も支給対象とすることとしている。

本県では、管理職員特別勤務手当の支給基準等については、国に準拠していることから、国の取扱いに準じて改定を行う必要がある。

(キ) 勤勉手当

人事院は、勤務成績に応じて支給される勤勉手当について、特に高い業績を挙げた者に対してより高い水準の処遇が可能になるよう、現在、平均支給月数の2倍に設定している「特に優秀」の成績区分の成績率の上限を、平均支給月数の3倍に引き上げるとともに、「特に優秀」及び「優秀」の両成績区分に設定している人員分布率の合計は維持した上で、「特に優秀」の成績区分を適用される者を増やすことができるよう見直しを行うこととしている。

本県においても、勤勉手当の各区分の成績率等について、勤務成績をより適切に反映できるよう、国の取扱いに準じた見直しを行う必要がある。

ある。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に支給する手当

人事院は、再任用された職員が公務上の必要性により転居を伴う異動を行う場合があるなど、人事運用に変化が生じていることを踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員等に対し、現在支給されていない手当の中で異動の円滑化に資するものを新たに支給することとしている。

本県の定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に支給する手当については、国の制度に準拠していることから、国の取扱いに準じて、地域手当（医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対して特例的に支給されるもの）、住居手当及び特地勤務手当（同手当に準ずる手当を含む。）を支給することが適当である。

なお、へき地手当（同手当に準ずる手当を含む。）については、国の動向を踏まえた上で見直しについて検討する必要がある。

(4) 特定任期付職員の特別給

人事院は、特定任期付職員の特別給について、能力・実績に基づく人事管理を進めるため、勤務成績を適時のタイミングで給与に反映することが適当であること等を踏まえ、期末手当と勤勉手当から成る構成に改め、特定任期付職員業績手当を廃止することとしている。

本県では、特定任期付職員の特別給については、国の制度に準拠していることから、国の取扱いに準じて改定を行う必要がある。

(3) 情報職の職員に適用する新たな人事・給与制度

知事から、6で述べたとおり、情報職の職員に適用する人事・給与制度の見直しについて検討要請があったことから、本人事委員会として、民間の動向や地方公務員法の趣旨等を踏まえつつ検討を進めてきた。

その結果、情報職給料表を新設し、次のとおり措置することが適当と考える。

ア 職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務

任命権者においては、デジタル分野に係る困難性の高い職務につい

て、職務の遂行に必要な知識・経験をあらかじめ明確化し、それらを有する専門性の高い情報職の職員を当該職務に配置することとしている。このような取組において、職務・職責に応じた給与を実現するためには、職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務（以下「基準となる職務」という。）について、いわゆる役職や職位に対応した形ではなく、求められる専門性の高さや従事する職務の困難性に対応した形とすることが適当である。

また、この場合基準となる職務については、職務の困難性等に応じて、7段階に分類することが適当である。

イ 昇格の基準

技術の進展スピードが速いデジタル分野において、職員の有する専門性等に基づいた効果的な人事運用を可能とするためには、一定の経験年数又は在級年数に達していることを昇格の基準とする現在の制度は適さないと考えられる。このため、情報職については、昇格の基準を別に定めることとする。

ウ 給料表の構成

情報職給料表は、アの基準となる職務の段階に応じて7級構成とする。また、4級以上の職務の級については、その職務の専門性を考慮した水準とするとともに、成績優秀者に大きな給与上昇を確保するため、給料月額の刻みの大きい簡素な号給構成とする。

エ 昇給

情報職給料表の4級以上の職員については、デジタル分野における高度の専門的な知識、技術等に基づいて成果を出すことが求められることから、より成果に着目した給与制度とするため、昇給は、勤務成績が特に良好又は極めて良好と認められるときに限り行うものとする。

オ 初任給調整手当

ウのとおり、情報職給料表の4級以上の職務の級については職務の専門性を考慮した水準が確保されているため、4級以上の職員については、情報職の職員に対する初任給調整手当を支給しないこととする。

カ 実施時期

令和7年4月1日から実施する。

なお、デジタル分野においては、技術の進展、環境の変化が特に速いとされており、情報職給料表が情勢に適応しているかについては、随時点検を行い、定期的に制度の見直しについて検討する必要がある。

(4) 給与制度をめぐる諸課題

ア 獣医師に対する初任給調整手当

獣医師について、本県における採用状況や他の都道府県における給与水準を踏まえると、人材確保の観点から、初任給調整手当の支給月額を引き上げるなど、所要の見直しを行う必要がある。

イ 教員給与

本年8月、中央教育審議会は、教職調整額の引上げや新たな級の創設など公立学校の教員給与等について答申を行い、現在、国において具体的な検討が進められている。

本県においても、国における検討の動向を注視しつつ、所要の準備を進めていく必要がある。

(5) 給与勧告実施の要請

人事委員会の勧告は、労働基本権が制約されている公務員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。この制度が適正に機能することは、将来にわたり効率的な公務運営を維持し、そのために必要とされる有為な人材を確保・育成していくための基盤となるものである。

本人事委員会は、本年の職員給与と民間給与との較差等を踏まえ月例給及び特別給を引き上げるとともに、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等を求めるものである。

職員におかれては、改めて全体の奉仕者であることを自覚し、県民の信頼と負託に応えるよう、職務に精励されることを要望する。

県議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に理解を示され、この勧告を実施されるよう要請する。

勸 告

本人事委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

1 令和6年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定の内容

(1) 職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号。以下「給与条例」という。）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表1から別表5までのとおり改定すること。

イ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.6月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.5月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.5月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.6月分）とすること。

(2) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号。以下「市町立学校職員条例」という。）の改正

現行給料表を別表6のとおりに改定すること。

(3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年広島県条例第1号。以下「任期付研究員条例」という。）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表7のとおり改定すること。

イ 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分とする。

(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年広島県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表8のとおり改定すること。

イ 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分とする。

2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備の内容

(1) 給与条例の改正

ア 給料表

1の(1)のアによる改定後の給料表を別表9から別表13までのとおり改定すること。

新給料表（別表9から別表13まで）への切替えは、別記切替要領の1によること。

イ 昇給制度

公安職給料表、研究職給料表、医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち人事委員会規則で定める職員の昇給は、給与条例第6条第1項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

ること。

ウ 諸手当

(ア) 扶養手当

- a 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあつては、給与条例第10条第4項の規定により加算される前の額をいう。以下同じ。）を1人につき13,000円とすること。
- b 扶養手当の支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項を定める規定について、所要の措置を講ずること。

(イ) 地域手当

- a 地域手当の支給割合を、次に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。
 - (a) 東京都特別区 100分の20
 - (b) 大阪府大阪市 100分の16
 - (c) 広島市 100分の8
 - (d) (c)の地域を除く広島県内の地域 100分の4
- b 2の(1)のアによる改定後の給料月額について、aの支給割合の改定に合わせ、令和2年4月1日から実施している職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第36号）附則第3条の規定に基づく給料月額の措置については、地域手当の支給割合の経過措置を踏まえて、令和8年4月1日までに廃止すること。

(ウ) 通勤手当

- a 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額及び交通用具に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。
- b 従来の全額支給の限度額（98,000円）を超える場合において、当該額との差額の2分の1を加算する措置を廃止すること。

(エ) 単身赴任手当

新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により配偶者と別居し

単身で生活することを常況とする職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが人事委員会規則で定める基準に照らして困難であるものに対し、単身赴任手当を支給すること。

(オ) 管理職員特別勤務手当

- a 管理監督職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日、祝日法による休日等又は年末年始の休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。
- b aの管理職員特別勤務手当の額は、aによる勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とすること

(カ) 定年前再任用短時間勤務職員に支給する手当

給与条例第11条の3の規定による地域手当、住居手当、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当を支給すること。

(2) 市町立学校職員条例の改正

1の(2)による改定後の給料表を別表14のとおり改定すること。

新給料表（別表14）への切替えは、別記切替要領の1によること。

(3) 任期付研究員条例の改正

ア 任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日、祝日法による休日等又は年末年始の休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

イ アの管理職員特別勤務手当の額は、アによる勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額

に100分の150を乗じて得た額) とすること。

(4) 任期付職員条例の改正

特定任期付職員については、次のとおりとすること。

ア 特別給

(ア) 勤勉手当を支給すること。

(イ) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.775月分とすること。

(ウ) 6月及び12月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、それぞれ、各任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。

(エ) 特定任期付職員業績手当を廃止すること。

イ 管理職員特別勤務手当

(ア) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日、祝日法による休日等又は年末年始の休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間(正規の勤務時間以外の時間に限る。)に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

(イ) (ア)の管理職員特別勤務手当の額は、(ア)による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額) とすること。

(5) 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年広島県条例第36号)の改正

暫定再任用職員に対して、給与条例第11条の3の規定による地域手当、住居手当、特勤手当及び特勤手当に準ずる手当を支給すること。

3 情報職の職員に適用される新たな人事・給与制度の内容

(1) 情報職給料表の新設

別表15のとおり、情報職給料表を新設すること。

新給料表（別表15）への切替は、別記切替要領の2及び3によること。

(2) 昇給制度

情報職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるものの昇給は、給与条例第6条第1項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

4 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、2、3及び4の(2)については、令和7年4月1日から実施すること。

(2) 経過措置等

ア 扶養手当の月額等の特例措置

(ア) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、給与条例第6条第2項に規定する特定管理職員、本庁の部長及びこれに相当する職務にある職員として人事委員会規則で定める職員及び本庁の局長及びこれに相当する職務にある職員として人事委員会規則で定める職員以外の職員には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とすること。

(イ) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額を1人につき11,500円とすること。

イ 地域手当の支給割合の特例措置

(ア) 東京都特別区

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間 100分の19.5

(イ) 大阪府大阪市

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間 100分の15.5

(ウ) 広島市

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間 100分の7

(エ) 安芸郡府中町

- a 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間 100分の6
- b 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間 100分の5.5
- c 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間 100分の4.8

(オ) (ウ)(エ)の地域を除く広島県内の地域

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間 100分の3.7

(3) その他所要の措置

(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講じること。

別表 1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	185,500	263,300	291,700	337,000	443,600	469,800	518,200
	2	186,600	264,300	293,300	338,900	447,600	473,800	522,200
	3	187,800	265,300	294,800	340,700	453,600	479,800	528,200
	4	188,900	266,300	296,300	342,500	461,600	487,800	536,200
	5	190,000	267,300	297,800	344,200			
	6	191,700	268,300	299,300	345,900			
	7	193,300	269,300	300,700	347,500			
	8	194,900	270,300	302,000	349,200			
	9	196,600	271,300	303,200	350,800			
	10	198,200	272,300	304,700	352,500			
	11	199,800	273,300	306,200	354,100			
	12	201,400	274,300	307,600	355,700			
	13	203,000	275,300	308,600	357,200			
	14	204,700	276,300	309,600	358,900			
	15	206,400	277,300	310,600	360,500			
	16	208,100	278,400	311,800	362,100			
	17	209,400	279,400	313,000	363,700			
	18	211,000	280,700	314,600	365,500			
	19	212,600	282,000	316,200	367,000			
	20	214,100	283,200	317,800	368,600			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	21	215,600	284,500	319,100	370,000			
	22	217,200	285,800	320,700	371,600			
	23	218,800	287,000	322,300	373,200			
	24	220,400	288,200	323,900	374,700			
	25	222,000	289,300	325,400	376,600			
	26	223,700	290,500	327,100	378,500			
	27	225,000	291,800	328,700	380,400			
	28	226,300	293,100	330,200	382,200			
	29	227,600	294,400	331,600	383,700			
	30	228,700	295,400	333,300	385,500			
	31	229,800	296,400	334,600	387,200			
	32	230,900	297,500	336,200	388,800			
	33	232,000	298,600	337,400	390,500			
	34	233,500	299,800	339,300	391,900			
	35	235,000	300,900	340,900	393,300			
	36	236,500	302,100	342,500	394,700			
	37	238,000	303,300	343,800	396,100			
	38	239,500	304,600	345,400	397,300			
	39	241,000	305,900	347,000	398,500			
	40	242,500	307,200	348,600	399,500			
	41	244,000	308,500	350,200	400,600			
	42	245,400	309,800	351,900	401,800			
	43	246,800	311,100	353,700	402,900			
	44	248,200	312,400	355,500	404,000			
	45	249,400	313,700	357,000	404,700			
	46	250,600	315,000	358,400	405,400			
	47	251,800	316,300	359,800	406,100			
	48	253,000	317,400	361,200	406,800			

49	254,100	318,300	362,700	407,400
50	255,200	319,600	364,100	408,000
51	256,300	320,900	365,400	408,500
52	257,400	322,200	366,900	408,900
53	258,400	323,400	368,100	409,300
54	259,400	324,700	369,100	409,500
55	260,400	325,900	370,200	409,800
56	261,400	327,100	371,400	410,100
57	262,400	328,400	372,300	410,400
58	263,300	329,500	373,300	410,700
59	264,200	330,600	374,300	411,000
60	265,100	331,700	375,200	411,300
61	265,900	332,400	376,200	411,500
62	266,700	333,300	377,100	411,800
63	267,500	334,000	378,000	412,100
64	268,300	334,800	378,900	412,400
65	269,000	335,600	379,700	412,600
66	269,800	336,000	380,400	412,900
67	270,600	336,600	381,200	413,200
68	271,300	337,300	382,000	413,500
69	272,000	338,100	382,600	413,700
70	272,800	338,800	383,300	414,000
71	273,600	339,500	384,000	414,300
72	274,300	340,100	384,700	414,500
73	275,000	340,600	385,200	414,700
74	275,800	341,200	385,900	415,000
75	276,600	341,700	386,500	415,300
76	277,300	342,300	387,100	415,500
77	278,000	342,600	387,500	415,700
78	278,700	343,100	388,100	416,000
79	279,400	343,500	388,700	416,300
80	280,100	343,900	389,300	416,500
81	280,800	344,300	389,700	416,700
82	281,500	344,800	390,200	417,000
83	282,200	345,300	390,700	417,300
84	282,900	345,800	391,300	417,500
85	283,500	346,100	391,600	417,700
86	284,200	346,500	392,000	
87	284,800	346,900	392,300	
88	285,500	347,300	392,700	
89	286,100	347,600	393,000	
90	286,800	348,000	393,300	
91	287,400	348,400	393,600	
92	288,100	348,800	393,900	
93	288,700	349,000	394,100	
94		349,400	394,400	
95		349,800	394,700	
96		350,200	394,900	
97		350,400	395,100	
98		350,800	395,300	
99		351,200	395,500	
100		351,500	395,700	
101		351,800	395,900	
102		352,200	396,100	
103		352,600	396,300	
104		353,000	396,500	

	105		353,500	396,700				
	106		353,900					
	107		354,300					
	108		354,700					
	109		355,200					
	110		355,600					
	111		355,900					
	112		356,200					
	113		356,700					
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		221,500	262,000	294,200	322,600	364,700	398,200	450,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第3項に規定する職員を除く。

別表 2

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	213,600	234,600	257,500	292,400	322,000	344,400	366,800	395,500	432,500
	2	216,000	236,800	259,500	293,700	323,700	346,100	368,500	397,300	434,300
	3	218,400	239,000	261,700	295,000	325,400	347,700	370,200	399,000	436,200
	4	220,800	241,200	263,900	296,200	327,100	349,300	371,900	400,700	438,100
	5	223,300	243,400	266,000	297,400	328,600	350,900	373,600	402,300	439,500
	6	225,600	245,400	267,300	298,400	330,000	352,000	375,200	403,800	441,100
	7	228,000	247,400	268,600	299,400	331,300	353,100	376,800	405,300	442,700
	8	230,200	249,200	269,900	300,300	332,600	354,200	378,400	406,800	444,100
	9	232,400	251,000	271,200	300,900	333,900	355,300	379,900	408,200	445,500
	10	234,500	252,700	272,500	301,600	335,400	357,000	381,500	409,800	447,200
	11	236,600	254,400	273,800	302,300	336,900	358,700	383,100	411,400	448,800
	12	238,600	255,800	275,100	303,000	338,400	360,300	384,600	412,900	450,200
	13	240,600	257,200	276,400	303,700	339,900	361,900	386,100	414,400	451,100
	14	242,600	259,000	277,600	304,400	341,300	363,600	387,800	416,500	452,700
	15	244,600	260,400	278,700	305,100	342,600	365,200	389,500	418,500	454,500
	16	246,200	261,900	280,200	305,700	343,900	366,800	391,200	420,600	456,300
	17	247,800	263,400	281,500	306,400	345,200	368,400	392,700	422,300	457,800
	18	249,300	264,600	282,800	307,200	346,800	370,000	394,300	423,900	459,600
	19	250,800	265,800	284,100	307,900	348,400	371,600	395,900	425,500	461,400
	20	252,300	266,900	285,300	308,700	350,000	373,200	397,500	427,000	463,100
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	21	253,800	268,200	286,500	309,400	351,500	374,800	399,100	428,500	464,700
	22	255,400	269,400	287,100	310,200	353,100	376,400	400,700	430,100	466,400
	23	256,900	270,700	287,700	311,200	354,700	378,000	402,300	431,500	468,000
	24	258,400	272,000	288,300	312,100	356,200	379,600	403,900	432,900	469,800
	25	259,900	273,400	288,800	313,000	357,700	381,200	405,400	434,000	471,300
	26	261,100	274,800	289,400	314,300	359,300	382,800	407,400	435,400	472,700
	27	262,300	276,100	290,000	315,600	360,900	384,400	409,400	436,900	474,200
	28	263,500	277,400	290,500	316,900	362,400	386,000	411,400	438,400	475,500
	29	264,700	278,400	291,000	318,200	363,900	387,600	412,900	439,700	476,700
	30	266,000	279,700	291,600	319,700	365,500	389,200	414,600	441,400	477,400
	31	267,300	281,000	292,100	321,000	367,100	390,900	416,200	443,000	478,100
	32	268,600	282,200	292,600	322,100	368,700	392,600	417,900	444,600	478,700
	33	269,900	283,400	293,100	323,100	370,100	394,300	419,500	446,000	479,200
	34	271,400	284,000	293,700	324,300	371,800	396,300	421,000	447,700	479,900
	35	272,700	284,600	294,200	325,500	373,500	398,200	422,500	449,400	480,500
	36	274,100	285,200	294,700	326,600	375,100	400,100	423,900	451,000	481,100
	37	275,100	285,700	295,200	327,700	376,700	401,800	425,100	452,400	481,400
	38	276,400	286,300	295,800	328,900	378,300	403,200	426,600	453,100	482,000
	39	277,700	286,900	296,400	330,100	379,900	404,400	428,100	453,800	482,500
	40	278,900	287,500	297,000	331,200	381,600	405,700	429,500	454,500	483,000
	41	280,100	288,000	297,700	332,300	383,300	406,700	431,000	454,900	483,500
	42	280,700	288,600	298,400	333,500	385,300	407,800	432,300	455,400	483,900
	43	281,300	289,200	299,100	334,700	387,300	408,800	433,500	456,000	484,300
	44	281,900	289,700	299,800	335,900	389,300	409,800	434,700	456,600	484,700
	45	282,300	290,200	300,400	337,100	391,000	410,900	435,700	457,200	485,000
	46	282,900	290,700	301,300	338,300	392,700	412,100	436,400	457,900	
	47	283,400	291,200	302,100	339,500	394,200	413,200	437,200	458,400	
	48	283,900	291,700	302,900	340,700	395,700	414,300	437,900	458,900	

49	284,400	292,300	303,700	341,900	396,900	415,500	438,400	459,400
50	285,000	292,800	304,800	343,200	397,900	416,300	438,800	459,700
51	285,500	293,400	305,900	344,400	398,900	417,100	439,200	460,000
52	286,000	294,000	306,900	345,600	399,900	417,700	439,500	460,400
53	286,500	294,600	307,900	346,800	401,000	418,200	439,800	460,800
54	287,100	295,300	309,000	348,200	402,100	418,900	440,100	461,000
55	287,600	296,000	310,000	349,500	403,200	419,600	440,400	461,300
56	288,100	296,700	311,100	350,800	404,300	420,200	440,700	461,500
57	288,600	297,300	312,100	351,700	405,600	420,900	440,900	461,900
58	289,100	298,200	313,200	353,000	406,400	421,300	441,200	462,100
59	289,600	299,000	314,300	354,200	407,200	421,900	441,500	462,300
60	290,100	299,800	315,400	355,400	407,800	422,500	441,800	462,500
61	290,600	300,600	316,400	356,600	408,300	422,900	442,100	462,900
62	291,100	301,500	317,500	358,000	409,000	423,300	442,400	
63	291,600	302,400	318,600	359,400	409,700	423,800	442,700	
64	292,100	303,300	319,700	360,800	410,400	424,300	443,000	
65	292,600	304,100	320,700	362,100	410,700	424,800	443,200	
66	293,100	305,000	321,800	363,600	411,400	425,400	443,500	
67	293,600	305,800	322,900	365,100	412,100	425,800	443,800	
68	294,100	306,600	324,000	366,500	412,600	426,200	444,100	
69	294,600	307,500	325,000	367,700	413,000	426,600	444,300	
70	295,100	308,400	326,200	369,100	413,400	426,900	444,600	
71	295,600	309,300	327,400	370,400	413,900	427,200	444,900	
72	296,100	310,200	328,600	371,800	414,400	427,500	445,100	
73	296,600	311,000	329,300	372,900	414,900	427,800	445,300	
74	297,200	311,900	330,600	374,100	415,300	428,100	445,600	
75	297,800	312,800	331,900	375,300	415,800	428,400	445,900	
76	298,300	313,600	333,200	376,500	416,300	428,600	446,200	
77	298,800	314,300	334,500	377,800	416,800	428,800	446,400	
78	299,400	315,200	335,900	379,000	417,300	429,100	446,700	
79	300,000	316,100	337,300	380,200	417,900	429,400	447,000	
80	300,600	317,100	338,700	381,300	418,400	429,600	447,300	
81	301,200	318,000	340,000	382,400	418,800	429,800	447,500	
82	301,900	319,100	341,600	383,600	419,400	430,100	447,800	
83	302,600	320,100	343,100	384,700	419,900	430,400	448,100	
84	303,200	321,100	344,600	385,900	420,100	430,600	448,400	
85	303,800	322,000	346,000	387,000	420,400	430,800	448,600	
86	304,500	323,000	347,500	387,600	420,900	431,100		
87	305,200	324,000	349,000	388,100	421,200	431,400		
88	305,900	325,000	350,400	388,600	421,500	431,600		
89	306,600	326,000	351,700	389,200	421,800	431,800		
90	307,400	327,300	352,900	389,800	422,200	432,100		
91	308,200	328,500	354,100	390,400	422,600	432,400		
92	308,900	329,700	355,400	391,000	423,000	432,600		
93	309,400	330,900	356,700	391,300	423,300	432,800		
94	310,300	332,200	358,200	391,800				
95	311,200	333,400	359,700	392,300				
96	312,000	334,600	361,100	392,800				
97	312,800	335,800	362,400	393,200				
98	313,800	337,100	363,600	393,600				
99	314,700	338,300	364,700	394,100				
100	315,600	339,500	365,900	394,600				
101	316,500	340,900	367,000	395,000				
102	317,500	341,800	368,100	395,500				
103	318,500	342,800	369,200	396,000				
104	319,400	343,900	370,300	396,500				

105	320,200	345,000	371,500	396,800					
106	320,800	346,100	372,000	397,200					
107	321,400	347,100	372,600	397,700					
108	322,000	348,100	373,200	398,000					
109	322,500	349,300	373,800	398,300					
110	323,000	350,300	374,300	398,800					
111	323,400	351,300	374,700	399,300					
112	323,900	352,200	375,200	399,800					
113	324,700	353,100	375,600	400,100					
114	325,400	354,000	376,000	400,600					
115	326,100	355,000	376,500	401,100					
116	326,700	356,000	377,000	401,600					
117	327,300	357,000	377,400	401,900					
118	328,000	357,400	377,900	402,400					
119	328,700	358,000	378,500	402,900					
120	329,500	358,600	379,000	403,400					
121	330,100	358,900	379,200	403,800					
122	330,400	359,300	379,700	404,300					
123	330,900	359,700	380,200	404,700					
124	331,400	360,100	380,600	405,200					
125	331,700	360,500	381,100	405,600					
126		360,900	381,600						
127		361,300	382,100						
128		361,700	382,600						
129		362,100	382,900						
130		362,500	383,400						
131		362,900	383,900						
132		363,300	384,400						
133		363,500	384,700						
134		364,000	385,200						
135		364,400	385,600						
136		364,700	386,000						
137		365,000	386,300						
138		365,400	386,800						
139		365,900	387,300						
140		366,400	387,800						
141		366,700	388,100						
142		367,200							
143		367,700							
144		368,200							
145		368,500							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	248,200	260,000	264,200	295,800	312,600	326,900	350,600	386,200	418,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表 3

教育職給料表

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,900	248,300	300,200	356,600	425,900
	2	204,200	249,800	302,000	358,000	427,700
	3	206,500	251,200	303,800	359,400	429,500
	4	208,700	252,600	305,600	360,800	431,100
	5	211,000	254,000	307,400	362,200	432,600
	6	213,200	255,200	309,200	363,500	434,100
	7	215,400	256,400	311,000	364,800	435,900
	8	217,600	257,600	312,700	366,100	437,700
	9	219,800	259,000	314,400	367,300	439,400
	10	222,000	260,200	316,200	368,800	441,200
	11	224,200	261,500	318,000	370,300	443,100
	12	226,400	262,800	319,800	371,700	444,900
	13	228,600	264,100	321,700	373,000	446,600
	14	230,700	266,000	323,500	374,500	448,500
	15	232,800	267,800	325,300	376,000	450,300
	16	234,900	269,600	327,000	377,400	452,200
	17	237,000	271,300	328,600	378,800	453,900
	18	238,800	273,500	330,500	380,300	455,700
	19	240,500	275,700	332,400	381,700	457,500
	20	242,200	277,900	334,300	383,100	459,300
	21	243,900	280,100	336,100	384,500	460,900
	22	245,200	282,300	338,100	386,000	462,600
	23	246,500	284,500	339,900	387,500	464,500
	24	247,800	286,600	341,700	388,900	466,200
定年	25	249,000	288,600	343,400	390,200	467,900
前再	26	250,200	290,500	345,100	391,700	469,500
任用	27	251,400	292,400	346,700	393,200	471,000
短時	28	252,600	294,200	348,300	394,700	472,500
間勤	29	253,700	296,000	349,900	396,100	474,000
務職	30	254,900	297,900	351,200	397,600	475,300
員以	31	256,100	299,700	352,400	399,100	476,600
外の	32	257,300	301,400	353,600	400,600	477,900
職員	33	258,400	303,100	354,900	402,000	479,100
	34	259,700	304,900	356,500	403,600	479,800
	35	261,000	306,600	358,100	405,200	480,500
	36	262,300	308,200	359,600	406,700	481,200
	37	263,700	309,800	361,100	407,900	481,800
	38	265,100	311,500	362,700	409,300	
	39	266,400	313,300	364,300	410,700	
	40	267,700	315,000	365,800	412,000	
	41	269,000	316,300	367,300	413,600	
	42	270,000	318,200	368,900	415,000	
	43	271,000	320,000	370,500	416,300	
	44	271,900	321,700	372,000	417,700	
	45	272,600	323,400	373,500	419,100	
	46	273,400	325,300	375,100	420,400	
	47	274,200	327,000	376,700	421,900	
	48	275,000	328,700	378,200	423,400	
	49	275,800	330,400	379,700	425,000	
	50	276,600	332,200	381,200	426,400	
	51	277,300	334,000	382,700	428,000	
	52	278,100	335,700	384,100	429,500	

53	278,900	337,400	385,500	431,200
54	279,700	338,700	387,000	432,700
55	280,500	340,000	388,400	434,300
56	281,300	341,300	389,800	435,900
57	282,000	342,800	391,300	437,400
58	282,600	344,400	392,900	438,900
59	283,400	345,900	394,500	440,100
60	284,300	347,500	395,900	441,300
61	285,100	349,000	397,100	442,500
62	285,700	350,600	398,500	443,800
63	286,500	352,200	399,900	445,000
64	287,200	353,700	401,200	446,200
65	288,200	355,200	402,400	447,300
66	289,000	356,800	403,600	448,500
67	289,800	358,400	404,900	449,700
68	290,500	359,900	406,200	450,900
69	291,200	361,400	407,500	452,100
70	292,000	363,000	408,800	453,300
71	292,800	364,600	410,200	454,500
72	293,500	366,100	411,400	455,700
73	294,200	367,600	412,600	456,800
74	294,900	369,200	414,000	457,400
75	295,600	370,800	415,400	457,900
76	296,200	372,300	416,700	458,400
77	296,800	373,800	417,900	458,900
78	297,500	375,200	419,100	
79	298,200	376,600	420,400	
80	298,800	377,900	421,800	
81	299,400	379,200	423,100	
82	300,100	380,600	424,300	
83	300,800	382,000	425,300	
84	301,500	383,300	426,500	
85	302,200	384,400	427,700	
86	303,000	385,800	428,800	
87	303,700	387,100	430,000	
88	304,400	388,400	431,000	
89	305,100	389,600	432,100	
90	306,000	390,900	433,100	
91	306,800	392,000	434,100	
92	307,600	393,200	435,100	
93	308,100	394,400	436,000	
94	308,900	395,500	436,800	
95	309,700	396,700	437,600	
96	310,500	397,900	438,400	
97	311,200	399,300	439,100	
98	312,000	400,300	439,500	
99	312,800	401,300	439,900	
100	313,500	402,300	440,300	
101	314,300	403,200	440,700	
102	315,200	404,200	441,000	
103	316,100	405,300	441,300	
104	316,900	406,400	441,500	
105	317,500	407,100	441,800	
106	318,300	408,000	442,100	
107	319,100	408,900	442,400	
108	319,900	409,800	442,600	
109	320,600	410,600	442,800	
110	321,000	411,400	443,100	
111	321,400	412,200	443,400	
112	321,900	413,000	443,600	

113	322,400	413,600	443,800		
114	322,800	414,300	444,100		
115	323,300	415,000	444,400		
116	323,700	415,700	444,600		
117	324,200	416,300	444,800		
118	324,700	416,800			
119	325,100	417,200			
120	325,600	417,500			
121	326,100	417,800			
122	326,500	418,100			
123	327,000	418,400			
124	327,500	418,600			
125	328,100	418,800			
126	328,400	419,100			
127	328,700	419,400			
128	329,000	419,600			
129	329,200	419,800			
130	329,500	420,100			
131	329,800	420,400			
132	330,000	420,600			
133	330,200	420,800			
134	330,400	421,100			
135	330,600	421,400			
136	330,900	421,600			
137	331,200	421,800			
138	331,400	422,100			
139	331,700	422,400			
140	332,000	422,600			
141	332,200	422,800			
142	332,400	423,100			
143	332,700	423,400			
144	332,900	423,600			
145	333,200	423,800			
146	333,400				
147	333,700				
148	334,000				
149	334,200				
150	334,400				
151	334,700				
152	335,000				
153	335,200				
定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円
	240,500	281,100	310,200	338,600	423,900

備考 1 この表は、高等学校及び高等部を置く特別支援学校その他高等学校に準じるもので人事委員会の指定するものに勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,900	222,700	300,200	325,900	415,600
	2	204,200	225,100	302,000	328,000	417,100
	3	206,500	227,500	303,800	330,100	418,600
	4	208,700	229,900	305,600	332,200	420,000
	5	211,000	232,300	307,400	334,200	421,300
	6	213,200	234,700	309,200	336,300	422,700
	7	215,400	237,100	311,000	338,400	424,100
	8	217,600	239,500	312,700	340,500	425,500
	9	219,800	241,900	314,400	342,500	426,900
	10	222,000	243,500	316,200	344,600	428,300
	11	224,200	245,100	318,000	346,700	429,700
	12	226,400	246,700	319,800	348,700	431,000
	13	228,600	248,300	321,700	350,700	432,300
	14	230,700	249,800	323,500	352,200	433,700
	15	232,800	251,200	325,300	353,700	435,100
	16	234,900	252,600	327,000	355,200	436,500
	17	237,000	254,000	328,600	356,600	437,700
	18	238,800	255,200	330,500	358,000	439,000
	19	240,500	256,400	332,400	359,400	440,200
	20	242,200	257,600	334,300	360,800	441,500
	21	243,900	259,000	336,100	362,200	442,600
	22	245,200	260,200	338,100	363,500	443,700
	23	246,500	261,500	339,900	364,800	444,900
	24	247,800	262,800	341,700	366,100	446,100
定年	25	249,000	264,100	343,400	367,300	447,400
前再	26	250,100	266,000	345,100	368,600	448,600
任用	27	251,200	267,800	346,700	369,800	449,600
短時	28	252,300	269,600	348,300	371,000	450,700
間勤	29	253,500	271,300	349,900	372,200	451,900
務職	30	254,800	273,500	351,200	373,400	452,700
員以	31	256,000	275,700	352,400	374,600	453,500
外の	32	257,200	277,900	353,600	375,700	454,400
職員	33	258,300	280,100	354,900	376,800	455,300
	34	259,500	282,300	356,300	378,000	455,800
	35	260,700	284,500	357,700	379,200	456,300
	36	261,900	286,600	359,000	380,300	456,800
	37	263,100	288,600	360,300	381,400	457,300
	38	264,300	290,500	361,700	382,600	
	39	265,500	292,400	363,100	383,800	
	40	266,700	294,200	364,400	384,900	
	41	267,900	296,000	365,700	386,000	
	42	269,000	297,900	367,100	387,200	
	43	270,100	299,700	368,400	388,400	
	44	271,200	301,400	369,700	389,500	
	45	272,200	303,100	371,000	390,600	
	46	273,000	304,900	372,200	391,800	
	47	273,800	306,600	373,400	393,000	
	48	274,600	308,200	374,600	394,200	
	49	275,300	309,800	375,800	395,400	
	50	276,100	311,500	377,000	396,700	
	51	276,800	313,300	378,200	397,900	
	52	277,500	315,000	379,400	399,100	

53	278,300	316,300	380,500	400,300
54	279,100	318,200	381,700	401,600
55	279,900	320,000	382,900	402,600
56	280,600	321,700	384,100	403,700
57	281,300	323,400	385,200	404,900
58	282,100	325,300	386,500	406,100
59	282,900	327,000	387,800	407,300
60	283,600	328,700	389,000	408,500
61	284,200	330,400	389,900	409,600
62	284,900	332,200	391,100	410,600
63	285,600	334,000	392,100	411,900
64	286,200	335,700	393,200	413,100
65	286,900	337,400	394,000	414,300
66	287,600	338,700	395,100	415,400
67	288,300	340,000	396,100	416,500
68	289,000	341,300	397,100	417,600
69	289,700	342,800	398,200	418,600
70	290,500	344,300	399,200	419,800
71	291,200	345,800	400,300	421,000
72	291,900	347,300	401,400	422,200
73	292,400	348,700	402,400	422,800
74	293,100	350,200	403,500	423,600
75	293,800	351,700	404,600	424,300
76	294,400	353,200	405,600	424,800
77	295,000	354,600	406,500	425,100
78	295,700	356,100	407,400	425,400
79	296,300	357,600	408,400	425,800
80	296,900	359,100	409,400	426,200
81	297,500	360,500	410,200	426,500
82	298,100	361,800	411,000	426,900
83	298,700	363,100	411,700	427,200
84	299,300	364,300	412,500	427,500
85	299,800	365,500	413,200	427,800
86	300,300	366,700	413,800	428,200
87	300,800	367,900	414,500	428,500
88	301,300	369,000	415,200	428,800
89	301,700	370,100	415,800	429,100
90	302,300	371,200	416,500	429,400
91	302,800	372,300	417,000	429,700
92	303,300	373,400	417,600	429,900
93	303,600	374,500	418,000	430,100
94	304,100	375,700	418,400	
95	304,600	376,800	418,700	
96	305,000	377,900	419,000	
97	305,400	378,900	419,200	
98	305,900	379,900	419,500	
99	306,400	380,800	419,800	
100	306,800	381,700	420,000	
101	307,200	382,500	420,200	
102	307,600	383,500	420,500	
103	308,000	384,400	420,800	
104	308,300	385,300	421,000	
105	308,500	386,100	421,200	
106	308,800	387,000	421,500	
107	309,100	387,900	421,800	
108	309,300	388,800	422,000	
109	309,500	389,600	422,200	
110	309,700	390,600	422,500	
111	310,000	391,500	422,800	
112	310,300	392,400	423,000	

113	310,500	393,000	423,200		
114	310,700	393,900	423,500		
115	310,900	394,800	423,800		
116	311,200	395,700	424,000		
117	311,500	396,500	424,200		
118	311,700	397,200			
119	312,000	398,000			
120	312,300	398,800			
121	312,500	399,400			
122	312,700	400,100			
123	312,900	400,800			
124	313,200	401,400			
125	313,500	402,000			
126		402,700			
127		403,200			
128		403,800			
129		404,400			
130		405,000			
131		405,500			
132		406,000			
133		406,300			
134		406,600			
135		406,900			
136		407,200			
137		407,500			
138		407,800			
139		408,100			
140		408,400			
141		408,700			
142		409,000			
143		409,300			
144		409,600			
145		409,800			
146		410,100			
147		410,400			
148		410,600			
149		410,800			
150		411,100			
151		411,400			
152		411,600			
153		411,800			
154		412,100			
155		412,400			
156		412,600			
157		412,800			
定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円
	231,700	278,000	305,400	332,000	413,900

- 備考 1 この表は、中学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける中学校に勤務する職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表 4

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	185,900	235,900	313,600	357,400	401,900
	2	187,000	240,200	315,500	358,800	404,500
	3	188,200	242,900	317,400	360,200	407,100
	4	189,300	245,600	319,300	361,500	409,600
	5	190,400	248,200	321,100	362,700	411,700
	6	192,500	249,800	322,900	363,900	414,100
	7	194,600	251,300	324,700	365,100	416,500
	8	196,700	252,800	326,400	366,200	418,800
	9	198,900	254,300	328,100	367,300	421,100
	10	200,800	256,400	330,100	368,700	423,500
	11	202,800	258,500	332,100	370,000	425,900
	12	204,800	260,500	334,100	371,300	428,200
	13	206,800	262,500	335,900	372,600	430,500
	14	208,700	264,800	337,900	374,000	433,200
	15	210,600	267,100	339,800	375,400	435,900
	16	212,400	269,300	341,700	376,700	438,600
	17	214,100	271,500	343,500	378,000	441,100
	18	215,900	273,900	345,100	379,400	443,600
	19	217,700	276,300	346,700	380,800	446,100
	20	219,500	278,700	348,300	382,200	448,500
	21	221,300	281,000	349,900	383,600	450,900
	22	223,100	283,100	350,900	385,000	453,500
	23	224,800	285,200	351,900	386,400	456,100
	24	226,500	287,200	352,900	387,800	458,400
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	25	228,200	289,200	354,000	389,200	460,600
	26	230,300	291,100	355,300	390,700	462,900
	27	232,200	293,000	356,500	392,100	465,400
	28	234,100	294,900	357,700	393,500	467,800
	29	236,000	296,800	358,900	394,900	470,300
	30	237,100	298,300	360,000	396,400	472,800
	31	238,200	299,800	361,100	397,900	475,300
	32	239,300	301,300	362,200	399,400	477,700
	33	240,700	302,800	363,300	400,900	480,000
	34	242,200	304,300	364,300	402,500	482,400
	35	243,700	305,800	365,300	404,100	484,800
	36	245,200	307,200	366,300	405,800	487,300
	37	246,700	308,600	367,200	407,000	489,700
	38	248,300	309,500	368,100	408,400	492,200
	39	249,900	310,400	368,900	409,800	494,600
	40	251,500	311,300	369,700	411,100	497,100
	41	253,100	312,100	370,400	412,400	499,400
	42	254,600	312,600	371,200	413,700	501,600
	43	256,100	313,100	372,000	415,200	503,800
	44	257,600	313,600	372,800	416,700	506,000
	45	259,100	314,100	373,600	417,900	507,600
	46	260,400	314,600	374,400	419,100	509,100
	47	261,600	315,100	375,200	420,700	510,700
	48	262,800	315,600	376,000	422,200	512,200
	49	264,000	316,000	376,800	423,500	513,900
	50	265,100	316,500	378,100	424,900	515,300
	51	266,200	317,000	379,400	426,300	516,700
	52	267,300	317,500	380,600	427,700	518,200

53	268,400	317,900	381,300	429,100	519,300
54	269,500	318,400	382,300	430,500	520,500
55	270,500	318,800	383,100	431,900	521,700
56	271,500	319,200	383,800	433,300	522,900
57	272,500	319,600	384,500	434,400	523,800
58	273,200	320,000	385,200	435,700	524,800
59	273,800	320,400	385,900	437,100	525,800
60	274,400	320,800	386,600	438,400	526,800
61	275,000	321,200	387,200	439,200	527,900
62	275,600	321,800	387,900	440,000	528,800
63	276,200	322,400	388,700	440,900	529,500
64	276,800	323,000	389,500	441,800	530,200
65	277,400	323,500	390,100	442,600	531,000
66	278,000	324,100	390,900	443,400	531,800
67	278,600	324,700	391,600	444,000	532,600
68	279,200	325,300	392,300	444,800	533,400
69	279,800	325,800	392,900	445,200	534,100
70	280,500	326,400	393,600	445,800	534,900
71	281,200	327,000	394,300	446,300	535,700
72	281,900	327,600	395,000	446,800	536,500
73	282,500	328,100	395,700	447,300	537,200
74	283,200	328,800	396,300		
75	283,900	329,500	396,900		
76	284,600	330,200	397,600		
77	285,200	330,900	398,300		
78	285,900	331,600	398,800		
79	286,600	332,300	399,400		
80	287,200	333,000	400,000		
81	287,800	333,700	400,500		
82	288,500	334,500	401,100		
83	289,200	335,200	401,700		
84	289,800	335,800	402,200		
85	290,400	336,300	402,700		
86	291,100	336,800	403,200		
87	291,800	337,200	403,700		
88	292,400	337,600	404,400		
89	293,000	337,900	404,800		
90	293,700	338,400			
91	294,400	338,800			
92	295,000	339,200			
93	295,600	339,500			
94	296,300	339,900			
95	296,900	340,300			
96	297,500	340,700			
97	297,800	341,200			
98	298,400	341,700			
99	299,000	342,200			
100	299,500	342,700			
101	300,000	343,200			
102	300,400	343,700			
103	300,800	344,200			
104	301,200	344,700			
105	301,600	345,100			
106	302,100	345,500			
107	302,600	346,000			
108	302,900	346,400			
109	303,100	346,900			
110	303,500	347,300			
111	303,800	347,700			
112	304,000	348,100			

	113	304,300	348,600			
	114	304,600	349,000			
	115	304,900	349,400			
	116	305,200	349,800			
	117	305,500	350,300			
	118	305,800	350,700			
	119	306,000	351,100			
	120	306,300	351,500			
	121	306,600	351,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		223,800	265,600	290,600	333,400	392,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表 5

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	293,400	372,000	428,700	486,400
	2	295,700	374,600	430,700	488,200
	3	298,000	377,100	432,700	490,000
	4	300,200	379,600	434,600	491,800
	5	302,300	382,100	436,500	493,600
	6	305,800	384,800	438,100	495,300
	7	309,300	387,500	439,700	497,000
	8	312,700	390,100	441,300	498,700
	9	316,100	392,200	442,900	500,400
	10	319,600	394,700	444,700	502,500
	11	323,000	397,200	446,500	504,600
	12	326,400	399,700	448,300	506,700
	13	329,800	402,300	450,100	508,700
	14	333,300	405,000	451,900	510,600
	15	336,700	407,600	453,700	512,700
	16	340,100	410,100	455,500	514,700
	17	343,500	412,500	457,100	516,600
	18	346,600	414,700	459,100	518,600
	19	349,700	416,800	461,000	520,600
	20	352,800	418,900	462,900	522,400
	21	356,000	421,000	464,300	524,200
	22	359,100	422,500	466,100	526,000
	23	362,200	424,000	467,900	527,800
	24	365,200	425,500	469,700	529,600
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	25	368,200	426,900	471,500	531,200
	26	370,500	428,400	473,300	533,000
	27	372,800	429,900	475,100	534,800
	28	375,000	431,300	476,900	536,600
	29	376,900	432,700	478,700	538,200
	30	378,600	434,200	480,500	540,000
	31	380,300	435,700	482,300	541,800
	32	382,100	437,100	484,100	543,500
	33	383,900	438,500	485,900	545,100
	34	385,700	440,000	487,800	546,900
	35	387,300	441,500	489,700	548,600
	36	388,700	442,900	491,600	550,300
	37	390,100	444,300	493,500	551,800
	38	391,600	445,700	495,200	553,400
	39	393,100	447,100	497,000	554,800
	40	394,600	448,500	498,800	556,400
	41	396,100	449,900	500,400	557,900
	42	396,800	451,300	502,200	559,300
	43	397,400	452,700	504,000	560,700
	44	398,100	454,100	505,600	562,000
	45	399,000	455,500	507,000	563,200
	46	399,600	456,900	508,700	564,200
	47	400,200	458,300	510,500	565,200
	48	400,800	459,700	512,200	566,200
	49	401,400	461,100	513,700	567,200
	50	401,900	462,800	515,000	568,100
	51	402,400	464,400	516,300	569,000
	52	402,900	466,000	517,600	569,900

53	403,400	467,600	518,600	570,700
54	403,800	468,800	519,900	571,600
55	404,200	470,000	521,200	572,500
56	404,600	471,100	522,500	573,400
57	405,000	472,100	523,500	574,300
58	405,400	473,100	524,300	575,200
59	405,800	474,000	525,100	576,100
60	406,200	474,800	525,900	576,800
61	406,600	475,500	526,800	577,700
62	407,000	476,200	527,600	578,600
63	407,400	476,900	528,400	579,500
64	407,800	477,500	529,100	580,400
65	408,100	478,200	529,900	581,300
66		478,900	530,700	
67		479,500	531,400	
68		480,100	532,300	
69		480,400	533,200	
70		481,000	534,000	
71		481,700	534,900	
72		482,400	535,800	
73		482,800	536,600	
74		483,400	537,500	
75		484,100	538,400	
76		484,800	539,100	
77		485,200	539,900	
78		485,800	540,800	
79		486,400	541,700	
80		486,900	542,600	
81		487,400	543,400	
82		487,900	544,300	
83		488,400	545,200	
84		488,900	546,100	
85		489,300	546,900	
86		489,800	547,800	
87		490,200	548,700	
88		490,700	549,600	
89		491,200	550,400	
90		491,800		
91		492,400		
92		492,800		
93		493,300		
94		493,900		
95		494,500		
96		495,000		
97		495,500		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円
	303,700	346,400	401,500	475,300

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	190,600	260,500	307,900	343,100	381,500
	2	192,700	261,700	309,400	344,800	383,800
	3	194,800	262,800	310,900	346,500	386,100
	4	196,900	263,900	312,400	348,100	388,400
	5	198,900	265,000	313,900	349,700	390,700
	6	200,900	265,800	315,200	351,400	393,300
	7	202,900	266,600	316,600	353,000	395,900
	8	204,700	267,400	318,000	354,600	398,500
	9	206,500	268,200	318,900	356,200	400,600
	10	208,400	269,000	320,300	357,900	402,800
	11	210,300	269,800	321,700	359,600	405,000
	12	212,400	270,600	323,100	361,200	407,200
	13	214,100	271,400	324,400	362,700	409,200
	14	216,100	272,200	326,000	364,400	411,200
	15	218,300	273,000	327,500	366,000	413,200
	16	220,400	273,800	329,000	367,600	415,200
	17	222,500	274,600	330,400	369,200	417,000
	18	223,600	275,400	332,000	370,800	418,900
	19	224,700	276,200	333,500	372,400	420,800
	20	225,800	277,000	334,900	374,000	422,600
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	21	226,900	277,800	336,400	375,600	424,400
	22	228,800	278,600	338,000	377,600	426,000
	23	230,700	279,400	339,200	379,600	427,600
	24	232,800	280,200	340,700	381,600	429,100
	25	234,500	280,900	342,200	383,000	430,600
	26	235,600	281,800	343,800	384,700	431,900
	27	236,600	282,900	345,200	386,400	433,200
	28	237,600	284,000	346,700	388,100	434,500
	29	238,700	285,200	347,900	389,800	435,800
	30	239,900	286,500	349,400	391,300	437,000
	31	241,200	287,900	350,900	392,800	438,200
	32	242,500	289,200	352,400	394,300	439,300
	33	243,800	290,800	353,600	395,600	440,500
	34	245,100	292,500	355,100	396,900	441,600
	35	246,400	294,100	356,600	398,200	442,800
	36	247,600	295,700	358,000	399,300	444,000
	37	248,800	297,400	359,400	400,400	445,100
	38	250,000	298,600	361,000	401,500	445,900
	39	251,200	299,800	362,500	402,600	446,300
	40	252,400	301,000	364,000	403,700	447,000
	41	253,500	302,200	365,200	404,500	447,500
	42	254,400	303,400	366,200	405,300	447,900
	43	255,200	304,600	367,300	406,100	448,300
	44	256,000	305,800	368,300	406,900	448,700
	45	256,800	307,000	369,200	407,300	449,100
	46	257,600	308,200	369,900	407,900	449,500
	47	258,400	309,300	370,800	408,400	449,900
	48	259,200	310,500	371,800	408,800	450,200

49	260,000	311,800	372,700	409,200	450,500
50	260,800	313,000	373,600	409,400	450,900
51	261,600	314,200	374,500	409,700	451,200
52	262,400	315,400	375,400	410,000	451,500
53	263,200	316,600	376,100	410,300	451,800
54	264,000	317,700	376,800	410,600	
55	264,700	318,900	377,600	410,900	
56	265,500	320,100	378,400	411,200	
57	266,400	321,300	378,800	411,400	
58	267,200	322,600	379,400	411,700	
59	268,000	323,900	380,100	412,000	
60	268,800	325,100	380,800	412,300	
61	269,600	326,000	381,100	412,500	
62	270,400	327,200	381,700	412,800	
63	271,200	328,400	382,300	413,100	
64	272,000	329,600	382,700	413,400	
65	272,700	330,700	383,000	413,600	
66	273,500	331,700	383,300		
67	274,300	332,700	383,800		
68	275,100	333,600	384,300		
69	275,800	334,500	384,600		
70	276,600	335,500	385,000		
71	277,300	336,500	385,400		
72	278,000	337,400	385,800		
73	278,700	337,900	386,300		
74	279,400	338,800	386,700		
75	280,100	339,500	387,200		
76	280,800	340,400	387,700		
77	281,500	341,100	388,100		
78	282,200	341,400	388,600		
79	282,900	341,900	389,100		
80	283,500	342,500	389,600		
81	284,100	343,100	389,900		
82	284,800	343,800	390,400		
83	285,500	344,500	390,700		
84	286,100	345,100	391,100		
85	286,700	345,800	391,500		
86	287,400	346,300	392,000		
87	288,100	346,900	392,400		
88	288,700	347,500	392,800		
89	289,300	347,800	393,100		
90	290,000	348,400	393,600		
91	290,700	348,900	393,900		
92	291,300	349,400	394,300		
93	291,900	349,900	394,600		
94	292,400	350,400	395,100		
95	292,800	350,900	395,400		
96	293,200	351,300	395,800		
97	293,600	351,600	396,100		
98	293,900	351,900			
99	294,200	352,100			
100	294,500	352,400			
101	294,800	352,900			
102	295,100	353,200			
103	295,400	353,500			
104	295,700	353,800			

105	295,900	354,200			
106	296,100	354,500			
107	296,300	354,800			
108	296,500	355,100			
109	296,900	355,500			
110	297,100	355,800			
111	297,300	356,100			
112	297,500	356,400			
113	297,900	356,700			
114	298,100	357,100			
115	298,300	357,500			
116	298,600	357,900			
117	298,900	358,400			
118	299,100	358,800			
119	299,300	359,200			
120	299,600	359,600			
121	299,900	360,100			
122	300,100				
123	300,300				
124	300,600				
125	300,900				
定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円
	221,600	263,700	286,700	330,400	373,000

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	209,700	279,600	314,700	344,200	383,000
	2	211,600	280,700	315,900	345,900	385,600
	3	213,400	281,800	317,100	347,600	388,300
	4	215,100	282,800	318,200	349,300	390,900
	5	216,800	283,800	319,300	351,000	393,100
	6	218,700	284,300	320,300	352,700	395,300
	7	220,500	284,800	321,400	354,400	397,600
	8	222,200	285,300	322,500	356,000	399,900
	9	224,000	285,800	323,200	357,500	401,800
	10	225,900	286,300	324,200	359,200	403,900
	11	227,800	286,800	325,200	360,900	406,100
	12	229,800	287,300	326,200	362,600	408,300
	13	232,000	287,800	327,100	364,000	410,200
	14	234,300	288,300	328,300	365,700	412,200
	15	236,600	288,800	329,500	367,400	414,300
	16	238,900	289,300	330,700	369,100	416,300
	17	242,600	289,600	331,700	370,900	418,300
	18	244,800	290,300	332,900	372,900	420,500
	19	247,000	290,900	334,000	374,900	422,700
	20	249,200	291,500	335,000	376,900	424,800
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	21	251,400	291,800	336,100	378,600	426,700
	22	252,400	292,500	337,300	380,700	428,600
	23	253,300	293,000	338,100	382,800	430,400
	24	254,200	293,700	339,200	384,800	432,300
	25	255,100	294,400	340,300	386,700	434,000
	26	256,300	294,800	341,500	388,300	435,600
	27	257,400	295,500	342,400	390,100	437,300
	28	258,300	296,200	343,500	391,900	438,900
	29	259,100	296,900	344,500	393,600	440,200
	30	259,800	297,600	345,700	395,300	441,500
	31	260,500	298,300	346,800	397,200	443,100
	32	261,400	299,000	347,900	398,900	444,600
	33	262,500	299,800	348,700	400,600	446,300
	34	263,600	300,600	350,000	402,300	447,900
	35	264,700	301,400	351,300	404,100	449,300
	36	265,800	302,300	352,600	405,800	450,700
	37	266,900	303,400	353,800	407,400	451,800
	38	268,000	304,600	355,300	409,100	453,100
	39	269,100	305,600	356,800	410,900	454,400
	40	270,200	306,600	358,300	412,700	455,800
	41	271,200	307,500	359,500	414,200	456,800
	42	272,300	308,700	361,000	415,700	457,500
	43	273,400	309,900	362,400	417,200	458,300
	44	274,400	311,300	363,800	418,500	458,900
	45	275,400	312,500	365,200	419,600	459,800
	46	276,100	313,600	366,200	420,700	460,500
	47	276,800	314,900	367,600	421,800	461,300
	48	277,500	316,500	368,900	423,000	462,100
	49	278,200	317,100	370,300	424,300	462,800
	50	278,800	318,200	371,700	425,400	463,500
	51	279,300	319,300	373,000	426,600	464,200
	52	279,800	320,400	374,400	427,700	465,000

53	280,300	321,500	375,800	428,900	465,800
54	280,900	322,600	376,900	429,900	466,600
55	281,400	323,700	377,900	431,000	467,300
56	281,900	324,800	379,000	432,100	468,000
57	282,300	325,900	380,000	433,100	468,800
58	282,800	327,100	380,700	433,600	
59	283,300	328,200	381,600	434,200	
60	283,800	329,300	382,400	434,600	
61	284,300	330,100	382,900	435,200	
62	284,800	331,200	383,600	435,700	
63	285,300	332,300	384,300	436,100	
64	285,800	333,300	384,900	436,600	
65	286,300	334,300	385,500	437,100	
66	286,800	335,300	386,000	437,500	
67	287,300	336,300	386,600	437,800	
68	287,800	337,300	387,100	438,100	
69	288,300	338,500	387,600	438,500	
70	288,800	339,800	388,100		
71	289,300	341,000	388,700		
72	289,800	342,200	389,200		
73	290,300	343,100	389,800		
74	291,100	344,300	390,200		
75	291,900	345,400	390,700		
76	292,600	346,700	391,100		
77	293,300	347,700	391,400		
78	294,200	348,600	391,900		
79	295,100	349,700	392,300		
80	295,900	350,900	392,500		
81	296,700	352,000	392,700		
82	297,600	353,200	393,100		
83	298,400	354,400	393,300		
84	299,200	355,400	393,500		
85	300,000	356,400	393,700		
86	300,900	357,400	394,100		
87	301,800	358,500	394,500		
88	302,700	359,600	394,800		
89	303,600	360,400	395,000		
90	304,500	361,500	395,400		
91	305,400	362,600	395,800		
92	306,300	363,600	396,200		
93	307,100	364,300	396,500		
94	308,100	365,100	396,900		
95	309,100	365,900	397,300		
96	310,000	366,600	397,700		
97	310,500	367,200	398,000		
98	311,400	367,700			
99	312,300	368,200			
100	313,100	368,700			
101	313,900	369,300			
102	314,900	369,800			
103	315,900	370,300			
104	316,900	370,800			
105	317,800	371,200			
106	318,900	371,600			
107	319,900	372,200			
108	320,900	372,700			
109	321,700	373,000			
110	322,400	373,500			
111	323,100	373,900			
112	323,700	374,200			

113	324,200	374,800			
114	324,500	375,300			
115	325,100	375,800			
116	325,700	376,300			
117	326,100	376,900			
118	326,700	377,400			
119	327,300	377,900			
120	327,800	378,300			
121	328,200	378,900			
122	328,700	379,400			
123	329,200	379,900			
124	329,700	380,400			
125	330,100	381,000			
126	330,500	381,400			
127	330,800	381,900			
128	331,100	382,400			
129	331,400	383,000			
130	331,800				
131	332,100				
132	332,400				
133	332,600				
134	332,900				
135	333,200				
136	333,400				
137	333,600				
138	333,900				
139	334,200				
140	334,500				
141	334,700				
142	335,000				
143	335,400				
144	335,600				
145	335,800				
146	336,000				
147	336,400				
148	336,600				
149	336,900				
150	337,300				
151	337,700				
152	338,100				
153	338,400				
154	338,800				
155	339,200				
156	339,600				
157	339,900				
158	340,300				
159	340,600				
160	341,000				
161	341,300				
162	341,700				
163	342,100				
164	342,500				
165	342,800				
166	343,200				
167	343,600				
168	344,000				
169	344,300				
定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円
	262,200	279,900	293,600	333,900	378,600

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表 6

教育職給料表(イ)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,900	222,700	300,200	325,900	415,600
	2	204,200	225,100	302,000	328,000	417,100
	3	206,500	227,500	303,800	330,100	418,600
	4	208,700	229,900	305,600	332,200	420,000
	5	211,000	232,300	307,400	334,200	421,300
	6	213,200	234,700	309,200	336,300	422,700
	7	215,400	237,100	311,000	338,400	424,100
	8	217,600	239,500	312,700	340,500	425,500
	9	219,800	241,900	314,400	342,500	426,900
	10	222,000	243,500	316,200	344,600	428,300
	11	224,200	245,100	318,000	346,700	429,700
	12	226,400	246,700	319,800	348,700	431,000
	13	228,600	248,300	321,700	350,700	432,300
	14	230,700	249,800	323,500	352,200	433,700
	15	232,800	251,200	325,300	353,700	435,100
	16	234,900	252,600	327,000	355,200	436,500
	17	237,000	254,000	328,600	356,600	437,700
	18	238,800	255,200	330,500	358,000	439,000
	19	240,500	256,400	332,400	359,400	440,200
	20	242,200	257,600	334,300	360,800	441,500
	21	243,900	259,000	336,100	362,200	442,600
	22	245,200	260,200	338,100	363,500	443,700
	23	246,500	261,500	339,900	364,800	444,900
	24	247,800	262,800	341,700	366,100	446,100
定年	25	249,000	264,100	343,400	367,300	447,400
前再	26	250,100	266,000	345,100	368,600	448,600
任用	27	251,200	267,800	346,700	369,800	449,600
短時	28	252,300	269,600	348,300	371,000	450,700
間勤	29	253,500	271,300	349,900	372,200	451,900
務職	30	254,800	273,500	351,200	373,400	452,700
員以	31	256,000	275,700	352,400	374,600	453,500
外の	32	257,200	277,900	353,600	375,700	454,400
職員	33	258,300	280,100	354,900	376,800	455,300
	34	259,500	282,300	356,300	378,000	455,800
	35	260,700	284,500	357,700	379,200	456,300
	36	261,900	286,600	359,000	380,300	456,800
	37	263,100	288,600	360,300	381,400	457,300
	38	264,300	290,500	361,700	382,600	
	39	265,500	292,400	363,100	383,800	
	40	266,700	294,200	364,400	384,900	
	41	267,900	296,000	365,700	386,000	
	42	269,000	297,900	367,100	387,200	
	43	270,100	299,700	368,400	388,400	
	44	271,200	301,400	369,700	389,500	
	45	272,200	303,100	371,000	390,600	
	46	273,000	304,900	372,200	391,800	
	47	273,800	306,600	373,400	393,000	
	48	274,600	308,200	374,600	394,200	
	49	275,300	309,800	375,800	395,400	
	50	276,100	311,500	377,000	396,700	
	51	276,800	313,300	378,200	397,900	
	52	277,500	315,000	379,400	399,100	

53	278,300	316,300	380,500	400,300
54	279,100	318,200	381,700	401,600
55	279,900	320,000	382,900	402,600
56	280,600	321,700	384,100	403,700
57	281,300	323,400	385,200	404,900
58	282,100	325,300	386,500	406,100
59	282,900	327,000	387,800	407,300
60	283,600	328,700	389,000	408,500
61	284,200	330,400	389,900	409,600
62	284,900	332,200	391,100	410,600
63	285,600	334,000	392,100	411,900
64	286,200	335,700	393,200	413,100
65	286,900	337,400	394,000	414,300
66	287,600	338,700	395,100	415,400
67	288,300	340,000	396,100	416,500
68	289,000	341,300	397,100	417,600
69	289,700	342,800	398,200	418,600
70	290,500	344,300	399,200	419,800
71	291,200	345,800	400,300	421,000
72	291,900	347,300	401,400	422,200
73	292,400	348,700	402,400	422,800
74	293,100	350,200	403,500	423,600
75	293,800	351,700	404,600	424,300
76	294,400	353,200	405,600	424,800
77	295,000	354,600	406,500	425,100
78	295,700	356,100	407,400	425,400
79	296,300	357,600	408,400	425,800
80	296,900	359,100	409,400	426,200
81	297,500	360,500	410,200	426,500
82	298,100	361,800	411,000	426,900
83	298,700	363,100	411,700	427,200
84	299,300	364,300	412,500	427,500
85	299,800	365,500	413,200	427,800
86	300,300	366,700	413,800	428,200
87	300,800	367,900	414,500	428,500
88	301,300	369,000	415,200	428,800
89	301,700	370,100	415,800	429,100
90	302,300	371,200	416,500	429,400
91	302,800	372,300	417,000	429,700
92	303,300	373,400	417,600	429,900
93	303,600	374,500	418,000	430,100
94	304,100	375,700	418,400	
95	304,600	376,800	418,700	
96	305,000	377,900	419,000	
97	305,400	378,900	419,200	
98	305,900	379,900	419,500	
99	306,400	380,800	419,800	
100	306,800	381,700	420,000	
101	307,200	382,500	420,200	
102	307,600	383,500	420,500	
103	308,000	384,400	420,800	
104	308,300	385,300	421,000	
105	308,500	386,100	421,200	
106	308,800	387,000	421,500	
107	309,100	387,900	421,800	
108	309,300	388,800	422,000	
109	309,500	389,600	422,200	
110	309,700	390,600	422,500	
111	310,000	391,500	422,800	
112	310,300	392,400	423,000	

113	310,500	393,000	423,200		
114	310,700	393,900	423,500		
115	310,900	394,800	423,800		
116	311,200	395,700	424,000		
117	311,500	396,500	424,200		
118	311,700	397,200			
119	312,000	398,000			
120	312,300	398,800			
121	312,500	399,400			
122	312,700	400,100			
123	312,900	400,800			
124	313,200	401,400			
125	313,500	402,000			
126		402,700			
127		403,200			
128		403,800			
129		404,400			
130		405,000			
131		405,500			
132		406,000			
133		406,300			
134		406,600			
135		406,900			
136		407,200			
137		407,500			
138		407,800			
139		408,100			
140		408,400			
141		408,700			
142		409,000			
143		409,300			
144		409,600			
145		409,800			
146		410,100			
147		410,400			
148		410,600			
149		410,800			
150		411,100			
151		411,400			
152		411,600			
153		411,800			
154		412,100			
155		412,400			
156		412,600			
157		412,800			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円
	231,700	278,000	305,400	332,000	413,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表 7

第 1 号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	414,000
2	475,000
3	538,000
4	621,000
5	722,000
6	824,000

第 2 号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	346,000
2	382,000
3	410,000

別表 8

特定任期付職員の給料表

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

別表 9

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	185,500	267,300	303,200	357,200	444,800	471,200	520,100
	2	186,600	268,300	304,700	358,900	448,800	475,200	524,100
	3	187,800	269,300	306,200	360,500	454,800	481,200	530,100
	4	188,900	270,300	307,600	362,100	462,800	489,200	538,100
	5	190,000	271,300	308,600	363,700			
	6	191,700	272,300	309,600	365,500			
	7	193,300	273,300	310,600	367,000			
	8	194,900	274,300	311,800	368,600			
	9	196,600	275,300	313,000	370,000			
	10	198,200	276,300	314,600	371,600			
	11	199,800	277,300	316,200	373,200			
	12	201,400	278,400	317,800	374,700			
	13	203,000	279,400	319,100	376,600			
	14	204,700	280,700	320,700	378,500			
	15	206,400	282,000	322,300	380,400			
	16	208,100	283,200	323,900	382,200			
	17	209,400	284,500	325,400	383,700			
	18	211,000	285,800	327,100	385,500			
	19	212,600	287,000	328,700	387,200			
	20	214,100	288,200	330,200	388,800			
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	21	215,600	289,300	331,600	390,500			
	22	217,200	290,500	333,300	391,900			
	23	218,800	291,800	334,600	393,300			
	24	220,400	293,100	336,200	394,700			
	25	222,000	294,400	337,400	396,100			
	26	223,700	295,400	339,300	397,300			
	27	225,000	296,400	340,900	398,500			
	28	226,300	297,500	342,500	399,500			
	29	227,600	298,600	343,800	400,600			
	30	228,700	299,800	345,400	401,800			
	31	229,800	300,900	347,000	402,900			
	32	230,900	302,100	348,600	404,000			
	33	232,000	303,300	350,200	404,700			
	34	233,500	304,600	351,900	405,400			
	35	235,000	305,900	353,700	406,100			
	36	236,500	307,200	355,500	406,800			
	37	238,000	308,500	357,000	407,400			
	38	239,500	309,800	358,400	408,000			
	39	241,000	311,100	359,800	408,500			
	40	242,500	312,400	361,200	408,900			
	41	244,000	313,700	362,700	409,300			
	42	245,400	315,000	364,100	409,500			
	43	246,800	316,300	365,400	409,800			
	44	248,200	317,400	366,900	410,100			
	45	249,400	318,300	368,100	410,400			
	46	250,600	319,600	369,100	410,700			
	47	251,800	320,900	370,200	411,000			
	48	253,000	322,200	371,400	411,300			

49	254,100	323,400	372,300	411,500
50	255,200	324,700	373,300	411,800
51	256,300	325,900	374,300	412,100
52	257,400	327,100	375,200	412,400
53	258,400	328,400	376,200	412,600
54	259,400	329,500	377,100	412,900
55	260,400	330,600	378,000	413,200
56	261,400	331,700	378,900	413,500
57	262,400	332,400	379,700	413,700
58	263,300	333,300	380,400	414,000
59	264,200	334,000	381,200	414,300
60	265,100	334,800	382,000	414,500
61	265,900	335,600	382,600	414,700
62	266,700	336,000	383,300	415,000
63	267,500	336,600	384,000	415,300
64	268,300	337,300	384,700	415,500
65	269,000	338,100	385,200	415,700
66	269,800	338,800	385,900	416,000
67	270,600	339,500	386,500	416,300
68	271,300	340,100	387,100	416,500
69	272,000	340,600	387,500	416,700
70	272,800	341,200	388,100	417,000
71	273,600	341,700	388,700	417,300
72	274,300	342,300	389,300	417,500
73	275,000	342,600	389,700	417,700
74	275,800	343,100	390,200	
75	276,600	343,500	390,700	
76	277,300	343,900	391,300	
77	278,000	344,300	391,600	
78	278,700	344,800	392,000	
79	279,400	345,300	392,300	
80	280,100	345,800	392,700	
81	280,800	346,100	393,000	
82	281,500	346,500	393,300	
83	282,200	346,900	393,600	
84	282,900	347,300	393,900	
85	283,500	347,600	394,100	
86	284,200	348,000	394,400	
87	284,800	348,400	394,700	
88	285,500	348,800	394,900	
89	286,100	349,000	395,100	
90	286,800	349,400	395,300	
91	287,400	349,800	395,500	
92	288,100	350,200	395,700	
93	288,700	350,400	395,900	
94		350,800	396,100	
95		351,200	396,300	
96		351,500	396,500	
97		351,800	396,700	
98		352,200		
99		352,600		
100		353,000		
101		353,500		
102		353,900		
103		354,300		
104		354,700		

	105		355,200					
	106		355,600					
	107		355,900					
	108		356,200					
	109		356,700					
定年前再 任用短 時間勤 務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		221,500	262,000	294,200	322,600	364,700	398,200	450,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第3項に規定する職員を除く。

別表10

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	213,600	234,600	257,500	297,400	333,900	355,300	386,100	422,300	468,000
	2	216,000	236,800	259,500	298,400	335,400	357,000	387,800	423,900	474,200
	3	218,400	239,000	261,700	299,400	336,900	358,700	389,500	425,500	479,200
	4	220,800	241,200	263,900	300,300	338,400	360,300	391,200	427,000	483,500
	5	223,300	243,400	266,000	300,900	339,900	361,900	392,700	428,500	487,500
	6	225,600	245,400	267,300	301,600	341,300	363,600	394,300	430,100	491,000
	7	228,000	247,400	268,600	302,300	342,600	365,200	395,900	431,500	494,000
	8	230,200	249,200	269,900	303,000	343,900	366,800	397,500	432,900	496,500
	9	232,400	251,000	271,200	303,700	345,200	368,400	399,100	434,000	498,700
	10	234,500	252,700	272,500	304,400	346,800	370,000	400,700	435,400	
	11	236,600	254,400	273,800	305,100	348,400	371,600	402,300	436,900	
	12	238,600	255,800	275,100	305,700	350,000	373,200	403,900	438,400	
	13	240,600	257,200	276,400	306,400	351,500	374,800	405,400	439,700	
	14	242,600	259,000	277,600	307,200	353,100	376,400	407,400	441,400	
	15	244,600	260,400	278,700	307,900	354,700	378,000	409,400	443,000	
	16	246,200	261,900	280,200	308,700	356,200	379,600	411,400	444,600	
	17	247,800	263,400	281,500	309,400	357,700	381,200	412,900	446,000	
	18	249,300	264,600	282,800	310,200	359,300	382,800	414,600	447,700	
	19	250,800	265,800	284,100	311,200	360,900	384,400	416,200	449,400	
	20	252,300	266,900	285,300	312,100	362,400	386,000	417,900	451,000	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	21	253,800	268,200	286,500	313,000	363,900	387,600	419,500	452,400	
	22	255,400	269,400	287,100	314,300	365,500	389,200	421,000	453,100	
	23	256,900	270,700	287,700	315,600	367,100	390,900	422,500	453,800	
	24	258,400	272,000	288,300	316,900	368,700	392,600	423,900	454,500	
	25	259,900	273,400	288,800	318,200	370,100	394,300	425,100	454,900	
	26	261,100	274,800	289,400	319,700	371,800	396,300	426,600	455,400	
	27	262,300	276,100	290,000	321,000	373,500	398,200	428,100	456,000	
	28	263,500	277,400	290,500	322,100	375,100	400,100	429,500	456,600	
	29	264,700	278,400	291,000	323,100	376,700	401,800	431,000	457,200	
	30	266,000	279,700	291,600	324,300	378,300	403,200	432,300	457,900	
	31	267,300	281,000	292,100	325,500	379,900	404,400	433,500	458,400	
	32	268,600	282,200	292,600	326,600	381,600	405,700	434,700	458,900	
	33	269,900	283,400	293,100	327,700	383,300	406,700	435,700	459,400	
	34	271,400	284,000	293,700	328,900	385,300	407,800	436,400	459,700	
	35	272,700	284,600	294,200	330,100	387,300	408,800	437,200	460,000	
	36	274,100	285,200	294,700	331,200	389,300	409,800	437,900	460,400	
	37	275,100	285,700	295,200	332,300	391,000	410,900	438,400	460,800	
	38	276,400	286,300	295,800	333,500	392,700	412,100	438,800	461,000	
	39	277,700	286,900	296,400	334,700	394,200	413,200	439,200	461,300	
	40	278,900	287,500	297,000	335,900	395,700	414,300	439,500	461,500	
	41	280,100	288,000	297,700	337,100	396,900	415,500	439,800	461,900	
	42	280,700	288,600	298,400	338,300	397,900	416,300	440,100	462,100	
	43	281,300	289,200	299,100	339,500	398,900	417,100	440,400	462,300	
	44	281,900	289,700	299,800	340,700	399,900	417,700	440,700	462,500	
	45	282,300	290,200	300,400	341,900	401,000	418,200	440,900	462,900	
	46	282,900	290,700	301,300	343,200	402,100	418,900	441,200		
	47	283,400	291,200	302,100	344,400	403,200	419,600	441,500		
	48	283,900	291,700	302,900	345,600	404,300	420,200	441,800		

49	284,400	292,300	303,700	346,800	405,600	420,900	442,100
50	285,000	292,800	304,800	348,200	406,400	421,300	442,400
51	285,500	293,400	305,900	349,500	407,200	421,900	442,700
52	286,000	294,000	306,900	350,800	407,800	422,500	443,000
53	286,500	294,600	307,900	351,700	408,300	422,900	443,200
54	287,100	295,300	309,000	353,000	409,000	423,300	443,500
55	287,600	296,000	310,000	354,200	409,700	423,800	443,800
56	288,100	296,700	311,100	355,400	410,400	424,300	444,100
57	288,600	297,300	312,100	356,600	410,700	424,800	444,300
58	289,100	298,200	313,200	358,000	411,400	425,400	444,600
59	289,600	299,000	314,300	359,400	412,100	425,800	444,900
60	290,100	299,800	315,400	360,800	412,600	426,200	445,100
61	290,600	300,600	316,400	362,100	413,000	426,600	445,300
62	291,100	301,500	317,500	363,600	413,400	426,900	445,600
63	291,600	302,400	318,600	365,100	413,900	427,200	445,900
64	292,100	303,300	319,700	366,500	414,400	427,500	446,200
65	292,600	304,100	320,700	367,700	414,900	427,800	446,400
66	293,100	305,000	321,800	369,100	415,300	428,100	446,700
67	293,600	305,800	322,900	370,400	415,800	428,400	447,000
68	294,100	306,600	324,000	371,800	416,300	428,600	447,300
69	294,600	307,500	325,000	372,900	416,800	428,800	447,500
70	295,100	308,400	326,200	374,100	417,300	429,100	447,800
71	295,600	309,300	327,400	375,300	417,900	429,400	448,100
72	296,100	310,200	328,600	376,500	418,400	429,600	448,400
73	296,600	311,000	329,300	377,800	418,800	429,800	448,600
74	297,200	311,900	330,600	379,000	419,400	430,100	
75	297,800	312,800	331,900	380,200	419,900	430,400	
76	298,300	313,600	333,200	381,300	420,100	430,600	
77	298,800	314,300	334,500	382,400	420,400	430,800	
78	299,400	315,200	335,900	383,600	420,900	431,100	
79	300,000	316,100	337,300	384,700	421,200	431,400	
80	300,600	317,100	338,700	385,900	421,500	431,600	
81	301,200	318,000	340,000	387,000	421,800	431,800	
82	301,900	319,100	341,600	387,600	422,200	432,100	
83	302,600	320,100	343,100	388,100	422,600	432,400	
84	303,200	321,100	344,600	388,600	423,000	432,600	
85	303,800	322,000	346,000	389,200	423,300	432,800	
86	304,500	323,000	347,500	389,800			
87	305,200	324,000	349,000	390,400			
88	305,900	325,000	350,400	391,000			
89	306,600	326,000	351,700	391,300			
90	307,400	327,300	352,900	391,800			
91	308,200	328,500	354,100	392,300			
92	308,900	329,700	355,400	392,800			
93	309,400	330,900	356,700	393,200			
94	310,300	332,200	358,200	393,600			
95	311,200	333,400	359,700	394,100			
96	312,000	334,600	361,100	394,600			
97	312,800	335,800	362,400	395,000			
98	313,800	337,100	363,600	395,500			
99	314,700	338,300	364,700	396,000			
100	315,600	339,500	365,900	396,500			
101	316,500	340,900	367,000	396,800			
102	317,500	341,800	368,100	397,200			
103	318,500	342,800	369,200	397,700			
104	319,400	343,900	370,300	398,000			

105	320,200	345,000	371,500	398,300					
106	320,800	346,100	372,000	398,800					
107	321,400	347,100	372,600	399,300					
108	322,000	348,100	373,200	399,800					
109	322,500	349,300	373,800	400,100					
110	323,000	350,300	374,300	400,600					
111	323,400	351,300	374,700	401,100					
112	323,900	352,200	375,200	401,600					
113	324,700	353,100	375,600	401,900					
114	325,400	354,000	376,000	402,400					
115	326,100	355,000	376,500	402,900					
116	326,700	356,000	377,000	403,400					
117	327,300	357,000	377,400	403,800					
118	328,000	357,400	377,900	404,300					
119	328,700	358,000	378,500	404,700					
120	329,500	358,600	379,000	405,200					
121	330,100	358,900	379,200	405,600					
122	330,400	359,300	379,700						
123	330,900	359,700	380,200						
124	331,400	360,100	380,600						
125	331,700	360,500	381,100						
126		360,900	381,600						
127		361,300	382,100						
128		361,700	382,600						
129		362,100	382,900						
130		362,500	383,400						
131		362,900	383,900						
132		363,300	384,400						
133		363,500	384,700						
134		364,000	385,200						
135		364,400	385,600						
136		364,700	386,000						
137		365,000	386,300						
138		365,400	386,800						
139		365,900	387,300						
140		366,400	387,800						
141		366,700	388,100						
142		367,200							
143		367,700							
144		368,200							
145		368,500							
定年前任用 短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	248,200	260,000	264,200	295,800	312,600	326,900	350,600	386,200	418,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表11

教育職給料表

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,900	248,300	321,700	378,800	453,900
	2	204,200	249,800	323,500	380,300	455,700
	3	206,500	251,200	325,300	381,700	457,500
	4	208,700	252,600	327,000	383,100	459,300
	5	211,000	254,000	328,600	384,500	460,900
	6	213,200	255,200	330,500	386,000	462,600
	7	215,400	256,400	332,400	387,500	464,500
	8	217,600	257,600	334,300	388,900	466,200
	9	219,800	259,000	336,100	390,200	467,900
	10	222,000	260,200	338,100	391,700	469,500
	11	224,200	261,500	339,900	393,200	471,000
	12	226,400	262,800	341,700	394,700	472,500
	13	228,600	264,100	343,400	396,100	474,000
	14	230,700	266,000	345,100	397,600	475,300
	15	232,800	267,800	346,700	399,100	476,600
	16	234,900	269,600	348,300	400,600	477,900
	17	237,000	271,300	349,900	402,000	479,100
	18	238,800	273,500	351,200	403,600	479,800
	19	240,500	275,700	352,400	405,200	480,500
	20	242,200	277,900	353,600	406,700	481,200
	21	243,900	280,100	354,900	407,900	481,800
	22	245,200	282,300	356,500	409,300	
	23	246,500	284,500	358,100	410,700	
	24	247,800	286,600	359,600	412,000	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	25	249,000	288,600	361,100	413,600	
	26	250,200	290,500	362,700	415,000	
	27	251,400	292,400	364,300	416,300	
	28	252,600	294,200	365,800	417,700	
	29	253,700	296,000	367,300	419,100	
	30	254,900	297,900	368,900	420,400	
	31	256,100	299,700	370,500	421,900	
	32	257,300	301,400	372,000	423,400	
	33	258,400	303,100	373,500	425,000	
	34	259,700	304,900	375,100	426,400	
	35	261,000	306,600	376,700	428,000	
	36	262,300	308,200	378,200	429,500	
	37	263,700	309,800	379,700	431,200	
	38	265,100	311,500	381,200	432,700	
	39	266,400	313,300	382,700	434,300	
	40	267,700	315,000	384,100	435,900	
	41	269,000	316,300	385,500	437,400	
	42	270,000	318,200	387,000	438,900	
	43	271,000	320,000	388,400	440,100	
	44	271,900	321,700	389,800	441,300	
	45	272,600	323,400	391,300	442,500	
	46	273,400	325,300	392,900	443,800	
	47	274,200	327,000	394,500	445,000	
	48	275,000	328,700	395,900	446,200	
	49	275,800	330,400	397,100	447,300	
	50	276,600	332,200	398,500	448,500	
	51	277,300	334,000	399,900	449,700	
	52	278,100	335,700	401,200	450,900	

53	278,900	337,400	402,400	452,100
54	279,700	338,700	403,600	453,300
55	280,500	340,000	404,900	454,500
56	281,300	341,300	406,200	455,700
57	282,000	342,800	407,500	456,800
58	282,600	344,400	408,800	457,400
59	283,400	345,900	410,200	457,900
60	284,300	347,500	411,400	458,400
61	285,100	349,000	412,600	458,900
62	285,700	350,600	414,000	
63	286,500	352,200	415,400	
64	287,200	353,700	416,700	
65	288,200	355,200	417,900	
66	289,000	356,800	419,100	
67	289,800	358,400	420,400	
68	290,500	359,900	421,800	
69	291,200	361,400	423,100	
70	292,000	363,000	424,300	
71	292,800	364,600	425,300	
72	293,500	366,100	426,500	
73	294,200	367,600	427,700	
74	294,900	369,200	428,800	
75	295,600	370,800	430,000	
76	296,200	372,300	431,000	
77	296,800	373,800	432,100	
78	297,500	375,200	433,100	
79	298,200	376,600	434,100	
80	298,800	377,900	435,100	
81	299,400	379,200	436,000	
82	300,100	380,600	436,800	
83	300,800	382,000	437,600	
84	301,500	383,300	438,400	
85	302,200	384,400	439,100	
86	303,000	385,800	439,500	
87	303,700	387,100	439,900	
88	304,400	388,400	440,300	
89	305,100	389,600	440,700	
90	306,000	390,900	441,000	
91	306,800	392,000	441,300	
92	307,600	393,200	441,500	
93	308,100	394,400	441,800	
94	308,900	395,500	442,100	
95	309,700	396,700	442,400	
96	310,500	397,900	442,600	
97	311,200	399,300	442,800	
98	312,000	400,300	443,100	
99	312,800	401,300	443,400	
100	313,500	402,300	443,600	
101	314,300	403,200	443,800	
102	315,200	404,200	444,100	
103	316,100	405,300	444,400	
104	316,900	406,400	444,600	
105	317,500	407,100	444,800	
106	318,300	408,000		
107	319,100	408,900		
108	319,900	409,800		
109	320,600	410,600		
110	321,000	411,400		
111	321,400	412,200		
112	321,900	413,000		

113	322,400	413,600			
114	322,800	414,300			
115	323,300	415,000			
116	323,700	415,700			
117	324,200	416,300			
118	324,700	416,800			
119	325,100	417,200			
120	325,600	417,500			
121	326,100	417,800			
122	326,500	418,100			
123	327,000	418,400			
124	327,500	418,600			
125	328,100	418,800			
126	328,400	419,100			
127	328,700	419,400			
128	329,000	419,600			
129	329,200	419,800			
130	329,500	420,100			
131	329,800	420,400			
132	330,000	420,600			
133	330,200	420,800			
134	330,400	421,100			
135	330,600	421,400			
136	330,900	421,600			
137	331,200	421,800			
138	331,400	422,100			
139	331,700	422,400			
140	332,000	422,600			
141	332,200	422,800			
142	332,400	423,100			
143	332,700	423,400			
144	332,900	423,600			
145	333,200	423,800			
146	333,400				
147	333,700				
148	334,000				
149	334,200				
150	334,400				
151	334,700				
152	335,000				
153	335,200				
定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円
	240,500	281,100	310,200	338,600	423,900

備考 1 この表は、高等学校及び高等部を置く特別支援学校その他高等学校に準じるもので人事委員会の指定するものに勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,900	222,700	321,700	350,700	437,700
	2	204,200	225,100	323,500	352,200	439,000
	3	206,500	227,500	325,300	353,700	440,200
	4	208,700	229,900	327,000	355,200	441,500
	5	211,000	232,300	328,600	356,600	442,600
	6	213,200	234,700	330,500	358,000	443,700
	7	215,400	237,100	332,400	359,400	444,900
	8	217,600	239,500	334,300	360,800	446,100
	9	219,800	241,900	336,100	362,200	447,400
	10	222,000	243,500	338,100	363,500	448,600
	11	224,200	245,100	339,900	364,800	449,600
	12	226,400	246,700	341,700	366,100	450,700
	13	228,600	248,300	343,400	367,300	451,900
	14	230,700	249,800	345,100	368,600	452,700
	15	232,800	251,200	346,700	369,800	453,500
	16	234,900	252,600	348,300	371,000	454,400
	17	237,000	254,000	349,900	372,200	455,300
	18	238,800	255,200	351,200	373,400	455,800
	19	240,500	256,400	352,400	374,600	456,300
	20	242,200	257,600	353,600	375,700	456,800
	21	243,900	259,000	354,900	376,800	457,300
	22	245,200	260,200	356,300	378,000	
	23	246,500	261,500	357,700	379,200	
	24	247,800	262,800	359,000	380,300	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	25	249,000	264,100	360,300	381,400	
	26	250,100	266,000	361,700	382,600	
	27	251,200	267,800	363,100	383,800	
	28	252,300	269,600	364,400	384,900	
	29	253,500	271,300	365,700	386,000	
	30	254,800	273,500	367,100	387,200	
	31	256,000	275,700	368,400	388,400	
	32	257,200	277,900	369,700	389,500	
	33	258,300	280,100	371,000	390,600	
	34	259,500	282,300	372,200	391,800	
	35	260,700	284,500	373,400	393,000	
	36	261,900	286,600	374,600	394,200	
	37	263,100	288,600	375,800	395,400	
	38	264,300	290,500	377,000	396,700	
	39	265,500	292,400	378,200	397,900	
	40	266,700	294,200	379,400	399,100	
	41	267,900	296,000	380,500	400,300	
	42	269,000	297,900	381,700	401,600	
	43	270,100	299,700	382,900	402,600	
	44	271,200	301,400	384,100	403,700	
	45	272,200	303,100	385,200	404,900	
	46	273,000	304,900	386,500	406,100	
	47	273,800	306,600	387,800	407,300	
	48	274,600	308,200	389,000	408,500	
	49	275,300	309,800	389,900	409,600	
	50	276,100	311,500	391,100	410,600	
	51	276,800	313,300	392,100	411,900	
	52	277,500	315,000	393,200	413,100	

53	278,300	316,300	394,000	414,300
54	279,100	318,200	395,100	415,400
55	279,900	320,000	396,100	416,500
56	280,600	321,700	397,100	417,600
57	281,300	323,400	398,200	418,600
58	282,100	325,300	399,200	419,800
59	282,900	327,000	400,300	421,000
60	283,600	328,700	401,400	422,200
61	284,200	330,400	402,400	422,800
62	284,900	332,200	403,500	423,600
63	285,600	334,000	404,600	424,300
64	286,200	335,700	405,600	424,800
65	286,900	337,400	406,500	425,100
66	287,600	338,700	407,400	425,400
67	288,300	340,000	408,400	425,800
68	289,000	341,300	409,400	426,200
69	289,700	342,800	410,200	426,500
70	290,500	344,300	411,000	426,900
71	291,200	345,800	411,700	427,200
72	291,900	347,300	412,500	427,500
73	292,400	348,700	413,200	427,800
74	293,100	350,200	413,800	428,200
75	293,800	351,700	414,500	428,500
76	294,400	353,200	415,200	428,800
77	295,000	354,600	415,800	429,100
78	295,700	356,100	416,500	429,400
79	296,300	357,600	417,000	429,700
80	296,900	359,100	417,600	429,900
81	297,500	360,500	418,000	430,100
82	298,100	361,800	418,400	
83	298,700	363,100	418,700	
84	299,300	364,300	419,000	
85	299,800	365,500	419,200	
86	300,300	366,700	419,500	
87	300,800	367,900	419,800	
88	301,300	369,000	420,000	
89	301,700	370,100	420,200	
90	302,300	371,200	420,500	
91	302,800	372,300	420,800	
92	303,300	373,400	421,000	
93	303,600	374,500	421,200	
94	304,100	375,700	421,500	
95	304,600	376,800	421,800	
96	305,000	377,900	422,000	
97	305,400	378,900	422,200	
98	305,900	379,900	422,500	
99	306,400	380,800	422,800	
100	306,800	381,700	423,000	
101	307,200	382,500	423,200	
102	307,600	383,500	423,500	
103	308,000	384,400	423,800	
104	308,300	385,300	424,000	
105	308,500	386,100	424,200	
106	308,800	387,000		
107	309,100	387,900		
108	309,300	388,800		
109	309,500	389,600		
110	309,700	390,600		
111	310,000	391,500		
112	310,300	392,400		

113	310,500	393,000			
114	310,700	393,900			
115	310,900	394,800			
116	311,200	395,700			
117	311,500	396,500			
118	311,700	397,200			
119	312,000	398,000			
120	312,300	398,800			
121	312,500	399,400			
122	312,700	400,100			
123	312,900	400,800			
124	313,200	401,400			
125	313,500	402,000			
126		402,700			
127		403,200			
128		403,800			
129		404,400			
130		405,000			
131		405,500			
132		406,000			
133		406,300			
134		406,600			
135		406,900			
136		407,200			
137		407,500			
138		407,800			
139		408,100			
140		408,400			
141		408,700			
142		409,000			
143		409,300			
144		409,600			
145		409,800			
146		410,100			
147		410,400			
148		410,600			
149		410,800			
150		411,100			
151		411,400			
152		411,600			
153		411,800			
154		412,100			
155		412,400			
156		412,600			
157		412,800			
定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円
	231,700	278,000	305,400	332,000	413,900

- 備考 1 この表は、中学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける中学校に勤務する職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表12

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	185,900	235,900	328,100	378,000	448,500
	2	187,000	240,200	330,100	379,400	458,400
	3	188,200	242,900	332,100	380,800	467,800
	4	189,300	245,600	334,100	382,200	477,700
	5	190,400	248,200	335,900	383,600	487,300
	6	192,500	249,800	337,900	385,000	497,100
	7	194,600	251,300	339,800	386,400	506,000
	8	196,700	252,800	341,700	387,800	513,900
	9	198,900	254,300	343,500	389,200	521,700
	10	200,800	256,400	345,100	390,700	528,800
	11	202,800	258,500	346,700	392,100	534,100
	12	204,800	260,500	348,300	393,500	538,600
	13	206,800	262,500	349,900	394,900	541,600
	14	208,700	264,800	350,900	396,400	543,600
	15	210,600	267,100	351,900	397,900	
	16	212,400	269,300	352,900	399,400	
	17	214,100	271,500	354,000	400,900	
	18	215,900	273,900	355,300	402,500	
	19	217,700	276,300	356,500	404,100	
	20	219,500	278,700	357,700	405,800	
	21	221,300	281,000	358,900	407,000	
	22	223,100	283,100	360,000	408,400	
	23	224,800	285,200	361,100	409,800	
	24	226,500	287,200	362,200	411,100	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	25	228,200	289,200	363,300	412,400	
	26	230,300	291,100	364,300	413,700	
	27	232,200	293,000	365,300	415,200	
	28	234,100	294,900	366,300	416,700	
	29	236,000	296,800	367,200	417,900	
	30	237,100	298,300	368,100	419,100	
	31	238,200	299,800	368,900	420,700	
	32	239,300	301,300	369,700	422,200	
	33	240,700	302,800	370,400	423,500	
	34	242,200	304,300	371,200	424,900	
	35	243,700	305,800	372,000	426,300	
	36	245,200	307,200	372,800	427,700	
	37	246,700	308,600	373,600	429,100	
	38	248,300	309,500	374,400	430,500	
	39	249,900	310,400	375,200	431,900	
	40	251,500	311,300	376,000	433,300	
	41	253,100	312,100	376,800	434,400	
	42	254,600	312,600	378,100	435,700	
	43	256,100	313,100	379,400	437,100	
	44	257,600	313,600	380,600	438,400	
	45	259,100	314,100	381,300	439,200	
	46	260,400	314,600	382,300	440,000	
	47	261,600	315,100	383,100	440,900	
	48	262,800	315,600	383,800	441,800	
	49	264,000	316,000	384,500	442,600	
	50	265,100	316,500	385,200	443,400	
	51	266,200	317,000	385,900	444,000	
	52	267,300	317,500	386,600	444,800	

53	268,400	317,900	387,200	445,200
54	269,500	318,400	387,900	445,800
55	270,500	318,800	388,700	446,300
56	271,500	319,200	389,500	446,800
57	272,500	319,600	390,100	447,300
58	273,200	320,000	390,900	
59	273,800	320,400	391,600	
60	274,400	320,800	392,300	
61	275,000	321,200	392,900	
62	275,600	321,800	393,600	
63	276,200	322,400	394,300	
64	276,800	323,000	395,000	
65	277,400	323,500	395,700	
66	278,000	324,100	396,300	
67	278,600	324,700	396,900	
68	279,200	325,300	397,600	
69	279,800	325,800	398,300	
70	280,500	326,400	398,800	
71	281,200	327,000	399,400	
72	281,900	327,600	400,000	
73	282,500	328,100	400,500	
74	283,200	328,800	401,100	
75	283,900	329,500	401,700	
76	284,600	330,200	402,200	
77	285,200	330,900	402,700	
78	285,900	331,600	403,200	
79	286,600	332,300	403,700	
80	287,200	333,000	404,400	
81	287,800	333,700	404,800	
82	288,500	334,500		
83	289,200	335,200		
84	289,800	335,800		
85	290,400	336,300		
86	291,100	336,800		
87	291,800	337,200		
88	292,400	337,600		
89	293,000	337,900		
90	293,700	338,400		
91	294,400	338,800		
92	295,000	339,200		
93	295,600	339,500		
94	296,300	339,900		
95	296,900	340,300		
96	297,500	340,700		
97	297,800	341,200		
98	298,400	341,700		
99	299,000	342,200		
100	299,500	342,700		
101	300,000	343,200		
102	300,400	343,700		
103	300,800	344,200		
104	301,200	344,700		
105	301,600	345,100		
106	302,100	345,500		
107	302,600	346,000		
108	302,900	346,400		
109	303,100	346,900		
110	303,500	347,300		
111	303,800	347,700		
112	304,000	348,100		

	113	304,300	348,600			
	114	304,600	349,000			
	115	304,900	349,400			
	116	305,200	349,800			
	117	305,500	350,300			
	118	305,800	350,700			
	119	306,000	351,100			
	120	306,300	351,500			
	121	306,600	351,900			
定年前再 任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		223,800	265,600	290,600	333,400	392,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表13

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	293,400	402,300	457,100	551,800
	2	295,700	405,000	459,100	557,900
	3	298,000	407,600	461,000	563,200
	4	300,200	410,100	462,900	568,100
	5	302,300	412,500	464,300	572,500
	6	305,800	414,700	466,100	576,800
	7	309,300	416,800	467,900	580,400
	8	312,700	418,900	469,700	583,400
	9	316,100	421,000	471,500	585,900
	10	319,600	422,500	473,300	588,200
	11	323,000	424,000	475,100	
	12	326,400	425,500	476,900	
	13	329,800	426,900	478,700	
	14	333,300	428,400	480,500	
	15	336,700	429,900	482,300	
	16	340,100	431,300	484,100	
	17	343,500	432,700	485,900	
	18	346,600	434,200	487,800	
	19	349,700	435,700	489,700	
	20	352,800	437,100	491,600	
	21	356,000	438,500	493,500	
	22	359,100	440,000	495,200	
	23	362,200	441,500	497,000	
	24	365,200	442,900	498,800	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	25	368,200	444,300	500,400	
	26	370,500	445,700	502,200	
	27	372,800	447,100	504,000	
	28	375,000	448,500	505,600	
	29	376,900	449,900	507,000	
	30	378,600	451,300	508,700	
	31	380,300	452,700	510,500	
	32	382,100	454,100	512,200	
	33	383,900	455,500	513,700	
	34	385,700	456,900	515,000	
	35	387,300	458,300	516,300	
	36	388,700	459,700	517,600	
	37	390,100	461,100	518,600	
	38	391,600	462,800	519,900	
	39	393,100	464,400	521,200	
	40	394,600	466,000	522,500	
	41	396,100	467,600	523,500	
	42	396,800	468,800	524,300	
	43	397,400	470,000	525,100	
	44	398,100	471,100	525,900	
	45	399,000	472,100	526,800	
	46	399,600	473,100	527,600	
	47	400,200	474,000	528,400	
	48	400,800	474,800	529,100	
	49	401,400	475,500	529,900	
	50	401,900	476,200	530,700	
	51	402,400	476,900	531,400	
	52	402,900	477,500	532,300	

53	403,400	478,200	533,200	
54	403,800	478,900	534,000	
55	404,200	479,500	534,900	
56	404,600	480,100	535,800	
57	405,000	480,400	536,600	
58	405,400	481,000	537,500	
59	405,800	481,700	538,400	
60	406,200	482,400	539,100	
61	406,600	482,800	539,900	
62	407,000	483,400	540,800	
63	407,400	484,100	541,700	
64	407,800	484,800	542,600	
65	408,100	485,200	543,400	
66		485,800	544,300	
67		486,400	545,200	
68		486,900	546,100	
69		487,400	546,900	
70		487,900	547,800	
71		488,400	548,700	
72		488,900	549,600	
73		489,300	550,400	
74		489,800		
75		490,200		
76		490,700		
77		491,200		
78		491,800		
79		492,400		
80		492,800		
81		493,300		
82		493,900		
83		494,500		
84		495,000		
85		495,500		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円
	303,700	346,400	401,500	475,300

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	190,600	265,000	318,900	362,700	417,000
	2	192,700	265,800	320,300	364,400	418,900
	3	194,800	266,600	321,700	366,000	420,800
	4	196,900	267,400	323,100	367,600	422,600
	5	198,900	268,200	324,400	369,200	424,400
	6	200,900	269,000	326,000	370,800	426,000
	7	202,900	269,800	327,500	372,400	427,600
	8	204,700	270,600	329,000	374,000	429,100
	9	206,500	271,400	330,400	375,600	430,600
	10	208,400	272,200	332,000	377,600	431,900
	11	210,300	273,000	333,500	379,600	433,200
	12	212,400	273,800	334,900	381,600	434,500
	13	214,100	274,600	336,400	383,000	435,800
	14	216,100	275,400	338,000	384,700	437,000
	15	218,300	276,200	339,200	386,400	438,200
	16	220,400	277,000	340,700	388,100	439,300
	17	222,500	277,800	342,200	389,800	440,500
	18	223,600	278,600	343,800	391,300	441,600
	19	224,700	279,400	345,200	392,800	442,800
	20	225,800	280,200	346,700	394,300	444,000
定年	21	226,900	280,900	347,900	395,600	445,100
前再	22	228,800	281,800	349,400	396,900	445,900
任用	23	230,700	282,900	350,900	398,200	446,300
短時	24	232,800	284,000	352,400	399,300	447,000
間勤	25	234,500	285,200	353,600	400,400	447,500
務職	26	235,600	286,500	355,100	401,500	447,900
員以	27	236,600	287,900	356,600	402,600	448,300
外の	28	237,600	289,200	358,000	403,700	448,700
職員	29	238,700	290,800	359,400	404,500	449,100
	30	239,900	292,500	361,000	405,300	449,500
	31	241,200	294,100	362,500	406,100	449,900
	32	242,500	295,700	364,000	406,900	450,200
	33	243,800	297,400	365,200	407,300	450,500
	34	245,100	298,600	366,200	407,900	450,900
	35	246,400	299,800	367,300	408,400	451,200
	36	247,600	301,000	368,300	408,800	451,500
	37	248,800	302,200	369,200	409,200	451,800
	38	250,000	303,400	369,900	409,400	
	39	251,200	304,600	370,800	409,700	
	40	252,400	305,800	371,800	410,000	
	41	253,500	307,000	372,700	410,300	
	42	254,400	308,200	373,600	410,600	
	43	255,200	309,300	374,500	410,900	
	44	256,000	310,500	375,400	411,200	
	45	256,800	311,800	376,100	411,400	
	46	257,600	313,000	376,800	411,700	
	47	258,400	314,200	377,600	412,000	
	48	259,200	315,400	378,400	412,300	

49	260,000	316,600	378,800	412,500
50	260,800	317,700	379,400	412,800
51	261,600	318,900	380,100	413,100
52	262,400	320,100	380,800	413,400
53	263,200	321,300	381,100	413,600
54	264,000	322,600	381,700	
55	264,700	323,900	382,300	
56	265,500	325,100	382,700	
57	266,400	326,000	383,000	
58	267,200	327,200	383,300	
59	268,000	328,400	383,800	
60	268,800	329,600	384,300	
61	269,600	330,700	384,600	
62	270,400	331,700	385,000	
63	271,200	332,700	385,400	
64	272,000	333,600	385,800	
65	272,700	334,500	386,300	
66	273,500	335,500	386,700	
67	274,300	336,500	387,200	
68	275,100	337,400	387,700	
69	275,800	337,900	388,100	
70	276,600	338,800	388,600	
71	277,300	339,500	389,100	
72	278,000	340,400	389,600	
73	278,700	341,100	389,900	
74	279,400	341,400	390,400	
75	280,100	341,900	390,700	
76	280,800	342,500	391,100	
77	281,500	343,100	391,500	
78	282,200	343,800	392,000	
79	282,900	344,500	392,400	
80	283,500	345,100	392,800	
81	284,100	345,800	393,100	
82	284,800	346,300	393,600	
83	285,500	346,900	393,900	
84	286,100	347,500	394,300	
85	286,700	347,800	394,600	
86	287,400	348,400	395,100	
87	288,100	348,900	395,400	
88	288,700	349,400	395,800	
89	289,300	349,900	396,100	
90	290,000	350,400		
91	290,700	350,900		
92	291,300	351,300		
93	291,900	351,600		
94	292,400	351,900		
95	292,800	352,100		
96	293,200	352,400		
97	293,600	352,900		
98	293,900	353,200		
99	294,200	353,500		
100	294,500	353,800		
101	294,800	354,200		
102	295,100	354,500		
103	295,400	354,800		
104	295,700	355,100		

105	295,900	355,500			
106	296,100	355,800			
107	296,300	356,100			
108	296,500	356,400			
109	296,900	356,700			
110	297,100	357,100			
111	297,300	357,500			
112	297,500	357,900			
113	297,900	358,400			
114	298,100	358,800			
115	298,300	359,200			
116	298,600	359,600			
117	298,900	360,100			
118	299,100				
119	299,300				
120	299,600				
121	299,900				
122	300,100				
123	300,300				
124	300,600				
125	300,900				
定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円
	221,600	263,700	286,700	330,400	373,000

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	209,700	283,800	323,200	364,000	418,300
	2	211,600	284,300	324,200	365,700	420,500
	3	213,400	284,800	325,200	367,400	422,700
	4	215,100	285,300	326,200	369,100	424,800
	5	216,800	285,800	327,100	370,900	426,700
	6	218,700	286,300	328,300	372,900	428,600
	7	220,500	286,800	329,500	374,900	430,400
	8	222,200	287,300	330,700	376,900	432,300
	9	224,000	287,800	331,700	378,600	434,000
	10	225,900	288,300	332,900	380,700	435,600
	11	227,800	288,800	334,000	382,800	437,300
	12	229,800	289,300	335,000	384,800	438,900
	13	232,000	289,600	336,100	386,700	440,200
	14	234,300	290,300	337,300	388,300	441,500
	15	236,600	290,900	338,100	390,100	443,100
	16	238,900	291,500	339,200	391,900	444,600
	17	242,600	291,800	340,300	393,600	446,300
	18	244,800	292,500	341,500	395,300	447,900
	19	247,000	293,000	342,400	397,200	449,300
	20	249,200	293,700	343,500	398,900	450,700
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	21	251,400	294,400	344,500	400,600	451,800
	22	252,400	294,800	345,700	402,300	453,100
	23	253,300	295,500	346,800	404,100	454,400
	24	254,200	296,200	347,900	405,800	455,800
	25	255,100	296,900	348,700	407,400	456,800
	26	256,300	297,600	350,000	409,100	457,500
	27	257,400	298,300	351,300	410,900	458,300
	28	258,300	299,000	352,600	412,700	458,900
	29	259,100	299,800	353,800	414,200	459,800
	30	259,800	300,600	355,300	415,700	460,500
	31	260,500	301,400	356,800	417,200	461,300
	32	261,400	302,300	358,300	418,500	462,100
	33	262,500	303,400	359,500	419,600	462,800
	34	263,600	304,600	361,000	420,700	463,500
	35	264,700	305,600	362,400	421,800	464,200
	36	265,800	306,600	363,800	423,000	465,000
	37	266,900	307,500	365,200	424,300	465,800
	38	268,000	308,700	366,200	425,400	466,600
	39	269,100	309,900	367,600	426,600	467,300
	40	270,200	311,300	368,900	427,700	468,000
	41	271,200	312,500	370,300	428,900	468,800
	42	272,300	313,600	371,700	429,900	
	43	273,400	314,900	373,000	431,000	
	44	274,400	316,500	374,400	432,100	
	45	275,400	317,100	375,800	433,100	
	46	276,100	318,200	376,900	433,600	
	47	276,800	319,300	377,900	434,200	
	48	277,500	320,400	379,000	434,600	
	49	278,200	321,500	380,000	435,200	
	50	278,800	322,600	380,700	435,700	
	51	279,300	323,700	381,600	436,100	
	52	279,800	324,800	382,400	436,600	

53	280,300	325,900	382,900	437,100
54	280,900	327,100	383,600	437,500
55	281,400	328,200	384,300	437,800
56	281,900	329,300	384,900	438,100
57	282,300	330,100	385,500	438,500
58	282,800	331,200	386,000	
59	283,300	332,300	386,600	
60	283,800	333,300	387,100	
61	284,300	334,300	387,600	
62	284,800	335,300	388,100	
63	285,300	336,300	388,700	
64	285,800	337,300	389,200	
65	286,300	338,500	389,800	
66	286,800	339,800	390,200	
67	287,300	341,000	390,700	
68	287,800	342,200	391,100	
69	288,300	343,100	391,400	
70	288,800	344,300	391,900	
71	289,300	345,400	392,300	
72	289,800	346,700	392,500	
73	290,300	347,700	392,700	
74	291,100	348,600	393,100	
75	291,900	349,700	393,300	
76	292,600	350,900	393,500	
77	293,300	352,000	393,700	
78	294,200	353,200	394,100	
79	295,100	354,400	394,500	
80	295,900	355,400	394,800	
81	296,700	356,400	395,000	
82	297,600	357,400	395,400	
83	298,400	358,500	395,800	
84	299,200	359,600	396,200	
85	300,000	360,400	396,500	
86	300,900	361,500	396,900	
87	301,800	362,600	397,300	
88	302,700	363,600	397,700	
89	303,600	364,300	398,000	
90	304,500	365,100		
91	305,400	365,900		
92	306,300	366,600		
93	307,100	367,200		
94	308,100	367,700		
95	309,100	368,200		
96	310,000	368,700		
97	310,500	369,300		
98	311,400	369,800		
99	312,300	370,300		
100	313,100	370,800		
101	313,900	371,200		
102	314,900	371,600		
103	315,900	372,200		
104	316,900	372,700		
105	317,800	373,000		
106	318,900	373,500		
107	319,900	373,900		
108	320,900	374,200		
109	321,700	374,800		
110	322,400	375,300		
111	323,100	375,800		
112	323,700	376,300		

113	324,200	376,900			
114	324,500	377,400			
115	325,100	377,900			
116	325,700	378,300			
117	326,100	378,900			
118	326,700	379,400			
119	327,300	379,900			
120	327,800	380,400			
121	328,200	381,000			
122	328,700	381,400			
123	329,200	381,900			
124	329,700	382,400			
125	330,100	383,000			
126	330,500				
127	330,800				
128	331,100				
129	331,400				
130	331,800				
131	332,100				
132	332,400				
133	332,600				
134	332,900				
135	333,200				
136	333,400				
137	333,600				
138	333,900				
139	334,200				
140	334,500				
141	334,700				
142	335,000				
143	335,400				
144	335,600				
145	335,800				
146	336,000				
147	336,400				
148	336,600				
149	336,900				
150	337,300				
151	337,700				
152	338,100				
153	338,400				
154	338,800				
155	339,200				
156	339,600				
157	339,900				
158	340,300				
159	340,600				
160	341,000				
161	341,300				
162	341,700				
163	342,100				
164	342,500				
165	342,800				
166	343,200				
167	343,600				
168	344,000				
169	344,300				
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円
	262,200	279,900	293,600	333,900	378,600

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表14

教育職給料表(イ)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,900	222,700	321,700	350,700	437,700
	2	204,200	225,100	323,500	352,200	439,000
	3	206,500	227,500	325,300	353,700	440,200
	4	208,700	229,900	327,000	355,200	441,500
	5	211,000	232,300	328,600	356,600	442,600
	6	213,200	234,700	330,500	358,000	443,700
	7	215,400	237,100	332,400	359,400	444,900
	8	217,600	239,500	334,300	360,800	446,100
	9	219,800	241,900	336,100	362,200	447,400
	10	222,000	243,500	338,100	363,500	448,600
	11	224,200	245,100	339,900	364,800	449,600
	12	226,400	246,700	341,700	366,100	450,700
	13	228,600	248,300	343,400	367,300	451,900
	14	230,700	249,800	345,100	368,600	452,700
	15	232,800	251,200	346,700	369,800	453,500
	16	234,900	252,600	348,300	371,000	454,400
	17	237,000	254,000	349,900	372,200	455,300
	18	238,800	255,200	351,200	373,400	455,800
	19	240,500	256,400	352,400	374,600	456,300
	20	242,200	257,600	353,600	375,700	456,800
	21	243,900	259,000	354,900	376,800	457,300
	22	245,200	260,200	356,300	378,000	
	23	246,500	261,500	357,700	379,200	
	24	247,800	262,800	359,000	380,300	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	25	249,000	264,100	360,300	381,400	
	26	250,100	266,000	361,700	382,600	
	27	251,200	267,800	363,100	383,800	
	28	252,300	269,600	364,400	384,900	
	29	253,500	271,300	365,700	386,000	
	30	254,800	273,500	367,100	387,200	
	31	256,000	275,700	368,400	388,400	
	32	257,200	277,900	369,700	389,500	
	33	258,300	280,100	371,000	390,600	
	34	259,500	282,300	372,200	391,800	
	35	260,700	284,500	373,400	393,000	
	36	261,900	286,600	374,600	394,200	
	37	263,100	288,600	375,800	395,400	
	38	264,300	290,500	377,000	396,700	
	39	265,500	292,400	378,200	397,900	
	40	266,700	294,200	379,400	399,100	
	41	267,900	296,000	380,500	400,300	
	42	269,000	297,900	381,700	401,600	
	43	270,100	299,700	382,900	402,600	
	44	271,200	301,400	384,100	403,700	
	45	272,200	303,100	385,200	404,900	
	46	273,000	304,900	386,500	406,100	
	47	273,800	306,600	387,800	407,300	
	48	274,600	308,200	389,000	408,500	
	49	275,300	309,800	389,900	409,600	
	50	276,100	311,500	391,100	410,600	
	51	276,800	313,300	392,100	411,900	
	52	277,500	315,000	393,200	413,100	

53	278,300	316,300	394,000	414,300
54	279,100	318,200	395,100	415,400
55	279,900	320,000	396,100	416,500
56	280,600	321,700	397,100	417,600
57	281,300	323,400	398,200	418,600
58	282,100	325,300	399,200	419,800
59	282,900	327,000	400,300	421,000
60	283,600	328,700	401,400	422,200
61	284,200	330,400	402,400	422,800
62	284,900	332,200	403,500	423,600
63	285,600	334,000	404,600	424,300
64	286,200	335,700	405,600	424,800
65	286,900	337,400	406,500	425,100
66	287,600	338,700	407,400	425,400
67	288,300	340,000	408,400	425,800
68	289,000	341,300	409,400	426,200
69	289,700	342,800	410,200	426,500
70	290,500	344,300	411,000	426,900
71	291,200	345,800	411,700	427,200
72	291,900	347,300	412,500	427,500
73	292,400	348,700	413,200	427,800
74	293,100	350,200	413,800	428,200
75	293,800	351,700	414,500	428,500
76	294,400	353,200	415,200	428,800
77	295,000	354,600	415,800	429,100
78	295,700	356,100	416,500	429,400
79	296,300	357,600	417,000	429,700
80	296,900	359,100	417,600	429,900
81	297,500	360,500	418,000	430,100
82	298,100	361,800	418,400	
83	298,700	363,100	418,700	
84	299,300	364,300	419,000	
85	299,800	365,500	419,200	
86	300,300	366,700	419,500	
87	300,800	367,900	419,800	
88	301,300	369,000	420,000	
89	301,700	370,100	420,200	
90	302,300	371,200	420,500	
91	302,800	372,300	420,800	
92	303,300	373,400	421,000	
93	303,600	374,500	421,200	
94	304,100	375,700	421,500	
95	304,600	376,800	421,800	
96	305,000	377,900	422,000	
97	305,400	378,900	422,200	
98	305,900	379,900	422,500	
99	306,400	380,800	422,800	
100	306,800	381,700	423,000	
101	307,200	382,500	423,200	
102	307,600	383,500	423,500	
103	308,000	384,400	423,800	
104	308,300	385,300	424,000	
105	308,500	386,100	424,200	
106	308,800	387,000		
107	309,100	387,900		
108	309,300	388,800		
109	309,500	389,600		
110	309,700	390,600		
111	310,000	391,500		
112	310,300	392,400		

113	310,500	393,000			
114	310,700	393,900			
115	310,900	394,800			
116	311,200	395,700			
117	311,500	396,500			
118	311,700	397,200			
119	312,000	398,000			
120	312,300	398,800			
121	312,500	399,400			
122	312,700	400,100			
123	312,900	400,800			
124	313,200	401,400			
125	313,500	402,000			
126		402,700			
127		403,200			
128		403,800			
129		404,400			
130		405,000			
131		405,500			
132		406,000			
133		406,300			
134		406,600			
135		406,900			
136		407,200			
137		407,500			
138		407,800			
139		408,100			
140		408,400			
141		408,700			
142		409,000			
143		409,300			
144		409,600			
145		409,800			
146		410,100			
147		410,400			
148		410,600			
149		410,800			
150		411,100			
151		411,400			
152		411,600			
153		411,800			
154		412,100			
155		412,400			
156		412,600			
157		412,800			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円
	231,700	278,000	305,400	332,000	413,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表15

情報職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	185,500	267,300	303,200	464,400	515,000	591,200	677,500
	2	186,600	268,300	304,700	476,400	525,000	603,200	699,500
	3	187,800	269,300	306,200	486,400	533,000	613,200	
	4	188,900	270,300	307,600	494,400	539,000		
	5	190,000	271,300	308,600	500,400	543,000		
	6	191,700	272,300	309,600	504,400			
	7	193,300	273,300	310,600				
	8	194,900	274,300	311,800				
	9	196,600	275,300	313,000				
	10	198,200	276,300	314,600				
	11	199,800	277,300	316,200				
	12	201,400	278,400	317,800				
	13	203,000	279,400	319,100				
	14	204,700	280,700	320,700				
	15	206,400	282,000	322,300				
	16	208,100	283,200	323,900				
	17	209,400	284,500	325,400				
	18	211,000	285,800	327,100				
	19	212,600	287,000	328,700				
	20	214,100	288,200	330,200				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	21	215,600	289,300	331,600				
	22	217,200	290,500	333,300				
	23	218,800	291,800	334,600				
	24	220,400	293,100	336,200				
	25	222,000	294,400	337,400				
	26	223,700	295,400	339,300				
	27	225,000	296,400	340,900				
	28	226,300	297,500	342,500				
	29	227,600	298,600	343,800				
	30	228,700	299,800	345,400				
	31	229,800	300,900	347,000				
	32	230,900	302,100	348,600				
	33	232,000	303,300	350,200				
	34	233,500	304,600	351,900				
	35	235,000	305,900	353,700				
	36	236,500	307,200	355,500				
	37	238,000	308,500	357,000				
	38	239,500	309,800	358,400				
	39	241,000	311,100	359,800				
	40	242,500	312,400	361,200				
	41	244,000	313,700	362,700				
	42	245,400	315,000	364,100				
	43	246,800	316,300	365,400				
	44	248,200	317,400	366,900				
	45	249,400	318,300	368,100				
	46	250,600	319,600	369,100				
	47	251,800	320,900	370,200				
	48	253,000	322,200	371,400				

49	254,100	323,400	372,300
50	255,200	324,700	373,300
51	256,300	325,900	374,300
52	257,400	327,100	375,200
53	258,400	328,400	376,200
54	259,400	329,500	377,100
55	260,400	330,600	378,000
56	261,400	331,700	378,900
57	262,400	332,400	379,700
58	263,300	333,300	380,400
59	264,200	334,000	381,200
60	265,100	334,800	382,000
61	265,900	335,600	382,600
62	266,700	336,000	383,300
63	267,500	336,600	384,000
64	268,300	337,300	384,700
65	269,000	338,100	385,200
66	269,800	338,800	385,900
67	270,600	339,500	386,500
68	271,300	340,100	387,100
69	272,000	340,600	387,500
70	272,800	341,200	388,100
71	273,600	341,700	388,700
72	274,300	342,300	389,300
73	275,000	342,600	389,700
74	275,800	343,100	390,200
75	276,600	343,500	390,700
76	277,300	343,900	391,300
77	278,000	344,300	391,600
78	278,700	344,800	392,000
79	279,400	345,300	392,300
80	280,100	345,800	392,700
81	280,800	346,100	393,000
82	281,500	346,500	393,300
83	282,200	346,900	393,600
84	282,900	347,300	393,900
85	283,500	347,600	394,100
86	284,200	348,000	394,400
87	284,800	348,400	394,700
88	285,500	348,800	394,900
89	286,100	349,000	395,100
90	286,800	349,400	395,300
91	287,400	349,800	395,500
92	288,100	350,200	395,700
93	288,700	350,400	395,900
94		350,800	396,100
95		351,200	396,300
96		351,500	396,500
97		351,800	396,700
98		352,200	
99		352,600	
100		353,000	
101		353,500	
102		353,900	
103		354,300	
104		354,700	

	105		355,200					
	106		355,600					
	107		355,900					
	108		356,200					
	109		356,700					
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		221,500	262,000	294,200	419,400	474,100	517,700	585,000

備考 この表は、情報分野における専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記切替要領

令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員の給料の切替えについては、次によるものとする。

- 1 切替日において情報職給料表以外の給料表の適用を受けることとなる職員であって、切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が別表イに掲げられているものの切替日における号給(以下「新号給」という。)は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。
- 2 切替日の前日において行政職給料表の適用を受ける職員のうち、切替日において情報職給料表の適用を受けることとなる職員であって旧級が別表ロに掲げられているものの切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。なお、旧級が別表ロに掲げられていないものについては、人事委員会が別に定める。
- 3 切替日の前日において行政職給料表の適用を受ける職員のうち、切替日において情報職給料表の適用を受けることとなる職員の新号給は、旧級及び旧号給に応じて別表ハに定める号給とする。なお、旧級が別表ハに掲げられていないものについては、人事委員会が別に定める。

別表イ 号給の切替表

a 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	1	1
7	3	1	1
8	4	1	1
9	5	1	1
10	6	2	1
11	7	3	1
12	8	4	1
13	9	5	1
14	10	6	2
15	11	7	3
16	12	8	4
17	13	9	5
18	14	10	6
19	15	11	7
20	16	12	8
21	17	13	9
22	18	14	10
23	19	15	11
24	20	16	12
25	21	17	13
26	22	18	14
27	23	19	15
28	24	20	16
29	25	21	17
30	26	22	18
31	27	23	19
32	28	24	20
33	29	25	21
34	30	26	22
35	31	27	23
36	32	28	24
37	33	29	25
38	34	30	26
39	35	31	27
40	36	32	28
41	37	33	29
42	38	34	30
43	39	35	31
44	40	36	32
45	41	37	33
46	42	38	34
47	43	39	35
48	44	40	36

49	45	41	37
50	46	42	38
51	47	43	39
52	48	44	40
53	49	45	41
54	50	46	42
55	51	47	43
56	52	48	44
57	53	49	45
58	54	50	46
59	55	51	47
60	56	52	48
61	57	53	49
62	58	54	50
63	59	55	51
64	60	56	52
65	61	57	53
66	62	58	54
67	63	59	55
68	64	60	56
69	65	61	57
70	66	62	58
71	67	63	59
72	68	64	60
73	69	65	61
74	70	66	62
75	71	67	63
76	72	68	64
77	73	69	65
78	74	70	66
79	75	71	67
80	76	72	68
81	77	73	69
82	78	74	70
83	79	75	71
84	80	76	72
85	81	77	73
86	82	78	
87	83	79	
88	84	80	
89	85	81	
90	86	82	
91	87	83	
92	88	84	
93	89	85	
94	90	86	
95	91	87	
96	92	88	
97	93	89	
98	94	90	
99	95	91	
100	96	92	

101	97	93	
102	98	94	
103	99	95	
104	100	96	
105	101	97	
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

b 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級					
	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	

49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					

101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

c 教育職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	

49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		

101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

d 教育職給料表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	

49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		

101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

e 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8

49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

f 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4

49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

g 医療職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	1	1
11	7	3	1	1
12	8	4	1	1
13	9	5	1	1
14	10	6	2	1
15	11	7	3	1
16	12	8	4	1
17	13	9	5	1
18	14	10	6	2
19	15	11	7	3
20	16	12	8	4
21	17	13	9	5
22	18	14	10	6
23	19	15	11	7
24	20	16	12	8
25	21	17	13	9
26	22	18	14	10
27	23	19	15	11
28	24	20	16	12
29	25	21	17	13
30	26	22	18	14
31	27	23	19	15
32	28	24	20	16
33	29	25	21	17
34	30	26	22	18
35	31	27	23	19
36	32	28	24	20
37	33	29	25	21
38	34	30	26	22
39	35	31	27	23
40	36	32	28	24
41	37	33	29	25
42	38	34	30	26
43	39	35	31	27
44	40	36	32	28
45	41	37	33	29
46	42	38	34	30
47	43	39	35	31
48	44	40	36	32

49	45	41	37	33
50	46	42	38	34
51	47	43	39	35
52	48	44	40	36
53	49	45	41	37
54	50	46	42	
55	51	47	43	
56	52	48	44	
57	53	49	45	
58	54	50	46	
59	55	51	47	
60	56	52	48	
61	57	53	49	
62	58	54	50	
63	59	55	51	
64	60	56	52	
65	61	57	53	
66	62	58		
67	63	59		
68	64	60		
69	65	61		
70	66	62		
71	67	63		
72	68	64		
73	69	65		
74	70	66		
75	71	67		
76	72	68		
77	73	69		
78	74	70		
79	75	71		
80	76	72		
81	77	73		
82	78	74		
83	79	75		
84	80	76		
85	81	77		
86	82	78		
87	83	79		
88	84	80		
89	85	81		
90	86	82		
91	87	83		
92	88	84		
93	89	85		
94	90	86		
95	91	87		
96	92	88		
97	93	89		
98	94			
99	95			
100	96			

101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			

h 医療職給料表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	1	1
11	7	3	1	1
12	8	4	1	1
13	9	5	1	1
14	10	6	2	1
15	11	7	3	1
16	12	8	4	1
17	13	9	5	1
18	14	10	6	2
19	15	11	7	3
20	16	12	8	4
21	17	13	9	5
22	18	14	10	6
23	19	15	11	7
24	20	16	12	8
25	21	17	13	9
26	22	18	14	10
27	23	19	15	11
28	24	20	16	12
29	25	21	17	13
30	26	22	18	14
31	27	23	19	15
32	28	24	20	16
33	29	25	21	17
34	30	26	22	18
35	31	27	23	19
36	32	28	24	20
37	33	29	25	21
38	34	30	26	22
39	35	31	27	23
40	36	32	28	24
41	37	33	29	25
42	38	34	30	26
43	39	35	31	27
44	40	36	32	28
45	41	37	33	29
46	42	38	34	30
47	43	39	35	31
48	44	40	36	32

49	45	41	37	33
50	46	42	38	34
51	47	43	39	35
52	48	44	40	36
53	49	45	41	37
54	50	46	42	38
55	51	47	43	39
56	52	48	44	40
57	53	49	45	41
58	54	50	46	
59	55	51	47	
60	56	52	48	
61	57	53	49	
62	58	54	50	
63	59	55	51	
64	60	56	52	
65	61	57	53	
66	62	58	54	
67	63	59	55	
68	64	60	56	
69	65	61	57	
70	66	62		
71	67	63		
72	68	64		
73	69	65		
74	70	66		
75	71	67		
76	72	68		
77	73	69		
78	74	70		
79	75	71		
80	76	72		
81	77	73		
82	78	74		
83	79	75		
84	80	76		
85	81	77		
86	82	78		
87	83	79		
88	84	80		
89	85	81		
90	86	82		
91	87	83		
92	88	84		
93	89	85		
94	90	86		
95	91	87		
96	92	88		
97	93	89		
98	94			
99	95			
100	96			

101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			
126	122			
127	123			
128	124			
129	125			

i 教育職給料表(イ)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	

49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		

101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

別表ロ 職務の級の切替表

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	2 級
3 級	3 級

別表ハ 号給の切替表

情報職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級		
	1 級	2 級	3 級
1	1	1	1
2	2	1	1
3	3	1	1
4	4	1	1
5	5	1	1
6	6	2	1
7	7	3	1
8	8	4	1
9	9	5	1
10	10	6	2
11	11	7	3
12	12	8	4
13	13	9	5
14	14	10	6
15	15	11	7
16	16	12	8
17	17	13	9
18	18	14	10
19	19	15	11
20	20	16	12
21	21	17	13
22	22	18	14
23	23	19	15
24	24	20	16
25	25	21	17
26	26	22	18
27	27	23	19
28	28	24	20
29	29	25	21
30	30	26	22
31	31	27	23
32	32	28	24
33	33	29	25
34	34	30	26
35	35	31	27
36	36	32	28
37	37	33	29
38	38	34	30
39	39	35	31
40	40	36	32
41	41	37	33
42	42	38	34
43	43	39	35
44	44	40	36
45	45	41	37
46	46	42	38
47	47	43	39
48	48	44	40

49	49	45	41
50	50	46	42
51	51	47	43
52	52	48	44
53	53	49	45
54	54	50	46
55	55	51	47
56	56	52	48
57	57	53	49
58	58	54	50
59	59	55	51
60	60	56	52
61	61	57	53
62	62	58	54
63	63	59	55
64	64	60	56
65	65	61	57
66	66	62	58
67	67	63	59
68	68	64	60
69	69	65	61
70	70	66	62
71	71	67	63
72	72	68	64
73	73	69	65
74	74	70	66
75	75	71	67
76	76	72	68
77	77	73	69
78	78	74	70
79	79	75	71
80	80	76	72
81	81	77	73
82	82	78	74
83	83	79	75
84	84	80	76
85	85	81	77
86	86	82	78
87	87	83	79
88	88	84	80
89	89	85	81
90	90	86	82
91	91	87	83
92	92	88	84
93	93	89	85
94		90	86
95		91	87
96		92	88
97		93	89
98		94	90
99		95	91
100		96	92

101		97	93
102		98	94
103		99	95
104		100	96
105		101	97
106		102	
107		103	
108		104	
109		105	
110		106	
111		107	
112		108	
113		109	

人事行政における当面の諸課題に関する報告

人事行政における当面の課題について本人事委員会の考え方を述べる。

1 人材の確保・育成等

(1) 多様で有為な人材の確保

本県では、これまで、試験制度の見直しや積極的な広報活動の展開を通じ、幅広い層から意欲のある人材の確保を進めてきたところであるが、全国的に公務員の人材確保が厳しい状況にある中、本県においても、令和6年度の大学卒業程度試験等の受験者数は前年度に引き続き減少するなど厳しい状況にある。

今後の若年人口の減少の進展や若年層のキャリア意識の変化、デジタル人材など技術系職種の人材獲得競争の激化を踏まえれば、本県の職員採用を取り巻く環境は引き続き厳しいものと想定される。

こうした状況においても、広島をより良くしたいという意欲と志を持つ人材を確保していくことができるよう、各任命権者とも連携し、広報活動や試験制度の研究・改善を行うとともに、職員の有する経験をより適切に処遇に反映することが重要である。

国においては、民間企業等との人材獲得競争が激しくなる中で、採用試験実施時期の前倒しや受験可能年齢の引下げ、合格有効期間の延伸などが行われるとともに、多角的な観点から採用戦略を議論する場を設け、受験機会の拡大や受験者の負担軽減などにつながる採用手法の見直しについて、様々な検討が行われている。

また、他の都道府県においても、試験実施時期の前倒しや教養試験の廃止、オンライン試験の導入が行われるなど、全国的に様々な取組が行われている。

本県においても、採用試験の公募開始時期や実施時期の前倒し、教養試験の見直しやオンライン試験の導入等により、より幅広い層の人材がチャ

レンジできる試験制度を検討するとともに、退職した人材の再採用に積極的に取り組むなど、様々な手法での人材確保を行うことが必要である。

また、専門的な知識・経験の蓄積が必要な職種については、これまでの新卒採用に加えて、引き続き、適切な処遇の下での社会人経験者採用や任期付職員採用等によって民間人材を確保するとともに、これらの人材が、その能力や知見を発揮できるようにしていくことも重要である。

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

地方公務員法においては、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた実績を把握した上で人事評価を行い、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることとされている。

各任命権者においては、人事評価制度に関し、階層別研修を通じた効果的な目標設定方法の周知、評価者研修を通じた管理職員の評価スキルの向上、標準職務遂行能力の職員への理解浸透を図る取組など、制度の実効性を高めるための取組を継続しているところである。

定年が今後段階的に引き上げられ、職員構成の高齢化や職員の在職期間の長期化が一層進行することや、若年層の離職者が増加していることなど、近年の状況変化を踏まえれば、職員の士気を高め、組織のパフォーマンスを最大限発揮するため、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を人材育成の観点から活用するとともに、任用、給与等に適切に反映することが求められる。

暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員や短時間勤務会計年度任用職員についても、適切に人事評価を行い、その結果を給与等に反映させる必要がある。

また、職の設置については、職務給の原則に則り、その職務と責任に応じて適切に行われる必要がある。

人事院においては、人材確保が危機的な状況となっていることを背景に、給与制度のアップデートについて勧告するとともに、職務給の原則や能力・実績主義の徹底に必要となる人事施策等を検討することとしている。

各任命権者においては、このような状況変化も踏まえて、能力・実績に基づく人事管理を更に推進することが重要である。

(3) 人材育成

本県を取り巻く環境が絶えず変化する中、本県の目指す姿の実現に向けた施策を効果的に進めていくためには、限られた経営資源を最大限活用して、高度化・複雑化する行政課題等に対応できる多様な人材を育成するとともに、組織全体のパフォーマンスを向上させていくことが求められる。そのため、各任命権者においては、職員の意欲的な能力開発に結び付くOJT、課題解決に向けた知識・スキルを効果的に習得・定着させるOff-JTの推進に継続的に取り組んでいる。

国においては、国家公務員の人事管理の在り方を議論する有識者会議「人事行政諮問会議」を開催し、一人一人の職員を重要な資本と捉える人的資本経営の考え方を公務にも取り入れる必要性について言及するとともに、限られた人的資源の価値を最大限に引き出す方向を目指すことを基本理念とした人事管理の方策を検討している。

本県においても、経営戦略と連動した人材育成を行う中で、県政の推進に資する知識・スキルを習得しようとする職員の支援や、知識・スキルを習得した職員を適切に評価することなどを通じて、職員のモチベーションを高め、組織パフォーマンスの向上を図ることが重要である。

また、近年、職員の離職や精神疾患による病休・休職が増加していることを踏まえ、職場における心理的安全性を確保しながら、一人一人の状況を丁寧に把握し、各職員の思いに向き合った人材育成を行う必要がある。

(4) 多様な職員が活躍できる職場環境づくり

人口減少や少子高齢化、グローバル化の進展や新型コロナウイルス感染症の感染拡大・収束など、本県を取り巻く環境は刻々と変化し、県職員が向き合う行政課題は多様化・複雑化している。こうした変化に対応し、行政ニーズに応じていくためには、従来どおりの視点や画一的な考え方では

なく、新しい視点や多様な背景を持った職員が協力し、課題解決に取り組んでいくことが求められる。

(女性の活躍の推進)

各任命権者においては、特定事業主行動計画を定めて取組を進めており、これまでに、女性登用などの面において一定の成果に結びついていくところである。

この計画に定めた目標の達成に向けて、今後も着実に取組を進めていくことが必要である。

(障害者雇用の推進)

障害のある人が自らの能力を発揮し、障害特性に応じて活躍できる社会を実現していくことが重要である。障害者雇いを推進することは各任命権者の責務であり、令和3年度からは、知的障害者及び精神障害者の採用も行っている。

各任命権者においては、障害の状況に応じた合理的配慮のあり方などについて個別に検討の上、障害者が、職場においてその能力を十分に発揮できる環境を具体的に整えていく必要がある。

(高齢層職員の活躍のための環境整備)

60歳を超える職員が培ってきた多様な知識と経験を公務内で積極的に活用できるよう、加齢に伴う身体機能の低下なども踏まえながら、組織における役割を明確化した上で、必要な研修の実施など、意欲をもって働き続けられる環境の整備に取り組む必要がある。

また、職員構成の高齢化や、職員の在職期間の長期化が進行する中で、組織の活力を維持するため、一定の新規採用者を継続的に確保していく必要がある。

性差、障害の有無、年齢、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、

各々が抱える事情など、職員一人一人の属性、背景、価値観や考え方は異なっている。また、常勤職員、再任用職員、会計年度任用職員など、勤務形態も様々である。引き続き働き方改革の取組の推進などを通じて、この差異を組織内の多様性として互いに認め合い、活かしていくことで、組織全体のパフォーマンスを向上させ、多様化・複雑化する行政課題の解決に結び付けていくことが重要である。

2 Well-beingの実現につながる勤務環境の整備

ワークスタイル・ライフスタイルに対する価値観が多様化している中、公務においても職員が高い意欲とやりがいをもって働くことができる勤務環境が求められている。

職員一人一人の「仕事の充実」と「仕事以外の暮らしの充実」の好循環を生み出すことにより、Well-being（肉体的にも精神的にも社会的にも全てが満たされた状態）が実現され、ひいては、行政サービスの質の向上や公務組織全体の更なる活性化につながるとともに、職場としての公務組織の魅力向上にも資するものである。

そのため、各任命権者においては、時間外勤務の縮減、柔軟な働き方の促進といった働き方改革の推進など、職員一人一人のWell-beingの実現につながる勤務環境の整備を進めていくことが必要である。

(1) 時間外勤務の縮減等

ア 時間外勤務の縮減については、職員の健康保持の観点からも優先的に取り組んできた重要な課題であり、これまでも、経営戦略会議などを中心として行われている管理監督者を主体としたマネジメント面での取組が推進されるとともに、行政デジタル化などによる業務効率化の取組も進められているところである。

令和5年度の時間外勤務は、知事部局で減少、教育委員会で横ばい、警察本部で増加した。

知事部局では、これまで多くの職員が長時間勤務を行ってきた新型コ

コロナウイルス感染症対策の業務や高病原性鳥インフルエンザの防疫業務による時間外勤務が令和5年度は大幅に減少した。しかしながら、特定の職員が一定期間恒常的に長時間勤務を行うなど、負担が偏っている状況が見られた。

人事委員会規則では、大規模災害への対応その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する特例業務に従事する職員について、任命権者が上限時間を超えて時間外勤務を命じることができることとしているが、その適用は慎重かつ厳格に行われなければならない、適用を回避・解消するための十分な取組を行い、上限時間を超える時間外勤務を必要最小限にしなければならないものである。その上で、上限を超える時間外勤務が行われる状況においては、職員の心身の健康への影響が懸念されることから、医師による面接指導等の徹底や勤務間インターバル制度による休息時間の確保など、職員の健康に最大限配慮し、過重労働による健康障害の防止に努めなければならない。

時間外勤務を縮減していくためには、徹底した業務の精選・合理化に加え、デジタル技術の活用による業務の効率化や柔軟な業務配分の見直し等を行い、それでもなお、恒常的に長時間の時間外勤務を命じざるを得ない場合は、業務量に応じた適正な人員の配置を行うなどの取組を推進するとともに、管理監督者が個々の職員の勤務状況を適切に把握し、特定の職員への業務負担の集中緩和を図るなど、上限規制の趣旨を踏まえたマネジメントを着実に行っていく必要がある。

本人事委員会としては、上記の考えを踏まえて、時間外勤務の上限規制が適切に運用されるよう、各任命権者に対し、引き続き必要な指導及び助言を行っていく。

イ また、本人事委員会は、教員の長時間労働が課題となっていることを踏まえ、教育委員会に対し引き続き学校における働き方改革を進めることを求めているところである。

令和5年度における県立学校教員の長時間労働の状況については、前年度と比較して一定の改善はみられるものの、依然として多くの教員が

長時間労働を行っている。

教育委員会では、令和5年3月に改定した「学校における働き方改革取組方針」に基づき、教員の負担を軽減するため、同取組方針に定める目標達成に向けて様々な取組を進めているところであり、さらに令和5年度には5年ぶりに県独自の「教員勤務実態調査」を実施したところである。

教員の負担をより一層軽減し、子供と向き合う時間を確保するため、「教員勤務実態調査」の結果を踏まえて、「学校における働き方改革取組方針」に定める取組を着実に進めていく必要がある。

併せて、小中学校も含めた教育職場全体で教員の働き方改革が着実に推進され、教員の長時間労働が是正されるよう、市町教育委員会と連携を図り、小中学校及び市町教育委員会の取組に対し、教育職場の実情を踏まえた必要な支援・助言を行っていく必要がある。

ウ さらに、「仕事以外の暮らしの充実」の視点からは、年次有給休暇の取得促進に向けた取組も重要であり、各任命権者においては、民間労働法制を踏まえた年5日の確実な取得、週休日や夏季休暇等と連続した取得など、計画的な年次有給休暇の取得促進の取組を行っているところである。今後も、職員の意識向上や取得しやすい環境整備等に引き続き積極的に取り組む必要がある。

(2) 仕事と暮らしの両立支援の取組の推進

職員一人一人のWell-beingの実現に向けて、育児や介護に責任を有する職員が仕事と暮らしを両立しながら勤務できる環境を整備することは重要であり、育児に関しては、各任命権者とも、特定事業主行動計画に基づき、様々な取組を進めてきたところである。

各任命権者においては、令和5年度に行った取組の成果と課題を検証し、検証結果を踏まえて、計画に掲げる目標の達成に向けた取組を着実に進めていく必要がある。

中でも、男性職員の育児休業については、国を挙げて取得の促進を図ら

れている中、教育委員会及び警察本部で特定事業主行動計画の目標数値を引き上げるなど、各任命権者においても取得を促進する取組が行われており、令和5年度も全ての任命権者で取得率が上昇している。

男性職員の育児休業の取得を更に促進するため、引き続き制度の周知や意識啓発を図り、取得率が低い職域においても育児休業を取得しやすい環境の整備を推進していく必要がある。

また、民間労働法制の改正を踏まえて、国においても両立支援制度を強化する取組が進められている。本県においても、国の取組内容を踏まえて、仕事と暮らしの両立支援の取組を更に推進していく必要がある。

(3) 多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする柔軟な働き方の推進

ワークスタイル・ライフスタイルに対する価値観が多様化している昨今において、各任命権者で、テレワークや早出遅出勤務など柔軟な働き方を推進する取組が進められている。

テレワーク等の多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする柔軟な働き方は、職員一人一人のWell-beingの実現につながるものであり、個々の公務能率の向上が組織全体のパフォーマンス向上につながり、ひいては多様で有為な人材を公務職場に引き付ける好循環につながるものである。

また、国においては、個々の職員の事情を尊重した働き方を促進する取組として、フレックスタイム制の拡充など、柔軟な働き方を実装するための制度改革を推進している。

こうした国の動向を踏まえ、各任命権者においては、適正な公務運営を確保する観点から、現場の実情に配慮しつつ、他の地方公共団体の動向も注視しながら、テレワーク利用の拡大・定着を図るとともに、フレックスタイム制など柔軟な働き方を一層促進する制度の導入について検討する必要がある。

(4) 職員の健康管理

職員一人一人が心身ともに健康であることは、職員自身やその家族にと

ってはもちろんのこと、職員自らの能力を最大限発揮し、質の高い県民サービスを行っていく上でも極めて重要であり、各任命権者においては、職員の健康を増進し、働きやすい環境づくりに向けた取組が求められている。

特に、職員のメンタルヘルス対策については、研修内容の見直しや相談体制の強化など、各任命権者において様々な取組を推進しているところであるが、精神疾患を原因とする長期病休者・休職者の数や割合は増加傾向にある。とりわけ近年では、20歳代の若年層職員の精神疾患による長期病休者及び休職者の増加が顕著であり、若年層職員へのメンタルヘルス対策は喫緊の課題である。こうした状況を踏まえ、各任命権者においては、新規採用職員等を対象としたメンタルヘルスセミナーの実施や、保健師等による個別面談や巡回相談の実施といった取組が進められているところである。また、職場の健康管理を担う管理職員が、マネジメント面で抱える課題に対応できるよう、研修の実施や相談体制の強化など管理職員への支援を充実させる取組も進められている。各任命権者においては、今後、現在の取組の効果を検証しながら、更なる実効的な対策を講じていく必要がある。

精神疾患については、再発するケースが多いことから、再発防止のためにも、引き続き予防や早期発見・早期対応の観点に立ったメンタルヘルス対策が必要である。

また、ストレスチェック制度については、各所属における職員の心の不調の未然防止に資するよう、制度趣旨を職員に十分周知するとともに、集団分析結果の有効活用を図っていく必要がある。

(5) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げ、職場の運営にも支障をもたらすとともに、職員の心身の健康に支障を及ぼす要因となり得るものである。

各任命権者においては、これまで相談窓口の設置や職員の意識啓発に取り組んできたが、令和2年のパワー・ハラスメント防止対策の法制化を踏

まえ、要綱の整備に併せて「懲戒処分の指針」の改正を行って以降、職員による相談件数が高水準で推移しているところである。

さらに、近年、パワー・ハラスメントやジェンダーに関するハラスメントに加えて、社会全体で、顧客等からの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマー・ハラスメントへの対応についても関心が高まっている。こうした中で、行政サービスの利用者等からの言動もハラスメントになり得るものとして、組織的な対応が求められているところであり、本県においても、国や他自治体の動向を踏まえて、職員保護の観点から、必要な対策を検討していく必要がある。

こうした状況も踏まえ、研修等により職員に対する周知・啓発を図るなど、ハラスメントのない職場環境づくりに今後より一層努め、ハラスメントの予防・解決に向けて組織的に取り組んでいく必要がある。

3 不祥事根絶に向けた取組の徹底

行政運営に関して課題が山積する厳しい状況の中で、多くの職員は、県職員としての使命を果たすべく、真摯に日々の職務に精励しているところである。

しかしながら、不適正な事務処理による懲戒処分事案が複数発生しており、依然として、教職員によるわいせつ・セクハラ行為による懲戒処分事案も後を絶たない。

このような状況は、公務員、ひいては公務全体に対する信頼を大きく揺るがすものであり、極めて遺憾である。

各任命権者においては、規範意識の確立に向けた取組を行っているところであるが、引き続き、事案ごとに原因分析を行い、その結果に基づき、不祥事根絶に向けた取組を続けていくことが重要である。

また、職員においては、一人一人が全体の奉仕者であることを強く自覚し、法令遵守はもとより、高い倫理観のもと、県民の信頼と負託に応えていくことが必要である。

說 明 資 料

目 次

1 職員給与関係資料	
令和6年人事統計調査の概要	1
第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	2
その1 給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	2
その2 給料表別、級別平均年齢	2
その3 給料表別、年齢別人員分布	3
その4 給料表別、級別、年齢別人員分布	4
1 行政職給料表	4
2 公安職給料表	5
3 教育職給料表(二)(ロ)	6
4 教育職給料表(三)(イ)	7
5 研究職給料表	8
6 医療職給料表(一)	9
7 医療職給料表(二)	10
8 医療職給料表(三)	11
その5 給料表別、級別平均経験年数	12
第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	12
第3表 職員の給与額	13
その1 職員1人当たりの給与種目別平均給与月額	13
その2 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員及び平均給料月額	14
第4表 職員の扶養手当の支給状況	15
第5表 職員の地域手当の支給状況	16
第6表 職員の住居手当の支給状況	17
第7表 職員の管理職手当の支給状況	18
第8表 職員の単身赴任手当の支給状況	18
第9表 職員の通勤手当の支給状況	19
第10表 給料表別、級別、号給別人員分布	20
その1 行政職給料表	20
その2 公安職給料表	22
その3 教育職給料表(二)(ロ)	24
その4 教育職給料表(三)(イ)	26
その5 研究職給料表	28
その6 医療職給料表(一)	30
その7 医療職給料表(二)	32
その8 医療職給料表(三)	34
第11表 特定任期付職員給料表の号給別人員分布	36
第12表 60歳超職員の給料表別、級別、年齢別人員分布	36
その1 フルタイム勤務職員	36
その2 短時間勤務職員	36

2 民間給与等関係資料

令和6年職種別民間給与実態調査の概要	37
第13表 企業規模別調査事業所数	38
その1 産業別、企業規模別調査事業所数	38
その2 地域別、企業規模別調査事業所数	38
第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	39
第15表 民間における初任給の改定状況	40
第16表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	41
その1 給与比較の対象職種	41
1 企業規模計	41
2 企業規模500人以上	43
3 企業規模100人以上500人未満	45
4 企業規模100人未満	47
その2 給与比較の対象外職種	49
第17表 職種に対応する級（行政職給料表）	50
第18表 民間における特別給の支給状況	51
第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	51
第20表 民間における家族手当の支給状況	52
その1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額	52
その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	52
第21表 民間における通勤手当の支給状況	53
その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況	53
その2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況	53
第22表 民間における定年制の状況	54
第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	54
第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	54
第25表 広島市における費目別、世帯人員別標準生計費	55

1 職員給与関係資料

令和6年人事統計調査の概要

(1) 目的と時期

職員の給与を検討するため、令和6年4月1日現在における職員給与等の実態を調査したものである。

(2) 対象者

「職員の給与に関する条例」、「市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」及び「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の適用者等

(給料表別の主な職種等)

- ・行政職給料表 : 他の給料表の適用を受けない全ての職員
- ・公安職給料表 : 警察官
- ・教育職給料表(二)(ロ) : 高等学校及び高等部を置く特別支援学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員
- ・教育職給料表(三)(イ) : 中学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員
- ・研究職給料表 : 試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員
- ・医療職給料表(一) : 病院等に勤務する医師及び歯科医師
- ・医療職給料表(二) : 保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師等
- ・医療職給料表(三) : 保健所等に勤務する保健師等

(3) 調査事項

ア 職員の年齢、学歴等に関する事項

年齢、学歴、性別、経験年数等

イ 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当等

(4) 集計結果の概要

第1表から第13表のとおり

※第1表から第10表までは、定年延長者、暫定再任用職員、特定任期付職員等は含まれない。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入、職員1人当たりの平均値は小数点以下を四捨五入しているため、内訳の合計と計が一致しない場合がある。

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

その1 給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

区分 給料表	適 用 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	平 均 経 験 年 数 (年)
全 給 料 表	22,862	40.0	18.2
行 政 職 給 料 表	5,830	41.9	20.1
公 安 職 給 料 表	5,128	38.8	18.6
教 育 職 給 料 表 (二) (ロ)	3,675	41.6	19.1
教 育 職 給 料 表 (三) (イ)	7,714	38.5	16.1
研 究 職 給 料 表	254	43.3	20.6
医 療 職 給 料 表 (一)	43	40.0	16.1
医 療 職 給 料 表 (二)	132	42.9	18.3
医 療 職 給 料 表 (三)	86	38.6	15.7

その2 給料表別、級別平均年齢

級 給料表	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行 政 職 給 料 表	41.9	25.6	34.6		48.9	54.1	54.6	55.7	55.7		
公 安 職 給 料 表	38.8	21.8	26.9		33.2	41.9	47.4	52.9	51.1	54.4	57.0
教 育 職 給 料 表 (二) (ロ)	41.6	48.0	40.6	48.2	54.3	56.9					
教 育 職 給 料 表 (三) (イ)	38.5	—	36.5	50.4	51.7	56.3					
研 究 職 給 料 表	43.3	—	28.7		46.7	54.2	57.5				
医 療 職 給 料 表 (一)	40.0	28.5	33.7		44.5	56.0					
医 療 職 給 料 表 (二)	42.9	27.8	35.2		48.6	54.9	55.8				
医 療 職 給 料 表 (三)	38.6	25.8	35.1		49.9	55.5	—				

その3 給料表別、年齢別人員分布

年齢	給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職
	全給料表	給料表	給料表	給料表 (二)(甲)	給料表 (三)(イ)	給料表	給料表 (一)	給料表 (二)	給料表 (三)
18	49	17	32						
19	48	21	27						
20	64	30	33		1				
21	53	21	32						
22	555	138	115	48	249	3			2
23	636	168	101	67	293	5			2
24	631	139	114	56	318	2			2
25	651	147	132	83	276	5	2	2	4
26	701	156	119	105	305	9	3	1	3
27	680	166	122	94	285	6	1	4	2
28	612	150	110	82	252	6	1	5	6
29	751	156	153	111	314	9	1	4	3
30	585	125	115	104	222	8	3	4	4
31	651	141	133	114	252	3	2	5	1
32	659	123	138	135	247	6	3	1	6
33	624	97	147	119	244	6	2	4	5
34	612	117	116	111	256	7		3	2
35	656	112	192	125	212	4	3	6	2
36	626	133	153	119	210	6		3	2
37	617	107	181	108	211	4		3	3
38	536	94	163	87	180	3	2	6	1
39	532	81	177	83	177	8	1	3	2
40	545	90	204	92	149	5		3	2
41	523	94	193	75	148	7		5	1
42	481	88	203	56	126	1	2	4	1
43	467	110	180	63	109	3	1	1	
44	505	119	184	75	120	3	2	1	1
45	489	122	180	70	109	4		3	1
46	500	145	179	58	106	8	1	2	1
47	491	143	140	80	114	8	1	4	1
48	535	173	116	92	145	3		4	2
49	575	180	144	104	133	7	1	6	
50	634	243	116	88	166	10	1	8	2
51	613	244	110	88	155	12	1	2	1
52	598	217	92	93	180	8	2	4	2
53	556	200	73	95	165	8	1	10	4
54	577	196	67	98	197	12		3	4
55	627	233	69	90	211	16		5	3
56	647	244	64	117	209	9		2	2
57	595	192	61	121	204	11		3	3
58	648	187	63	170	214	11	1	1	1
59以上	727	171	85	199	250	8	5	7	2
計	22,862	5,830	5,128	3,675	7,714	254	43	132	86

その4 給料表別、級別、年齢別人員分布

1 行政職給料表

年齢 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
18	17							17
19	21							21
20	30							30
21	21							21
22	138							138
23	168							168
24	139							139
25	147							147
26	156							156
27	166							166
28	150							150
29	68	88						156
30	13	112						125
31	4	136		1				141
32	1	121			1			123
33	2	95						97
34	1	116						117
35		111	1					112
36		130	3					133
37	1	99	7					107
38		74	20					94
39		17	63		1			81
40		21	69					90
41		13	81					94
42		13	75					88
43	1	9	96	2	2			110
44		3	108	5		2	1	119
45		6	107	8		1		122
46	1	10	124	8	2			145
47		5	119	13	6			143
48		10	143	20				173
49	1	1	137	33	8			180
50		5	189	38	10	1		243
51		4	171	55	11	3		244
52		3	125	64	22	2	1	217
53	3	3	109	61	20	3	1	200
54	2	4	93	63	27	6	1	196
55	2	1	122	72	31	4	1	233
56		5	91	106	34	8		244
57			64	70	37	18	3	192
58		1	53	73	36	17	7	187
59以上	12		72	23	23	6		171
計	1,265	1,216	2,242	715	271	71	15	5,830

2 公安職給料表

級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
18	32									32
19	27									27
20	33									33
21	32									32
22	115									115
23	101									101
24	23	88	3							114
25	8	121	3							132
26	3	109	7							119
27	3	107	12							122
28	2	87	21							110
29	2	111	38	2						153
30	2	37	73	3						115
31		7	123	3						133
32		8	122	7				1		138
33		2	135	10						147
34		1	99	16						116
35		1	110	81						192
36			70	83						153
37			72	108	1					181
38			46	113	3		1			163
39			16	158	3					177
40		1	1	183	15	3	1			204
41			1	154	36	2				193
42				143	53	5	2			203
43				115	55	3	7			180
44				97	71	7	9			184
45				91	75	8	6			180
46				85	73	7	14			179
47				46	67	6	21			140
48				38	55	5	18			116
49				36	68	14	26			144
50				29	59	8	19	1		116
51			1	27	39	22	15	6		110
52				22	28	18	23	1		92
53				15	19	23	12	3	1	73
54				19	9	18	15	3	3	67
55				16	13	21	11	5	3	69
56				14	17	15	14	1	3	64
57				7	14	20	13	4	3	61
58				4	14	22	13	1	9	63
59				3	18	33	16	8	7	85
計	383	680	953	1,728	805	260	256	34	29	5,128

3 教育職給料表(二)(甲)

年齢 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
20						
21						
22		48				48
23		67				67
24		56				56
25		83				83
26		105				105
27		94				94
28		82				82
29		111				111
30		104				104
31		114				114
32		135				135
33		119				119
34		111				111
35		125				125
36		119				119
37		108				108
38		84	3			87
39		82	1			83
40		86	6			92
41		71	4			75
42		53	3			56
43		59	4			63
44		74	1			75
45		62	6	2		70
46		49	8	1		58
47		72	6	2		80
48	1	77	9	5		92
49		91	4	9		104
50		75	8	5		88
51		73	6	8	1	88
52		75	7	9	2	93
53		77	6	9	3	95
54		80	2	8	8	98
55		77	1	6	6	90
56		90	2	13	12	117
57		101		9	11	121
58		134	2	18	16	170
59		147	6	19	27	199
計	1	3, 370	95	123	86	3, 675

4 教育職給料表(三)(イ)

年齢 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
20		1				1
21						
22		249				249
23		293				293
24		318				318
25		276				276
26		305				305
27		285				285
28		252				252
29		314				314
30		222				222
31		252				252
32		247				247
33		244				244
34		256				256
35		212				212
36		210				210
37		210		1		211
38		177		3		180
39		175		2		177
40		145		4		149
41		143		5		148
42		119		7		126
43		102	1	6		109
44		111		9		120
45		103	2	4		109
46		94	1	11		106
47		95	3	16		114
48		102	7	36		145
49		88	7	34	4	133
50		119	7	38	2	166
51		113	2	37	3	155
52		113	6	43	18	180
53		98	3	40	24	165
54		119	2	46	30	197
55		117	5	36	53	211
56		123		31	55	209
57		122	1	25	56	204
58		128	1	22	63	214
59		149		23	78	250
計	0	6, 801	48	479	386	7, 714

5 研究職給料表

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
22		3				3
23		5				5
24		2				2
25		5				5
26		9				9
27		6				6
28		6				6
29		9				9
30		8				8
31		3				3
32		6				6
33		6				6
34		7				7
35		1	3			4
36			6			6
37		1	3			4
38			3			3
39			8			8
40			5			5
41			7			7
42			1			1
43			3			3
44			3			3
45			4			4
46			8			8
47			5	3		8
48			2	1		3
49			4	3		7
50			7	3		10
51			9	3		12
52			2	6		8
53			7	1		8
54			6	6		12
55			6	9	1	16
56			3	6		9
57			2	8	1	11
58			3	5	3	11
59			2	5	1	8
計	0	77	112	59	6	254

6 医療職給料表(一)

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	計
24					
25	2				2
26	3				3
27	1				1
28	1				1
29	1				1
30	2	1			3
31	1	1			2
32	1	2			3
33		2			2
34					
35	1	2			3
36					
37					
38			2		2
39			1		1
40					
41					
42		1	1		2
43				1	1
44			2		2
45					
46			1		1
47			1		1
48					
49			1		1
50			1		1
51				1	1
52			1	1	2
53				1	1
54					
55					
56					
57					
58				1	1
59				1	1
60				1	1
61				2	2
62				1	1
63					
64					
計	13	9	11	10	43

7 医療職給料表(二)

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
20						
21						
22						
23						
24						
25	2					2
26	1					1
27	4					4
28	5					5
29	3	1				4
30	1	3				4
31	1	4				5
32		1				1
33		4				4
34		3				3
35		6				6
36		3				3
37		3				3
38		6				6
39		1	2			3
40		1	2			3
41		1	4			5
42			4			4
43			1			1
44			1			1
45			3			3
46			2			2
47			4			4
48			4			4
49			5	1		6
50		1	7			8
51			2			2
52			3	1		4
53			5	5		10
54			2		1	3
55			3	2		5
56					2	2
57			1	1	1	3
58			1			1
59			3	4		7
計	17	38	59	14	4	132

8 医療職給料表(三)

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
20						
21						
22	2					2
23	2					2
24	2					2
25	4					4
26	3					3
27	2					2
28	6					6
29		3				3
30	1	3				4
31		1				1
32		6				6
33		5				5
34		2				2
35		2				2
36		2				2
37		3				3
38			1			1
39		2				2
40		2				2
41			1			1
42			1			1
43						
44		1				1
45		1				1
46			1			1
47		1				1
48			2			2
49						
50		1	1			2
51			1			1
52			1	1		2
53			2	2		4
54			2	2		4
55			1	2		3
56				2		2
57			2	1		3
58				1		1
59				2		2
計	22	35	16	13	0	86

その5 給料表別、級別平均経験年数

給料表 \ 級	級										
	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職給料表	20.1	4.1	12.1		27.4	32.4	32.5	33.8	31.9		
公安職給料表	18.6	3.5	8.4		14.0	20.8	26.1	32.0	30.1	33.0	35.8
教育職給料表(二)(ロ)	19.1	28.0	18.0	25.5	32.0	34.6					
教育職給料表(三)(イ)	16.1	—	14.1	27.6	29.0	33.7					
研究職給料表	20.6	—	6.1		24.1	31.5	34.8				
医療職給料表(一)	16.1	4.8	8.8		20.7	32.1					
医療職給料表(二)	18.3	3.6	9.6		24.2	30.9	31.3				
医療職給料表(三)	15.7	3.5	11.7		27.2	33.3	—				

第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表 \ 区分	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全給料表	83.1	4.9	12.0	0.0	57.7	42.3
行政職給料表	73.1	8.5	18.4	—	60.7	39.3
公安職給料表	63.7	4.1	32.1	0.0	88.6	11.4
教育職給料表(二)(ロ)	96.3	3.2	0.4	—	50.5	49.5
教育職給料表(三)(イ)	96.3	3.7	—	—	38.7	61.3
研究職給料表	99.6	—	0.4	—	75.2	24.8
医療職給料表(一)	100.0	—	—	—	72.1	27.9
医療職給料表(二)	95.5	4.5	—	—	34.1	65.9
医療職給料表(三)	97.7	2.3	—	—	4.7	95.3

第3表 職員の給与額

その1 職員1人当たりの給与種目別平均給与月額

項目	給料表 全給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職	
		給料表	給料表	給料表 (㉔)(㉑)	給料表 (㉓)(㉒)	給料表	給料表 (㉒)	給料表 (㉑)	給料表 (㉓)	
給料月額(円)	342,394	333,045	342,175	361,522	339,448	365,691	440,153	340,813	320,924	
給料調整額(円)	7,275	451	27	16,742	13,035	3,433	363	4,447	0	
扶養手当(円)	8,706	7,323	14,434	8,044	6,293	10,087	9,233	7,614	2,924	
地域手当(円)	15,356	17,614	17,085	15,766	12,028	16,313	73,671	12,267	12,973	
小計(円) (基準内給与)	373,732	358,433	373,721	402,075	370,804	395,523	523,420	365,140	336,821	
住居手当(円)	6,794	6,978	3,478	8,412	8,049	8,593	3,244	6,951	6,586	
管理職手当(円)	4,688	6,889	1,601	3,691	5,688	1,890	10,698	3,144	0	
その他の手当(円)	3,749	435	1,638	5,592	5,318	433	288,409	5,265	0	
合計(円) (給与月額)	388,963	372,735	380,439	419,770	389,859	406,440	825,772	380,500	343,407	
対前年比	給料月額(%)	101.0	100.7	101.6	100.6	101.1	100.2	102.5	102.1	102.0
	基準内給与(%)	101.0	100.6	101.6	100.7	101.1	100.2	102.6	102.3	102.5
	給与月額(%)	101.0	100.7	101.6	100.7	101.0	100.3	101.8	102.2	102.7

(注) 1 給料月額には、平成28年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む。

2 その他の手当とは、初任給調整手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、義務教育等教員特別手当、単身赴任手当をいう。

その2 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員及び平均給料月額

経験年数	学歴	大学卒		高校卒	
	区分	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
		人	円	人	円
1年未満		111	206,089	17	173,729
1年以上 2年未満		152	211,352	22	179,033
2年以上 3年未満		125	219,920	28	184,922
3年以上 4年未満		132	225,624	16	190,532
4年以上 5年未満		143	232,125	43	202,006
5年以上 6年未満		153	236,546	25	210,635
6年以上 7年未満		129	242,848	23	215,209
7年以上 8年未満		121	255,837	36	223,169
8年以上 9年未満		128	262,427	21	229,227
9年以上 10年未満		137	266,975	23	235,782
10年以上 11年未満		107	271,561	12	240,722
11年以上 12年未満		106	278,435	19	255,793
12年以上 13年未満		124	286,298	10	257,018
13年以上 14年未満		119	293,011	13	262,367
14年以上 15年未満		119	303,858	11	270,194
15年以上 16年未満		57	314,257	5	277,177
16年以上 17年未満		101	323,053	7	286,650
17年以上 18年未満		74	339,401	6	299,949
18年以上 19年未満		47	343,889	13	309,409
19年以上 20年未満		68	347,841	10	308,438
20年以上 21年未満		62	361,518	6	312,763
21年以上 22年未満		79	365,550	18	336,681
22年以上 23年未満		95	374,978	13	341,630
23年以上 24年未満		91	376,386	17	353,543
24年以上 25年未満		88	384,303	8	356,525
25年以上 26年未満		109	387,618	18	369,035
26年以上 27年未満		133	388,439	19	372,496
27年以上 28年未満		108	395,248	16	375,658
28年以上 29年未満		145	397,851	32	380,451
29年以上 30年未満		118	402,810	24	376,971
30年以上 31年未満		123	409,021	34	387,886
31年以上 32年未満		121	409,505	42	391,584
32年以上 33年未満		160	407,846	75	391,196
33年以上 34年未満		127	410,989	65	397,438
34年以上 35年未満		170	420,556	41	402,467
35年以上		280	417,755	283	405,569
計		4,262	327,842	1,071	335,733

第4表 職員の扶養手当の支給状況

給料表		行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職	
区分		全給料表	給料表	給料表	給料表(二)(ロ)	給料表(三)(イ)	給料表(一)	給料表(二)	給料表(三)	
受給者数		人 9,166	人 2,047	人 3,147	人 1,426	人 2,356	人 112	人 19	人 47	人 12
手当受給者 1人当たり 平均手当月額		円 21,715	円 20,857	円 23,520	円 20,731	円 20,605	円 22,875	円 20,895	円 21,383	円 20,958
扶 養 親 族 数	配偶者	人 4,322	人 933	人 1,957	人 562	人 786	人 58	人 16	人 9	人 1
	子	14,972	3,065	5,549	2,244	3,807	180	26	80	21
	上以外の記者	258	62	35	63	95	—	2	1	—
	計	19,551	4,060	7,541	2,869	4,688	238	44	90	21
	うち年齢加算を受ける子	3,927	1,121	1,128	612	950	77	4	28	7

(注) 年齢加算を受ける子とは、扶養親族である子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子のことである。

第5表 職員の地域手当の支給状況

区分	給料表	全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (二)(ロ)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)
	受給者数 及び平均 手当月額									
受給者計	人数(人)	22,854	5,822	5,128	3,675	7,714	254	43	132	86
	平均額(円)	15,362	17,638	17,085	15,766	12,028	16,313	73,671	12,267	12,973
東京都特別区に勤務する者	人数(人)	31	27	4	—	—	—	—	—	—
	支給割合18.7% 平均額(円)	63,667	62,619	70,736	—	—	—	—	—	—
医療職(一)適用者	人数(人)	43	—	—	—	—	—	43	—	—
	支給割合16% 平均額(円)	73,671	—	—	—	—	—	73,671	—	—
大阪府大に勤務する者	人数(人)	5	4	1	—	—	—	—	—	—
	支給割合14.7% 平均額(円)	54,010	52,346	60,664	—	—	—	—	—	—
広島市及び安芸郡中町に勤務する者	人数(人)	7,406	3,465	2,567	1,006	246	89	—	11	22
	支給割合6.2% 平均額(円)	22,632	21,672	22,927	24,827	23,693	24,289	—	21,691	21,089
上を除外するに勤務する者	人数(人)	15,364	2,324	2,554	2,668	7,468	165	—	121	64
	支給割合3.2% 平均額(円)	11,581	11,051	11,090	12,353	11,644	12,010	—	11,410	10,183
上記以外に勤務する者	人数(人)	5	2	2	1	—	—	—	—	—
	平均額(円)	22,381	8,209	44,438	6,611	—	—	—	—	—

第6表 職員の住居手当の支給状況

区分	給料表								
	全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (二)(ロ)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)
受給者数	人 5,978	人 1,555	人 662	人 1,193	人 2,422	人 84	人 5	人 36	人 21
手当月額 11,000円以下 の受給者	23	5	2	6	8	1	—	1	—
手当月額 11,100円以上 28,000円未満 の受給者	2,874	636	256	581	1,346	31	1	14	9
手当月額 28,000円(上限) の受給者	3,081	914	404	606	1,068	52	4	21	12
手当受給者 1人当たり 平均手当月額	円 25,937	円 26,126	円 26,629	円 25,902	円 25,636	円 25,985	円 27,900	円 25,486	円 26,971

借配偶者等 の居住する 間	受給者数	人 21	人 4	人 16	人 1	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —
	1人当たり 平均 手当月額	円 13,233	円 14,000	円 12,994	円 14,000	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —

第7表 職員の管理職手当の支給状況

給料表		全給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職
区分	給料表		給料表	給料表	給料表(□)	給料表(△)	給料表	給料表(一)	給料表(二)	給料表(三)
受給者数		人 1,822	人 583	人 110	人 257	人 855	人 6	人 4	人 7	人 —
手当受給者 1人当たり 平均手当月額		円 58,820	円 68,885	円 74,636	円 52,782	円 51,322	円 80,000	円 115,000	円 59,286	円 —
支給 区分	1種 〔本庁長〕	15	14	—	—	—	—	1	—	—
	2種 〔本部長〕	98	65	31	—	—	—	2	—	—
	3種 〔本課長〕	349	249	41	25	23	6	1	4	—
	4種 〔本担当監〕	719	89	38	125	464	—	—	3	—
	5種 〔学校総括事務長〕	543	68	—	107	368	—	—	—	—
	6種 〔学校事務長〕	98	98	—	—	—	—	—	—	—
手当が支給される主な職			本庁 局長、部長、 課長、担当監 地方機関 所長、次長	警察本部 参事官、課長 次席 警察署 署長、副署長 次長	高等学校 特別支援学校 校長、教頭	小中学校 校長、教頭	総合技術研究所 センター長	本庁 局長 地方機関 所長	畜産事務所 所長 食肉衛生検査所 所長 動物愛護センター 所長	本庁 担当監

(注) 支給区分欄の〔 〕内は、各支給区分に該当する行政職給料表適用者の主な職を示す。

第8表 職員の単身赴任手当の支給状況

受給者数	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
人 347	円 35,049

(受給者数の内訳)

職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離										
100km 未満	100km 以上 300km 未満	300km 以上 500km 未満	500km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1,100km 未満	1,100km 以上 1,300km 未満	1,300km 以上 1,500km 未満	1,500km 以上 2,000km 未満	2,000km 以上 2,500km 未満	2,500km 以上
人 221	人 101	人 2	人 —	人 1	人 22	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —

第9表 職員の通勤手当の支給状況

区分	給料表 受給者数及び 平均 手当月額	全給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職
			給料表	給料表	給料表 (≡)(ロ)	給料表 (≡)(イ)	給料表	給料表 (→)	給料表 (←)	給料表 (≡)
受給者計	人数(人)	19,812	4,835	3,850	3,426	7,286	219	10	114	72
	平均額(円)	14,735	19,891	8,911	17,750	12,444	21,140	12,706	31,511	22,581
交通機関等 のみを 利用する者	人数(人)	4,345	2,644	1,197	198	178	58	3	33	34
	平均額(円)	17,751	19,170	11,486	26,568	24,139	22,459	31,386	28,735	23,292
交通用具 のみを 使用する者	人数(人)	13,282	1,618	2,369	2,660	6,439	119	5	47	25
	平均額(円)	7,875	7,905	5,079	8,931	8,430	8,124	3,780	10,445	10,636
交通機関 等と交通 用具を 併用する者	人数(人)	2,185	573	284	568	669	42	2	34	13
	平均額(円)	50,437	57,062	30,020	55,977	47,969	56,196	7,000	63,328	43,695
駐車料金 に係る 受給者	人数(人)	253	121	28	39	57	4	—	4	—
	平均額(円)	2,248	2,263	1,352	2,485	2,484	2,194	—	2,438	—
自動車 を 駐車する者	人数(人)	170	89	8	28	38	4	—	3	—
	平均額(円)	2,780	2,743	2,684	2,860	2,888	2,194	—	2,833	—
自転車等 を 駐車する者	人数(人)	83	32	20	11	19	—	—	1	—
	平均額(円)	1,157	928	819	1,532	1,674	—	—	1,250	—

第10表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1						230	60	13
2						29	7	1
3						12	3	
4							1	1
5			2		1			
6			1					
7			21					
8			7					
9		17	86					
10			8	1				
11			30					
12			12	1				
13		21	91					
14		1	17	1	1			
15		1	30					
16		1	15	1				
17		27	79	1				
18			9	1				
19		2	21	3				
20		2	18					
21		16	75	4				
22			16	4				
23		3	23	4				
24		2	4	7				
25		11	51	9				
26		1	13	7				
27		28	26	2				
28		3	23	2				
29		110	20	9				
30		3	59	5				
31		19	12	13				
32		7	27	9				
33		151	26	18				
34		1	26	8				
35		19	56	28				
36		6	17	14				
37		115	20	28				
38		5	19	10				
39		31	22	32	4			
40		10	45	9	2			
41		103	15	31	2			
42		13	14	14	1			
43		30	14	26	3			
44		10	16	12	3			
45		119	22	31	7			
46		6	5	14	11			
47		35	9	26	14			
48		13	4	7	18			
49		117	24	29	17			
50		11	1	5	26			
51		25	3	20	52			
52		13	3	12	42			
53		105	11	25	46			
54		6	2	12	30			
55		16		30	43			
56		1	2	14	41			
57		6	1	37	39			
58			2	8	22			
59			2	35	49			
60			2	12	20			
61		1	2	46	36			
62			1	8	22			
63			2	45	23			
64			1	9	19			
65			2	43	14			
66			1	12	31			
67			2	43	12			
68				14	10			
69				37	10			
70		1	2	16	14			
71			2	41	6			
72			1	15	10			
73			1	39	9			
74				24	6			
75				55	5			
76		1	1	14	4			
77		1	1	50	4			
78				29				
79				40	3			
80				36	2			

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
81		2	24	2			
82			30	1			
83			30	2			
84		1	19	2			
85		1	54	23			
86			18				
87		1	38				
88			34				
89	2	1	46				
90		1	36				
91			18				
92			26				
93	17		33				
94			26				
95			49				
96			19				
97			30				
98		1	18				
99			52				
100			15				
101			53				
102		1	18				
103		1	67				
104			37				
105			191				
106		1					
107							
108							
109							
110							
111		1					
112							
113		6					
計	1, 265	1, 216	2, 228	764	271	71	15
合計人員						5, 830	

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示す。また、該当人員が0人の号給は空欄とした（以下第10表の各表において同じ。）。

その2 公安職給料表

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7		32							1	
8										
9		3								
10		3								
11		6								
12		1								
13		16		3						
14		1						1		
15		8								
16		2		1						
17		25		1	2					
18		1			1					
19		2			1					
20		2								
21		25		4						
22		1		1						
23		74		4	1					
24		4	3							
25		47	88	11	1			1		
26		8	7	2	1					
27		10	12							
28		5	14	2	1					
29		73	89	14	2					
30		3	4		1					
31		11	21	7	3					6
32		7	13							2
33		2	83	25	3	1				3
34			4	1	2					2
35		2	18	8	2					8
36			11	2	1					1
37		1	68	72	2	1	2			2
38		1	6	10	2	2	1	1		1
39		1	15	25	3			1		3
40			11	21	4			1		1
41			59	77	29			1		
42		2	6	7	21	1	2			
43		2	19	24	32	2	2	3		
44			15	24	8	1		1		
45		1	65	64	31	17		1	3	
46			9	17	15	14	1	2		
47			14	34	24	16	1	1	4	
48			17	23	13	8	1	1	2	
49			2	71	31	9	3	4	3	
50				13	24	6	2	1	4	
51				24	30	30	3	1	7	
52			1	26	18	21	2	2	2	
53			1	45	41	18	2	5	1	
54		1		21	31	12		6	2	
55			1	27	49	21	3	12		
56				27	33	10	2	9	2	
57			1	37	53	19	1	11	1	
58				14	35	23	2	8		
59			1	12	63	30	4	8	1	
60				8	33	18	1	8		
61				32	50	14	2	10	1	
62				18	32	20	1	8		
63				12	52	25	1	6		
64			1	19	37	18	2	2		
65				18	44	19	3	11		
66				15	33	14	2	5		
67				14	60	19	3	14		
68				15	37	22	5	9		
69					35	27		12		
70					25	14		5		
71					37	33	1	11		
72					26	9		11		
73					28	28	2	13		
74					14	20	2	4		
75					27	20	5	6		
76					17	19	5	3		
77					35	18	9	4		
78					23	14	1	4		
79					23	19	10	7		
80					22	11	4	2		

給号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
81				34	15	10	1		
82				19	18	6	2		
83				21	21	14	1		
84				19	14	10	2		
85				21	9	20	13		
86				18	5	7			
87				20	8	23			
88				18	9	9			
89				14	9	17			
90		1		5	3	5			
91				13	6	5			
92				11	2	4			
93				11	23	37			
94				8					
95				9					
96				10					
97				9					
98				7					
99				6					
100				2					
101				11					
102				6					
103				5					
104				2					
105				13					
106				1					
107				6					
108				6					
109				10					
110				3					
111				9					
112				4					
113				7					
114				3					
115				6					
116				3					
117				5					
118				5					
119				9					
120				2					
121				9					
122				4					
123				6					
124				6					
125				8					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141			1						
142									
143									
144									
145									
計	383	680	953	1,728	805	260	256	34	29
							合計人員		5,128

その3 教育職給料表(二)(ロ)

号給 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1					
2					
3					
4					
5		49			
6					
7		5			
8					
9		61			
10					
11		5			
12		1			
13		38			
14					
15		8			
16		4			
17		70			
18		1			
19		16			
20		4			
21		77			
22		4			
23		20			
24		7			
25		66			3
26		4			2
27		17			2
28		4			3
29		57			7
30		4			4
31		19			4
32		11			6
33		72			12
34		3			7
35		24			10
36		3		1	4
37		70			22
38		3			
39		20			
40		10			
41		79			
42		7			
43		32			
44		7	1	1	
45		72	1		
46		6			
47		47	2	1	
48		12			
49		63		1	
50		3	1		
51		30			
52		8	1		
53		73		1	
54		7			
55		36	2		
56		16		5	
57		70	4		
58		7		4	
59		40	2	3	
60		6		4	
61		64	1	5	
62		6		5	
63		38	2	6	
64		16		7	
65		41	1	6	
66		11		5	
67		37		6	
68		16	1	9	
69		34	2	11	
70		8	1	4	
71		38	2	4	
72		11		2	
73		29	2	5	
74		9	1	2	
75		35	1	4	
76		7	1	6	
77		31	3	15	
78		8			
79		30	2		
80		11			

号給	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
81			31	2		
82			9	1		
83			24	5		
84			10	1		
85			21	2		
86			13	3		
87			20	2		
88			16	5		
89			22	2		
90			8	1		
91			25	2		
92			12	2		
93			28	2		
94			18	3		
95			20	4		
96			15	3		
97			25	1		
98			14	4		
99			26	2		
100			16			
101			20			
102			13			
103			20	2		
104			15			
105			26	3		
106			12	1		
107			21	2		
108			22	1		
109			20	2		
110			14			
111			25			
112			15			
113			25	1		
114			9			
115			20			
116			15			
117			33	2		
118			11			
119			11			
120			20			
121			18			
122			14			
123			12			
124			14			
125	1		33			
126			23			
127			34			
128			18			
129			30			
130			21			
131			44			
132			41			
133			51			
134			48			
135			61			
136			51			
137			50			
138			59			
139			30			
140			34			
141			30			
142			25			
143			9			
144			7			
145			15			
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計		1	3, 370	95	123	86
					合計人員	3, 675

その4 教育職給料表(三)(イ)

号給	級	1級	2級	特2級	3級	4級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7			1			
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						1
15						1
16						
17			249			
18			1			1
19			15			
20			4			
21			276			8
22			5			25
23			20			18
24			6			22
25			272			35
26						35
27			20			32
28			7			33
29			249		1	24
30			2			15
31			24		1	20
32			6		1	15
33			258			18
34			3			15
35			30			10
36			13		2	11
37			247			47
38					1	
39			34			
40			13			
41			193		2	
42			5		1	
43			55		1	
44			13		2	
45			214		2	
46			6		2	
47			61		1	
48			11		2	
49			161			
50			6		3	
51			56		2	
52			5		4	
53			162		1	
54			12		1	
55			72		2	
56			22		2	
57			143		2	
58			12		1	
59			74		7	
60			22			
61			141			
62			11		2	
63			73	1	4	
64			28		5	
65			152		3	
66			9		5	
67			83		6	
68			23		12	
69			106		10	
70			18		16	
71			52	1	9	
72			30		12	
73			119		6	
74			20		15	
75			66		11	
76			28		18	
77			91		25	
78			19		15	
79			67		15	
80			20	1	23	

号給	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
81			64	5	14	
82			30		19	
83			64	2	19	
84			24	2	10	
85			66	2	19	
86			14	1	26	
87			43	2	12	
88			19	4	22	
89			62	1	18	
90			14	2	18	
91			62	1	14	
92			30	4	7	
93			57	2	25	
94			17	2		
95			43	2		
96			20			
97			54	1		
98			18	2		
99			33	2		
100			18	1		
101			45	1		
102			23	1		
103			33			
104			23			
105			43			
106			22	1		
107			39	1		
108			18			
109			34			
110			24			
111			37			
112			17	1		
113			29	1		
114			20			
115			23	1		
116			21			
117			33			
118			27			
119			37			
120			15			
121			42			
122			20			
123			30			
124			17			
125			33			
126			30			
127			24			
128			31			
129			30			
130			19			
131			27			
132			29			
133			29			
134			18			
135			28			
136			29			
137			27			
138			16			
139			21			
140			31			
141			43			
142			39			
143			46			
144			50			
145			59			
146			68			
147			81			
148			75			
149			69			
150			59			
151			55			
152			37			
153			21			
154			16			
155			4			
156			3			
157			14			
計		0	6,801	48	479	386
					合計人員	7,714

その5 研究職給料表

号給 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5		3			
6					
7					
8					
9		5			
10					
11					
12					
13		3			
14					
15					
16					
17		5			
18		1			
19		2			
20					
21		5	1		
22			3		
23		1	3		
24					
25		8			
26					
27		1	4		
28					
29		3			3
30					
31		3	5		1
32		1	2		
33		6			1
34					
35		1	4		
36		1			
37		5	1		
38			1		
39			4		
40		1	1		
41		2	1		
42					1
43		2	4		
44		1			
45		2		1	
46		1		1	
47		1		3	
48			2		
49		5	1	3	
50				1	
51		1	1	6	
52		2		1	
53		4		3	
54			1	2	
55		1	1	4	
56				3	
57			1	1	
58			1	1	
59				3	
60					
61			1	2	
62			1		
63				1	
64			1	2	
65				1	
66			4	4	
67				1	
68			4		
69				2	
70			1	1	
71				1	
72			1	2	
73			2	9	
74			2		
75			1		
76			1		
77					
78			1		
79					
80					

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
81			2		
82			3		
83			1		
84			1		
85			2		
86			1		
87			1		
88			2		
89			37		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	0	77	112	59	6
				合計人員	254

その6 医療職給料表(一)

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	2			
10				
11				
12			1	
13	3	3		
14				
15				
16		1		1
17		1		
18		1		
19				
20				
21	2	1		
22				
23				
24				
25	2	1		
26				
27				1
28				
29	4			
30				
31			1	
32				
33				
34				
35			1	
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43			1	
44				
45			1	
46				1
47				
48				
49				
50				
51			1	
52				
53			1	
54				
55				2
56				
57				1
58				
59			1	
60				
61				
62				
63				
64				
65				5
66				
67			2	
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
81			1	
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	13	9	11	10
合計人員				43

その7 医療職給料表(二)

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13			1			
14						
15			1			
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22			1			
23			2			
24			1	1		
25						
26			2			
27			2			
28						1
29			1	1		
30				1		
31			3			1
32						1
33						1
34			1	2		
35						
36				1		
37		2	1	2		
38			1			
39			2	1		
40				2		
41		1	1			
42		1	2	2		
43			2	1		
44			1			
45		1				
46				1	1	
47		2	1		1	
48				1		
49		1	4			
50		1			3	
51		2		1	2	
52				1	2	
53		1				
54		2	2	2	1	
55		2	1		1	
56						
57		1	1		1	
58						
59			3	1		
60					1	
61				1		
62						
63				2	1	
64						
65				1		
66						
67				1		
68				2		
69				1		
70						
71				3		
72						
73			1	2		
74						
75				2		
76						
77						
78				1		
79				2		
80				2		

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
81					
82					
83			1		
84					
85			1		
86			1		
87			1		
88			1		
89					
90			2		
91					
92			2		
93			2		
94			1		
95			1		
96			1		
97			4		
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
計	17	38	59	14	4
				合計人員	132

その8 医療職給料表(三)

号給 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		1			
18					
19		3			
20					
21					
22		2			
23		2			
24					
25					
26					
27		3		2	
28					
29					
30					
31	2	6			
32				1	
33		1			
34		1			
35	3	1			
36					
37		1			
38					
39	4				
40		3			
41				1	
42					
43	3				
44					
45		1			
46					
47	1				1
48	1	1			1
49					1
50		1			2
51	1	1			2
52					
53					1
54	2				1
55	5	1			
56					3
57					
58					
59					
60		1			
61					
62					
63					
64		1			
65					
66					
67					
68		1			
69					1
70		2			
71				1	
72					
73				1	
74					
75					
76					
77					
78				1	
79					
80		1			

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
81						
82						
83						
84						
85						
86				1		
87						
88						
89						
90						
91						
92				1		
93				1		
94				2		
95				2		
96						
97				2		
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
165						
166						
167						
168						
169						
計		22	35	16	13	0
					合計人員	86

第11表 特定任期付職員給料表の号給別人員分布

号 給	人 員
1	
2	2
3	
4	
5	1
6	
7	1
適用職員数 4人	

第12表 60歳超職員の給料表別、級別、年齢別人員分布

その1 フルタイム勤務職員

区分 給料表	合計	級別人員分布							年齢別人員分布				
		1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
行政職給料表	262	—	155	—	107 (107)	—	—	—	107 (107)	67	51	19	18
公安職給料表	93	—	—	—	4	52 (2)	14 (13)	23 (23)	38 (38)	15	12	18	10
教育職給料表(□)(ア)	410	—	388 (116)	2 (2)	11 (7)	10 (7)	—	—	132 (132)	97	80	64	37
教育職給料表(□)(イ)	486	—	543 (134)	—	7 (7)	70 (40)	—	—	182 (181)	103	76	78	47
研究職給料表	11	—	3	—	8 (8)	—	—	—	8 (8)	3	—	—	—
医療職給料表(□)	8	—	2	—	6 (6)	—	—	—	6 (6)	1	1	—	—
医療職給料表(□)	10	—	2	—	8 (8)	—	—	—	8 (8)	1	1	—	—

(注) フルタイム勤務職員の勤務時間は、週38時間45分
()内は、その内定年延長者を表す。

その2 短時間勤務職員

区分 給料表	合計	級別人員分布					年齢別人員分布				
		1級	2級	特2級	3級	4級	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
行政職給料表	174 (3)	—	174 (3)	—	—	—	10 (1)	22 (2)	20	64	58
公安職給料表	11	—	—	—	1	10	4	—	2	3	2
教育職給料表(□)(ア)	145 (145)	4 (4)	141 (141)	—	—	—	14 (14)	25 (25)	34 (34)	41 (41)	31 (31)
教育職給料表(□)(イ)	222 (222)	—	222 (222)	—	—	—	23 (23)	45 (45)	51 (51)	56 (56)	47 (47)
研究職給料表	11 (1)	—	11 (1)	—	—	—	2	4	2	2 (1)	1
医療職給料表(□)	4	—	4	—	—	—	—	1	1	1	1
医療職給料表(□)	12	—	12	—	—	—	1	1	1	4	5

(注) 表中の数値は、フルタイムの3/4勤務職員(4週間の勤務時間が116時間15分の職員)及びフルタイムの1/2勤務職員(2週間の勤務時間が38時間45分の職員)の合計人数で、()内は、その内フルタイムの1/2勤務職員数を表す。

2 民間給与等関係資料

令和6年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本人事業委員会、人事院及び広島市人事委員会等

(3) 調査の対象

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所
1,343事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

(3)アに記載した1,343事業所を、組織、企業規模、産業等により32層に層化し、これらの層から335事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所は、第13表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

(5) 調査事項

ア 事業所に関する事項

毎月きまって支給する給与、賞与・臨時給与に関する支給状況等

イ 従業員に関する事項

従業員の年齢、学歴、きまって支給する給与、時間外手当、通勤手当等

(6) 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 企業規模別調査事業所数

その1 産業別、企業規模別調査事業所数

区 分	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
調 査 対 象 事 業 所	事業所 1,343	事業所 598	事業所 554	事業所 191
抽 出 事 業 所	335	155	136	44
調 査 事 業 所 (産 業 計)	287	137	113	37
農 業 、 林 業 、 漁 業	0	0	0	0
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業 、 建 設 業	28	17	5	6
製 造 業	118	48	53	17
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 、 郵 便 業	55	30	19	6
卸 売 業 、 小 売 業	27	16	10	1
金 融 業 、 保 険 業 、 不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	11	9	2	0
教 育 、 学 習 支 援 業 、 医 療 、 福 祉 、 サ ー ビ ス 業	48	17	24	7

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が6所、調査不能の事業所が42所あった。
- 2 調査対象事業所335所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所6所を除いた329所に占める調査完了事業所287所の割合(調査完了率)は、87.2%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)
- ただし、「調査対象事業所」欄及び「抽出事業所」欄は、調査前の企業規模により計上している。
- 4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

その2 地域別、企業規模別調査事業所数

区 分	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
調 査 事 業 所 (地 域 計)	事業所 287	事業所 137	事業所 113	事業所 37
広 島 市	146	80	52	14
上 記 を 除 く 県 内 の 市	128	47	59	22
県 内 の 町	13	10	2	1

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計			
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	226,471	232,781	210,175	214,222
	短大卒	200,409	212,126	184,824	—
	高校卒	181,439	182,496	179,920	※ 167,664
新卒事務員	大学卒	223,217	230,628	204,781	※ 221,034
	短大卒	186,107	※ 194,705	※ 178,462	—
	高校卒	176,963	181,182	※ 169,218	※ 167,664
新卒技術者	大学卒	230,206	235,069	217,916	※ 206,293
	短大卒	212,057	222,362	※ 192,715	—
	高校卒	184,012	183,261	185,374	—
新卒大学助教	大学卒	—	—	—	—
新卒高等学校教諭	大学卒	※ 244,576	—	—	※ 244,576
新卒研究員	大学卒	※ 270,000	※ 270,000	—	—
新卒研究員補助	短大卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—
準新卒医師	大学卒	—	—	—	—
準新卒薬剤師	大学卒	—	—	—	—
準新卒診療放射線技師	短大卒	—	—	—	—
新卒栄養士	短大卒	—	—	—	—
準新卒看護師	養成所卒	221,443	※ 219,719	※ 222,500	—
準新卒准看護師	養成所卒	—	—	—	—

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 「準新卒」とは、令和5年度中に資格免許を取得し、令和6年4月までの間に採用された場合をいう。
 なお、医師については、令和3年3月大学卒業後、令和3年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和6年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「※」は、調査実人員が10人以下であることを示す。

第15表 民間における初任給の改定状況

項目		新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
学歴	企業規模		増額	据置き	減額	
		%	%	%	%	%
大 学 卒	規模計	33.9	(88.5)	(11.5)	—	66.1
	500人以上	31.1	(87.0)	(13.0)	—	68.9
	100人以上 500人未満	38.6	(86.8)	(13.2)	—	61.4
	100人未満	29.4	(100.0)	—	—	70.6
高 校 卒	規模計	16.3	(93.7)	(6.3)	—	83.7
	500人以上	21.9	(96.5)	(3.5)	—	78.1
	100人以上 500人未満	14.4	(88.5)	(11.5)	—	85.6
	100人未満	3.6	(100.0)	—	—	96.4

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである(事業所単位による集計)。

2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第16表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	27	54.9	835,348	15,379	819,969	構成員50人以上の 支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	16	54.6	957,890	3,427	954,463	
	短大卒	4	57.9	620,867	9,077	611,790	
	高校卒	7	53.6	659,978	50,412	609,566	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	12	54.5	840,693	4,302	836,391	構成員50人以上の 工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	8	54.9	885,000	0	885,000	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	4	53.8	762,439	11,900	750,539	
	事務部長	491	53.0	620,519	3,293	617,226	2課以上又は 構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	375	53.0	630,451	2,352	628,099	
	短大卒	38	51.8	572,604	12,905	559,699	
	高校卒	77	53.7	599,615	3,170	596,445	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術部長	345	53.7	656,671	5,119	651,552	
	大学卒	248	53.5	668,156	1,975	666,181	
	短大卒	33	53.7	634,398	14,414	619,984	
	高校卒	64	54.3	631,277	10,489	620,788	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部次長	114	52.4	618,435	1,366	617,069	上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められる 部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長一 課長間)
大学卒	96	52.4	638,062	1,532	636,530		
短大卒	3	48.4	447,453	87	447,366		
高校卒	14	53.8	531,041	465	530,576		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術部次長	101	52.0	632,637	2,824	629,813		
大学卒	84	51.9	649,855	3,165	646,690		
短大卒	4	51.3	555,789	3,531	552,258		
高校卒	13	52.9	540,473	316	540,157		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	940	49.7	553,024	10,253	542,771	2係以上又は 構成員10人以上 の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職	
大学卒	691	49.1	560,912	8,471	552,441		
短大卒	85	50.6	541,506	11,057	530,449		
高校卒	164	51.8	528,625	16,661	511,964		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	874	50.1	557,248	16,891	540,357		
大学卒	607	49.4	558,146	8,932	549,214		
短大卒	81	50.7	512,455	9,624	502,831		
高校卒	183	52.1	573,054	45,877	527,177		
中学卒	3	43.2	515,338	1,886	513,452		

(注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示す(以下2から4において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	409	47.1	494,761	58,297	436,464	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代理 及び課長代理級専 門職 中間職(課長一 係長間)
	大学卒	292	45.7	503,460	61,297	442,163	
	短大卒	54	49.4	438,975	44,715	394,260	
	高校卒	59	51.1	510,293	59,059	451,234	
	中学卒	4	57.3	445,238	27,499	417,739	
	技術課長代理	230	43.6	528,439	58,877	469,562	
	大学卒	177	41.8	537,658	65,122	472,536	
	短大卒	19	47.5	470,225	47,203	423,022	
	高校卒	34	50.7	507,120	31,858	475,262	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	883	45.7	431,917	50,604	381,313	係の長及び 係長級専門職
	大学卒	573	44.3	433,752	49,905	383,847	
	短大卒	128	47.4	393,631	42,134	351,497	
	高校卒	182	49.3	451,843	58,573	393,270	
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係長	680	46.8	514,970	90,480	424,490		
大学卒	300	43.3	459,022	71,092	387,930		
短大卒	81	46.2	447,647	61,286	386,361		
高校卒	298	49.7	574,379	112,472	461,907		
中学卒	x	x	x	x	x		
事務主任	820	45.1	457,751	69,570	388,181	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長一 係員間)	
大学卒	485	42.6	435,245	62,731	372,514		
短大卒	131	48.7	447,793	71,023	376,770		
高校卒	203	48.2	508,901	82,467	426,434		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術主任	950	43.9	475,703	91,337	384,366		
大学卒	604	42.4	482,180	98,057	384,123		
短大卒	93	46.6	446,368	71,846	374,522		
高校卒	251	46.8	469,675	81,237	388,438		
中学卒	2	44.1	388,559	55,034	333,525		
事務係員	3,263	38.6	340,322	41,789	298,533		
大学卒	1,938	35.6	345,543	43,555	301,988		
短大卒	546	46.3	347,866	40,187	307,679		
高校卒	756	41.0	321,056	38,259	282,797		
中学卒	23	52.1	329,360	38,117	291,243		
技術係員	2,802	35.1	355,005	59,524	295,481		
大学卒	1,595	32.9	361,389	62,559	298,830		
短大卒	334	38.0	343,679	51,542	292,137		
高校卒	857	37.3	349,030	57,479	291,551		
中学卒	16	46.9	332,296	49,507	282,789		

2 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	24	54.7	892,245	16,234	876,011	構成員50人以上の 支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	16	54.6	957,890	3,427	954,463	
	短大卒	2	58.5	821,582	0	821,582	
	高校卒	6	53.8	704,336	62,723	641,613	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	11	54.5	866,891	4,677	862,214	構成員50人以上の 工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	8	54.9	885,000	0	885,000	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	53.5	825,800	15,289	810,511	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	337	53.7	657,305	2,193	655,112	2課以上又は 構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	262	53.7	669,195	903	668,292	
	短大卒	23	52.3	596,238	22,321	573,917	
	高校卒	52	54.5	626,409	333	626,076	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	254	54.3	691,023	5,604	685,419	
	大学卒	186	54.0	697,962	1,236	696,726	
	短大卒	20	55.0	704,702	18,834	685,868	
高校卒	48	54.9	664,027	13,626	650,401		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	76	52.6	634,721	585	634,136	上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められる 部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長一 課長間)	
大学卒	68	52.2	642,351	567	641,784		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	8	55.6	572,870	725	572,145		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	68	53.2	675,607	1,212	674,395		
大学卒	62	53.1	680,754	1,268	679,486		
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒	5	54.9	622,906	767	622,139		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	700	49.9	567,073	10,485	556,588	2係以上又は 構成員10人以上 の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職	
大学卒	513	49.3	574,718	8,885	565,833		
短大卒	59	50.4	543,127	12,430	530,697		
高校卒	128	51.9	550,526	15,362	535,164		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	607	50.3	592,407	20,015	572,392		
大学卒	447	49.6	582,941	10,110	572,831		
短大卒	46	51.1	574,031	13,292	560,739		
高校卒	112	52.7	637,385	61,613	575,772		
中学卒	2	44.8	528,340	2,576	525,764		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	338	47.1	498,578	57,533	441,045	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代理 及び課長代理級専 門職 中間職(課長一 係長間)
	大学卒	247	45.6	506,966	60,881	446,085	
	短大卒	39	49.7	441,791	44,372	397,419	
	高校卒	48	51.5	513,053	55,261	457,792	
	中学卒	4	57.3	445,238	27,499	417,739	
	技術課長代理	163	43.4	551,441	59,436	492,005	
	大学卒	132	41.6	553,480	65,032	488,448	
	短大卒	9	48.8	555,555	54,502	501,053	
	高校卒	22	52.4	537,150	26,538	510,612	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	582	45.9	462,812	57,990	404,822	係の長及び 係長級専門職
	大学卒	389	44.5	459,969	57,802	402,167	
	短大卒	67	47.1	420,119	45,144	374,975	
	高校卒	126	49.7	493,762	65,186	428,576	
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係長	452	47.5	560,864	105,038	455,826		
大学卒	185	43.7	489,524	79,892	409,632		
短大卒	30	46.7	580,030	87,406	492,624		
高校卒	237	50.0	603,341	122,855	480,486		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務主任	555	46.5	504,357	81,347	423,010	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長一 係員間)	
大学卒	326	44.0	473,275	71,799	401,476		
短大卒	81	50.4	511,003	89,259	421,744		
高校卒	147	49.1	559,103	95,145	463,958		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術主任	722	44.6	500,547	99,470	401,077		
大学卒	456	43.2	505,504	105,868	399,636		
短大卒	60	47.6	494,266	86,952	407,314		
高校卒	204	47.1	490,931	87,756	403,175		
中学卒	2	44.1	388,559	55,034	333,525		
事務係員	2,082	38.9	356,838	46,925	309,913		
大学卒	1,264	35.8	358,384	47,992	310,392		
短大卒	332	47.1	374,016	46,164	327,852		
高校卒	467	41.4	340,657	44,581	296,076		
中学卒	19	53.3	344,501	41,036	303,465		
技術係員	1,963	34.9	363,659	62,883	300,776		
大学卒	1,093	32.9	371,906	66,873	305,033		
短大卒	199	37.2	360,268	56,243	304,025		
高校卒	659	37.0	353,539	59,231	294,308		
中学卒	12	46.9	332,948	49,980	282,968		

3 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備考		
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	2	54.5	441,915	0	441,915	構成員50人以上の 支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	x	x	x	x	x		
	高校卒	x	x	x	x	x		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	x	x	x	x	x		構成員50人以上の 工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	x	x	x	x	x		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	139	51.3	548,703	6,428	542,275	2課以上又は 構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	104	51.3	547,884	6,265	541,619		
	短大卒	12	50.0	548,696	0	548,696		
	高校卒	22	52.4	559,406	11,241	548,165		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	技術部長	71	51.5	570,639	2,373	568,266		
	大学卒	48	51.4	598,957	3,657	595,300		
	短大卒	12	50.9	504,634	0	504,634		
高校卒	11	52.4	533,008	0	533,008			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務部次長	35	52.1	591,015	3,164	587,851	上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められる 部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長一 課長間)		
大学卒	26	53.1	638,855	4,182	634,673			
短大卒	2	51.4	466,764	146	466,618			
高校卒	6	50.4	456,136	0	456,136			
中学卒	x	x	x	x	x			
技術部次長	26	48.1	529,921	3,849	526,072			
大学卒	19	47.0	539,841	4,416	535,425			
短大卒	2	47.7	557,143	8,117	549,026			
高校卒	5	52.5	481,888	0	481,888			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務課長	216	49.4	523,854	9,333	514,521	2係以上又は 構成員10人以上 の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職		
大学卒	163	48.9	532,472	7,440	525,032			
短大卒	23	51.6	557,086	6,918	550,168			
高校卒	30	50.7	457,262	20,648	436,614			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術課長	218	49.1	471,205	5,552	465,653			
大学卒	134	48.1	484,902	3,163	481,739			
短大卒	31	50.3	422,086	4,721	417,365			
高校卒	52	50.8	467,157	11,661	455,496			
中学卒	x	x	x	x	x			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	67	46.8	478,626	63,830	414,796	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代理 及び課長代理級専 門職 中間職(課長一 係長間)	
	大学卒	42	45.9	488,005	63,593	424,412		
	短大卒	14	48.0	436,366	50,516	385,850		
	高校卒	11	49.0	493,847	81,691	412,156		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	57	43.9	462,537	63,265	399,272		
	大学卒	39	42.6	485,578	73,433	412,145		
	短大卒	9	46.5	356,933	43,134	313,799		
	高校卒	9	46.6	456,252	42,868	413,384		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	275	45.4	375,622	35,721	339,901		係の長及び 係長級専門職
	大学卒	170	43.9	381,466	31,719	349,747		
	短大卒	56	47.6	369,519	40,416	329,103		
	高校卒	49	48.4	361,537	44,805	316,732		
中学卒	-	-	-	-	-			
技術係長	214	44.8	382,476	47,891	334,585			
大学卒	104	42.6	399,229	52,545	346,684			
短大卒	50	45.8	330,972	38,115	292,857			
高校卒	59	47.6	395,186	48,595	346,591			
中学卒	x	x	x	x	x			
事務主任	223	40.6	324,769	37,003	287,766	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長一 係員間)		
大学卒	137	38.1	332,656	39,141	293,515			
短大卒	40	44.5	308,419	30,990	277,429			
高校卒	46	44.3	316,871	36,192	280,679			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術主任	178	39.3	328,605	37,901	290,704			
大学卒	113	36.2	336,484	45,877	290,607			
短大卒	30	43.5	304,343	20,823	283,520			
高校卒	35	44.9	325,313	28,421	296,892			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務係員	1,009	37.7	296,937	28,926	268,011			
大学卒	593	34.8	308,219	31,477	276,742			
短大卒	179	44.6	285,824	26,021	259,803			
高校卒	234	39.9	277,141	24,777	252,364			
中学卒	3	41.6	255,657	17,455	238,202			
技術係員	684	35.1	316,635	42,894	273,741			
大学卒	435	32.7	320,974	44,289	276,685			
短大卒	97	41.1	299,710	38,509	261,201			
高校卒	148	38.3	314,279	41,417	272,862			
中学卒	4	46.6	327,011	45,678	281,333			

4 企業規模100人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備考		
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	x	x	円 x	円 x	円 x	構成員50人以上の 支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	x	x	x	x	x		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-		構成員50人以上の 工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	15	52.5	474,943	177	474,766		2課以上又は 構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	9	52.9	483,871	0	483,871		
	短大卒	3	55.3	511,815	0	511,815		
	高校卒	3	48.1	409,961	895	409,066		
中学卒	-	-	-	-	-			
技術部長	20	53.2	523,185	7,598	515,587			
大学卒	14	53.6	528,600	5,524	523,076			
短大卒	x	x	x	x	x			
高校卒	5	51.6	500,109	0	500,109			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務部次長	3	50.1	458,628	4,599	454,029	上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められる 部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長一 課長間)		
大学卒	2	53.5	480,219	7,112	473,107			
短大卒	x	x	x	x	x			
高校卒	-	-	-	-	-			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	7	51.0	507,665	15,628	492,037			
大学卒	3	51.0	541,223	36,777	504,446			
短大卒	x	x	x	x	x			
高校卒	3	50.1	483,452	0	483,452			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務課長	24	48.3	407,044	11,136	395,908	2係以上又は 構成員10人以上 の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職		
大学卒	15	45.1	409,480	5,566	403,914			
短大卒	3	48.0	419,820	10,000	409,820			
高校卒	6	56.2	394,346	25,726	368,620			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術課長	49	50.9	427,422	18,098	409,324			
大学卒	26	50.8	425,317	11,351	413,966			
短大卒	4	47.7	405,479	0	405,479			
高校卒	19	51.7	434,581	30,975	403,606			
中学卒	-	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	4	47.8	374,105	52,547	321,558	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代理 及び課長代理級専 門職 中間職(課長一 係長間)
	大学卒	3	47.3	385,800	70,063	315,737	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	10	45.0	390,170	29,390	360,780	
	大学卒	6	43.9	391,394	27,237	364,157	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	3	48.7	410,892	43,016	367,876	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	26	44.8	332,935	40,862	292,073	係の長及び 係長級専門職
	大学卒	14	42.1	338,210	49,025	289,185	
	短大卒	5	49.2	312,230	22,768	289,462	
	高校卒	7	47.2	337,008	37,405	299,603	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	14	42.5	377,200	54,199	323,001	
大学卒	11	40.8	371,876	56,525	315,351		
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒	2	52.2	399,496	40,239	359,257		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務主任	42	44.2	308,960	27,218	281,742	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長一 係員間)	
大学卒	22	42.6	318,047	30,221	287,826		
短大卒	10	47.3	306,178	29,559	276,619		
高校卒	10	44.9	291,503	18,129	273,374		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	50	43.3	387,821	79,110	308,711		
大学卒	35	42.7	405,057	81,592	323,465		
短大卒	3	48.0	401,144	113,022	288,122		
高校卒	12	44.0	333,556	63,122	270,434		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	172	39.3	302,732	26,962	275,770		
大学卒	81	35.9	317,989	29,031	288,958		
短大卒	35	44.5	315,056	32,623	282,433		
高校卒	55	40.6	270,920	19,505	251,415		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術係員	155	37.4	317,251	52,129	265,122		
大学卒	67	33.7	322,397	57,173	265,224		
短大卒	38	37.6	301,726	41,041	260,685		
高校卒	50	42.0	322,144	53,790	268,354		
中学卒	-	-	-	-	-		

その2 給与比較の対象外職種
企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	—	—	—	—	見習、外国語の電話 交換手を除く。 業務委託契約等に 基づき、他の事業所 において業務に従事 している者を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—		
	守衛	36	48.6	380,516	95,976		284,540
	用務員	4	58.6	300,651	10,103		290,548
教育 関係 職種	大学学長・副学長・学部長	16	57.5	767,167	0	767,167	
	大学教授	74	56.0	646,525	0	646,525	
	大学准教授	59	48.5	541,863	0	541,863	
	大学講師	25	46.6	497,109	136	496,973	
	大学助教	27	39.9	407,094	255	406,839	
職 種	高等学校校長	3	60.8	702,354	0	702,354	
	高等学校教頭	8	55.8	624,902	3,183	621,719	
	高等学校教諭	81	45.2	487,154	8,033	479,121	
研究 関係 職種	研究所長	x	x	x	x	x	
	研究部(課)長	29	52.5	743,847	12,528	731,319	
	研究室(係)長	2	47.5	521,200	0	521,200	
	主任研究員	74	39.8	519,240	31,292	487,948	
	研究員	71	36.5	370,124	30,501	339,623	
研究補助員	—	—	—	—	—	構成員50人以上の 所の長 2室(係)以上又は 構成員7人以上の 構成員3人以上の 室(係)の長 下記研究員より上位 の者(研究所長の職名 を有する者、上記研究部 (課)長及び研究室(係)長 を除く。)	
医 療 関 係 職 種	病院長	2	64.5	1,147,043	0	1,147,043	
	副院長	7	59.5	1,311,674	0	1,311,674	
	医科長	23	52.3	1,126,405	78,694	1,047,711	
	医師	23	42.1	983,739	11,583	972,156	
	歯科医師	3	53.7	1,044,549	149,714	894,835	
	薬局長	4	53.0	571,842	42,224	529,618	
	薬剤師	31	37.6	427,490	61,541	365,949	
	診療放射線技師	27	40.6	388,969	32,280	356,689	
	臨床検査技師	32	39.5	343,553	41,021	302,532	
	栄養士	17	34.6	294,207	35,768	258,439	
理学療法士	47	35.1	313,873	23,197	290,676		
作業療法士	48	33.8	306,478	8,579	297,899		
種	総看護師長	6	55.3	612,388	14,049	598,339	
	看護師長	72	45.7	450,906	69,922	380,984	
	看護師	187	38.4	365,283	52,402	312,881	
	准看護師	54	45.6	276,343	44,889	231,454	

(注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示す。

第17表 職種に対応する級（行政職給料表）

行政職給料表 職務の級	対 応 職 種		
	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上 500人未満	企業規模 100人未満
7 級	支 店 長 工 場 長 事 務 部 長 技 術 部 長 事 務 部 次 長 技 術 部 次 長		
6 級		支 店 長 工 場 長 事 務 部 長 技 術 部 長 事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	
5 級			支 店 長 工 場 長 事 務 部 長 技 術 部 長 事 務 部 次 長 技 術 部 次 長
4 級	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 技 術 課 長	支 店 長 工 場 長 事 務 部 長 技 術 部 長 事 務 部 次 長 技 術 部 次 長
3 級	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理 事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 課 長 技 術 課 長 事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 課 長 技 術 課 長 事 務 係 長 技 術 係 長
2 級	事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 係 長 技 術 係 長
1 級	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部2・3級に対応) 事 務 係 員 技 術 係 員	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部2・3級に対応) 事 務 係 員 技 術 係 員	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部2・3級に対応) 事 務 係 員 技 術 係 員

(注) 主任の一部とは、係制をとっていない事業所で、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する者をいう。

第18表 民間における特別給の支給状況

項目		区分	
		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	円 386,011	円 278,721
	上半期 (A2)	円 396,852	円 290,503
特別給の支給額	下半期 (B1)	円 859,239	円 529,450
	上半期 (B2)	円 944,959	円 571,374
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{(B1)}{(A1)}\right)$	月分 2.23	月分 1.90
	上半期 $\left(\frac{(B2)}{(A2)}\right)$	月分 2.38	月分 1.97
	年間計	4.61月分	3.87月分

(注) 下半期とは令和5年8月から令和6年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目	部長級		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	% 43.3	% 56.7	% 44.7	% 55.3	% 52.3	% 47.7
500人以上	40.2	59.8	41.6	58.4	54.2	45.8
100人未満	43.1	56.9	43.6	56.4	49.4	50.6
100人未満	53.2	46.8	56.1	43.9	54.8	45.2

第20表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		75.9%
	配偶者に家族手当を支給する	60.7%
	子に家族手当を支給する	73.1%
家族手当制度がない		24.1%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	11,938円
	配偶者と子1人	18,011円
	配偶者と子2人	23,978円
	子1人	10,523円
	子2人	19,747円
	子3人	29,197円

(注) 1 「配偶者」、「配偶者と子1人」、「配偶者と子2人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

2 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

見直し予定の状況	割合
配偶者に対する家族手当を見直す予定 又は見直すことについて検討中	14.0%
税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の民間 企業の見直しの動向、公務員の見直しの動向等に よっては、見直すことを検討	14.0%
配偶者に対する家族手当を見直す予定はない (検討も行っていない)	72.0%

(注) 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。

第21表 民間における通勤手当の支給状況

その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

在来線の 通勤手当を 支給する	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	在来線の 通勤手当を 支給しない
95.9	(41.3)	(8.4)	(40.5)	(9.8)	4.1

(注) ()内は在来線の通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する 特急料金を含む通勤手当の支給状況

特急料金を含む 通勤手当を 支給する	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	特急料金を含む 通勤手当を 支給しない
82.2	(53.4)	(9.0)	(24.1)	(13.5)	17.8

(注) 1 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を100とした割合である。

2 ()内は特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

第22表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
99.7 %	76.1 %	23.8 %	0.3 %

(注) 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
課 長 級		56.7 %	32.0 %	43.3 %
非 管 理 職		51.4	29.7	48.6

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第24表において同じ。)

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
71.1 %	76.0 %

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

令和6年4月の標準生計費

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、勤労者世帯のうち、1人世帯及び夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される複数人世帯（有業人員1人の2人～5人世帯）について、世帯人員別に世帯主の想定年齢を設定し、令和6年4月の標準生計費を算定した。

標準生計費は、次の5つの費目を対象として算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

- 食料費…………… 食料
- 住居関係費…………… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費…………… 被服及び履物
- 雑費Ⅰ…………… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ…………… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

第25表 広島市における費目別、世帯人員別標準生計費

(単位：円)

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	32,364	41,143	53,467	65,799	78,132
住居関係費	45,608	51,110	47,116	43,122	39,128
被服・履物費	4,895	4,574	6,981	9,389	11,797
雑費Ⅰ	18,732	25,685	39,360	53,045	66,731
雑費Ⅱ	20,346	36,687	46,106	55,525	64,956
合計	121,945	159,199	193,030	226,880	260,744